杉並区職員措置請求監査結果

(新・元気を出せ!商店街事業費補助金に関する 住民監査請求(その2))

令和2年8月

杉並区監査委員

目 次

第 1	請求の概要と受理	
1	請求人 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	請求書の提出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
3	請求の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
4	請求の受理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
第2	監査の実施	
1	証拠の提出及び陳述の機会の付与・・・・・・・・・・・・・・・	4
2	監査対象事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
3	対象部局とその抗弁要旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
第3	監査の結果	
1	結 論 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
2	関係要綱等の規定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
3	平成 25 年度の「高円寺びっくり大道芸 2013」事業等の事業内容に	
		15
4		. –
F		17
5		19
6	判断・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2	26
<別	紙>	
1	職員措置請求書及び事実証明書 ・・・・・・・・・・・・・・・ 3	35
2	杉並区長の抗弁書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15
<資	料>	
1	東京都新・元気を出せ!商店街事業費補助金交付要綱 ・・・・・・・・ 8	39
2	東京都新・元気を出せ!商店街事業費補助金交付要綱実施細目 ・・・・・・ 10)3
3	東京都新・元気を出せ!商店街事業補助金交付事務マニュアル ・・・・・ 10)7
4	杉並区新・元気を出せ商店街事業費補助金交付要綱 ・・・・・・・・ 14	19
5	杉並区新・元気を出せ商店街事業費補助金交付要綱実施細目 ・・・・・・ 15	59
6	杉並区イベント事業補助金のてびき(交付申請用) ・・・・・・・・ 16	31
7	杉並区イベント事業補助金のてびき(実績報告用) ・・・・・・・・ 16	39
8		75

【注】

- 1 資料1から7までは平成25年度、資料8は平成26年度のものである。
- 2 請求人の氏名は仮名(A)で表示し、その住所等の記載は省略した。

第1 請求の概要と受理

1 請求人

Α

2 請求書の提出

令和2年6月29日

3 請求の概要

請求人が提出した杉並区職員措置請求書(以下「措置請求書」という。)及び 事実証明書は別紙1のとおりであり、その概要は次のとおりである。

(1)請求の趣旨

2013年度(平成25年度)に、杉並区(以下「区」という。)が窓口となり、①「高円寺びつくり大道芸2013」事業、②「高円寺駅南口広場イルミネーション」事業、③「ちょうちんフェスタ」事業及び④「フェスティバルサマーナイト2013」事業(以下「「高円寺びつくり大道芸2013」事業等」という。)に対して支出した「杉並区新・元気を出せ商店街事業費補助金」(以下「区補助金」という。)のうち、東京都(以下「都」という。)から不正受給との指摘を受けたものについて、当該区補助金の受給者に求償するなど必要な措置を求める。なお、措置請求書に、「高円寺駅南口広場イルミネーション」事業、「ちょうちんフェスタ」事業及び「フェスティバルサマーナイト2013」事業の実施年度として、「2014年度」と記載されているのは、「2013年度(平成25年度)」の誤りである。

(2) 請求の理由

ア 事実経過

区は、平成25年度に、「高円寺びっくり大道芸2013」事業費名目で、高円寺あづま通り商店会等の8商店会に対して区補助金を支給し、これを支給するに当たり、都から間接補助金として「東京都新・元気を出せ!商店街事業費補助金」(以下「都補助金」という。)を受給し、財源の一部とした。

令和2年6月23日に、区は、別件住民訴訟(令和2年(行ウ)第83号)の口頭弁論で、当該事業に関して都補助金の不正受給があり、都の命令に従って、平成26年12月16日付けで都補助金「21万円」を返還し、平成27年2月18日付けで違約加算金「2万5,893円」を支払った事実を明らかにした。

また、「高円寺駅南口広場イルミネーション」事業、「ちょうちんフェスタ」 事業及び「フェスティバルサマーナイト 2013」事業についても、同様に不正 があったとして、都補助金「8万円」の返還と違約加算金「5,352円」の支 払を求められ、区はこれに応じて、平成26年12月16日付けで都補助金を 返還し、平成27年2月18日付けで違約加算金を支払った。 なお、措置請求書に、「高円寺びつくり大道芸 2013」事業の都補助金及び 違約加算金の合計額として、「23 万 893 円」と記載されているのは、「23 万 5,893 円」の誤りであり、当該事業に関して不正が指摘された商店会として、「高円寺南商店街」と記載されているのは、「高円寺南商店会」の誤りであり、違約加算金の支払日として、「平成 26 年 12 月 16 日」と記載されているのは、「平成 27 年 2 月 18 日」の誤りである。

不正が指摘された商店会と不正金額は、次のとおりである。

(単位:円)

事業名	商店会名	補助金	違約加算
学 未有	间/0.54	返還額	金額
高円寺びっくり大道芸	エトアール通り商店会	30,000	3, 699
2013	高円寺庚申通り商店街振興組合	30,000	3, 699
	高円寺中通商栄会	30,000	3, 699
	高円寺パル商店街振興組合	30,000	3, 699
	高円寺南商店会		3, 699
	新高円寺通商店街振興組合		3, 699
	大場通り商和会	30,000	3, 699
高円寺駅南口広場イル	 高円寺南商店会	40, 000	2, 496
ミネーション	同门守用的位式	40, 000	2, 490
ちょうちんフェスタ	八丁通り商店会	25, 000	1, 785
フェスティバルサマー	高井戸共栄会	15 000	1 071
ナイト 2013	同开厂共木云	15, 000	1, 071
	合 計	290, 000	31, 245

一方で、区は、区補助金を受給した各商店会に対して、一切の求償をして おらず、今日に至っている。

イ 違法不当性について

本件の区補助金について不正があったことは都の指摘によって明白であり、区は、その各受給者に対して、①区が都に支払った「29 万円」、②違約加算金「3 万 1,245 円」、③当該不正に関連して区が負担した補助金及び④これに対する区の要綱が規定する損害金を求償する義務を負い、なんらかの理由で不足が発生したり、あるいは求償が困難である場合は、不足分について杉並区長(以下「区長」という。)は損害を賠償する義務を負う。

なお、措置請求書に、区の要綱の題名として、「杉並区チャレンジ商店街 サポート事業補助金要綱」と記載されているのは、「杉並区新・元気を出せ 商店街事業費補助金交付要綱」の誤りであり、違約加算金額として、「3万 1,263円」と記載されているのは、「3万1,245円」の誤りである。

求償せず、不正な補助金支給を黙認する区長の行為は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第2条第14項及び地方財政法(昭和23年法律第109号)第4条第1項に違反して違法又は不当であり、区長に必要な措置をとらせるよう求める。

ウ 正当事由

令和2年6月23日の上記訴訟の口頭弁論において、被告(区長)から甲1から甲3までの文書(事実証明書)が提出され、本件不正の存在をはじめて知り、事後速やかに本件住民監査請求(以下「本件監査請求」という。)を申し立てた。よって、正当事由がある。

4 請求の受理

本件監査請求については、令和2年7月13日の監査委員会議において、監査委員4名(上原和義監査委員、三浦邦仁監査委員、内山忠明監査委員及び小川宗次郎監査委員)の合議により、地方自治法第242条所定の要件を具備しているものと認め、受理することに決定し、請求人には、同日付けの文書によりこの旨を通知した。

第2 監査の実施

1 証拠の提出及び陳述の機会の付与

地方自治法第 242 条第 7 項の規定に基づき、令和 2 年 7 月 28 日を提出期限として、請求人に証拠及び陳述書の提出の機会を付与したが、いずれも提出されなかった。

なお、請求人の陳述聴取については、その候補日を複数提示したところ、請求 人から、いずれの日も出席することができず、陳述を行わない旨の回答があった ことから、本件監査においては実施しないこととし、陳述聴取に代えて、陳述書 の提出を求めることとしたものである。

2 監査対象事項

請求人は、本件の「高円寺びっくり大道芸 2013」事業等に関する区補助金について不正があったことは都の指摘によって明白であり、区は、その各受給者に対して求償する等の義務を負っているにもかかわらず、求償せず、不正な補助金支給を黙認する区長の行為は違法又は不当であると主張していることから、その違法性又は不当性の有無について、監査を実施することとした。

3 対象部局とその抗弁要旨

産業振興センターを本件監査の対象部局とし、抗弁書の提出を求め、令和2年7月27日付けで区長の抗弁書の提出を受けるとともに、同年7月29日にその説明を聴取した。その後、当該抗弁書の内容の一部が修正され、同年8月17日付けでその再提出を受けた。

また、当該抗弁書の内容等に関して、更なる確認が必要な事項については、監査委員事務局から産業振興センターに質問し、回答を得た。

再提出された区長の抗弁書(別紙2)の要旨は、次のとおりである。

当該抗弁書には、①事実関係(主要な事実の経過)として、杉並区新・元気を 出せ商店街事業費補助金の目的、補助対象事業等、「高円寺びっくり大道芸2013」 事業等の内容、平成26年度の東京都検査による「高円寺びっくり大道芸2013」事 業等に係る補助金の返還の経過等、②職員措置請求書に対する認否及び③今回の 措置請求に関する区の見解について、それぞれ記載されている。

「今回の措置請求に関する区の見解」の内容は、次のとおりである。

都区の間接補助の制度は、基本的には、概ね同一の要綱、基準、マニュアル等に基づき、実施することが原則ではあるが、個々具体的な運用については、都区の見解が異なることがある。

まず、「高円寺びっくり大道芸 2013」事業のパンフレット広告の収益計上について、都は、都のマニュアル(質疑応答集)Q68に「総事業費のうち補助対象となる経費から収益を控除した残りの部分が補助対象経費となります」とあるように、広告収入(協賛金)を収益計上し、パンフレット経費を対象経費に計上する

とした。一方、当時、区は、当該パンフレット広告については広告掲載部分が明確に区分されており、広告掲載部分を按分して補助対象外にすれば、広告収入は収益に該当せず、広告掲載部分以外については、補助対象経費としていた。また、同じ取扱いをした「高円寺びっくり大道芸 2011」事業は、平成 25 年 1 月 11 日に都の補助金検査を受けているが、この取扱いに対しては、不適正とはされず、補助金の返還を求められなかった。なお、念のため、平成 26 年 2 月 3 日に都に照会したところ、都から同年 2 月 12 日付けで区の見解は認められないとの回答があったので、区としては、平成 26 年度補助事業から見解を改めることとした。また、「高円寺びっくり大道芸 2013」事業のチラシ等の郵便代金については、都からの疑義照会を受けて、再度確認したところ、送付先は実施商店街以外の商店会とのことであったが、送付先や数量の記録がないため、区として補助対象外経費に訂正したものである。

次に、補助事業と直接関係のない内容を掲載した「高円寺駅南口広場イルミネーション」事業及び「ちょうちんフェスタ」事業のチラシ、ポスター等について、都は、都のマニュアル(質疑応答集)Q17に「チラシに補助事業と無関係な内容を掲載している場合は、補助対象外となります」とあるように、補助対象外とした。一方、区は、区の要綱の別表2で「2 イベント事業の補助対象外とする経費」の中で「補助事業に直接必要のないもの」として「周知用ポスターやチラシでイベントに直接関係のない部分」は補助対象外とすると定めており、チラシ、ポスター等に記載されている補助事業と直接関係のない部分が按分除外されていれば、補助事業に直接関係する部分は周知費用として補助対象経費としており、それまで都から指摘等はなかった。

次に、イベントに際して提供され、イベントのために使われた「フェスティバルサマーナイト 2013」事業の協賛金について、都は、協賛金は広告収入の性質(以下「広告性」という。)の有無を問わず、収益として計上し、補助対象経費から差し引くとした。一方、区は、協賛金は、広告性があると判断した場合に、補助対象経費から差し引くが、広告性がなければ収益として控除しないとしていた。これは、平成 24 年度までは、都においても広告性のない協賛金については、収益として補助対象経費からの差引きを求めてこなかったこと、また、広告性のある協賛金については、チラシやポスターに企業等の名前が掲載されており、提供の意図及び存在を明確に把握できるが、広告性のない寄附金等については、イベントのためなのか、商店街本体の振興のためなのかといった提供者の意図や金額を正確に捕捉することが困難であること、平成 25 年度までの都のマニュアル(質疑応答集)からも、広告性のある協賛金に限り、収入計上すべきと読み取れることから、そのように取り扱っていたものである。

区と都の見解に相違があり、特に協賛金の収益計上については、明確な規定がなく、かえって誤解を与える可能性のある記載があることから、都に対して疑義を数度にわたり伝え、調整を行ったところであるが、都は見解を変更しなかった。

協賛金の収益計上に関する都の説明は、都の要綱等の記載からは読み取ることが困難であったことなどから、都と裁判で争う考え方もあったものの、裁判が長期化し敗訴した場合、高額の違約加算金(年 10.95%)を負担することとなるリ

スクや、その間の他の同種補助金への影響等を勘案し、返還請求に応じることと したものである。

区は、やむなく、都の要綱等に基づき、広告収入及び広告性のない協賛金を収益として計上するとともに、補助事業と直接関係のない内容を掲載したチラシ、ポスター等に関する周知費用及び区が訂正した郵便代金を補助対象外経費とすることによって生じる差額部分について、都の請求する補助金の返還に被補助団体として応じるとともに、違約加算金を支払ったものである。なお、補助対象外経費とするのが郵便代金だけであれば、補助金額に影響はなく、補助金の返還は生じなかった。

また、区の補助対象団体である各商店街は、区が自ら訂正した郵便代金を除き、区の説明、指導に基づき事業を実施し、平成25年度の補助金支給は、区の要綱等と照らして、適正に行われたものであり、区補助金の返還等を求める必要はないものである。

また、区の要綱等は、都の要綱等の記載内容のほか、都が開催する説明会での説明内容を十分に踏まえ作成し、これらの解釈については、都との間での照会・回答など踏まえて適宜、確認、見直し等を行ってきたものである。

以上を踏まえ、当時の区の要綱等に基づき、「パンフレット広告収入については、広告部分を按分し補助対象外経費にすれば収益に該当しない」、「チラシ、ポスター等に補助事業と直接関係のない掲載がある場合は、該当部分を按分除外すれば補助対象経費として認める」、「広告性のない協賛金については、補助対象経費から差し引く必要がない」という取扱いは適正なものであり、損害賠償等の法的責任を負うものでないと考える。

第3 監査の結果

1 結 論

本件監査請求については、令和2年8月27日に監査委員4名(上原和義監査委員、三浦邦仁監査委員、内山忠明監査委員及び小川宗次郎監査委員)の合議により、次のように決定した。

本件監査請求については、理由がないと認められるので、これを棄却する。

2 関係要綱等の規定

平成25年度の①「東京都新・元気を出せ!商店街事業費補助金交付要綱」(資料1。以下「都要綱」という。)、②「東京都新・元気を出せ!商店街事業費補助金交付要綱実施細目」(資料2。以下「都実施細目」という。)及び③「東京都新・元気を出せ!商店街事業補助金交付事務マニュアル」(資料3。以下「都マニュアル」という。)並びに平成25年度の④「杉並区新・元気を出せ商店街事業費補助金交付要綱」(資料4。以下「区要綱」という。)、⑤「杉並区新・元気を出せ商店街事業費補助金交付要綱実施細目」(資料5。以下「区実施細目」という。)、⑥交付申請用の「杉並区イベント事業補助金のてびき」(資料6)及び⑦実績報告用の「杉並区イベント事業補助金のてびき」(資料7)(以下これらを「平成25年度の区マニュアル」という。)の本件に関係する主な規定は、次のとおりである。なお、上記⑥及び⑦については、平成26年度は「杉並区新・元気を出せ!商店街事業~イベント編~【会計マニュアル】」(資料8。以下「平成26年度の区マニュアル」という。)である。

(1) 都要綱

○ 第2条(目的)

この補助金は、区市町村がまちづくりの視点から策定した商店街振興プランに基づき、商店街等が行うイベント事業及び活性化事業に対し、必要な補助金を交付することにより、広く都内商店街の振興を図り、もって中小商業の経営の安定と発展及び地域経済の活性化に寄与することを目的とする。

- 第3条(定義)第2号、第7号及び第9号
 - (2)「商店街」とは、次に掲げるものをいう。
 - ア 商店街振興組合法 (昭和 37 年法律第 141 号) により設立された商店 街振興組合
 - イ 中小企業等協同組合法(昭和 24 年法律第 181 号)により設立された 事業協同組合
 - ウ 次に掲げる事項に照らし、区市町村が商店街と認めるもの。
 - (ア) 当該区域で、中小小売商業又はサービス業に属する事業者の相当数 が近接して、その事業を営み、かつ、組織的な活動を行っていること。
 - (イ) 社会通念上消費者により、まとまった買物の場として認識されていること。

- (ウ) 当該区域内に人又は車両が常時通行できる道路を包含していること。
- (7)「補助事業者」とは、この要綱の規定に基づき、イベント事業又は活性 化事業を行う商店街等に補助を行う区市町村をいう。
- (9)「イベント事業」とは、次に掲げる事業をいう。
 - ア 商店街の主催又は共催による当該商店街の街区内において連続する 期間に行われる行事に係る事業
 - イ 商店街の連合会、商工会、商工会連合会及び商工会議所(以下「商店街等の団体」という。)の主催又は共催による、連続する期間に行われる行事に係る事業
 - ウ 商店街又は商店街等の団体がア又はイの事業に参加する事業
 - エ 商店街等の主催又は共催による東京都知事(以下「知事」という。) が特に認める行事に係る事業
- 第4条(補助金の交付対象)第1項

補助金は、商店街等が行う事業に必要な別表2に掲げる経費(以下「補助対象経費」という。)であって、補助事業者が商店街等に補助する経費のうち、知事が特に必要かつ適当と認めるものについて、予算の範囲内において、補助事業者に交付するものとする。

- 第5条(補助金の額)第1項第1号及び第2号 東京都が補助事業者に交付する商店街等が行う事業の1事業当たりの補助 金の額は、次に掲げる額とする。
 - (1)「イベント事業」については、補助対象経費の3分の1以内の額又は補助限度額3百万円のいずれか低い額とする。ただし、補助事業者が定める当該事業の補助限度額の2分の1の額が3百万円未満である場合においては、3百万円を当該2分の1の額と読み替えた額とする。
 - (2) 前号にかかわらず、補助対象経費が1百万円以下の「イベント事業」に ついては、補助対象経費の2分の1以内の額とする。
- 第5条(補助金の額)第2項第1号及び第2号 補助事業者が商店街等に交付する補助金の額は、次に掲げる額とする。
 - (1)「イベント事業」、「活性化事業」及び「地域連携事業」については、東京都が補助事業者に交付する補助金の額に同額以上を加えた額とする。
 - (2) 前号にかかわらず、補助対象経費が1百万円以下の「イベント事業」については、東京都が補助事業者に交付する補助金の額に同額の3分の1以上の額を加えた額とする。
- 第6条(補助金の交付申請)

補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、知事が定める期日までに、様式第1による補助金交付申請書を、必要な書類を添えて、知事に提出しなければならない。

○ 第7条(補助金の交付決定)第1項 知事は、前条の補助金交付申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、 必要に応じて現地調査等を行い、適正と認めるときは補助金の交付決定を行い、 様式第2による補助金交付決定通知書により補助事業者に通知するものとす る。

○ 第11条(間接補助金の支払)

補助事業者は、商店街等から商店街等が行う事業が完了した旨通知を受けた ときは、速やかにその内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、商店街 等に間接補助金(補助事業者が補助金をその財源の一部として商店街等に交付 する補助金をいう。以下同じ。)を支払うものとする。

○ 第12条(実績報告)

補助事業者は、前条の規定による間接補助金を支払ったとき又は補助金の交付決定の日の属する会計年度が終了したときは、必要な書類等を添えて、速やかに様式第5による実績報告書を知事に提出しなければならない。

第13条(補助金の額の確定)第1項

知事は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る商店街等が行う事業の成果が、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第6により補助事業者に通知するものとする。

第14条(補助金の支払等)第1項

知事は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定したのち、補助金を 支払うものとする。ただし、補助金の交付決定後に事業の円滑な遂行のため知 事が特に必要があると認める経費については、概算払をすることができる。

第 16 条(交付決定の取消し)

知事は、補助事業者又は商店街等が次の各号のいずれかに該当する場合、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令又は補助金の 交付決定に基づく命令に違反したとき。

○ 第17条(補助金の返還)第1項

知事は、前条の規定による補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消に係る部分に関し、既に補助事業者に補助金が支払われているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

○ 第21条(検査)

補助事業者は、知事が東京都職員をして商店街等が行う事業の運営及び経理等の状況その他必要な事項について報告を求めさせた場合、又は検査させた場合には、これに応じなければならない。

○ 第22条(違約金及び延滞金の納付)第1項

第 16 条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部の取消しを行い、第 17 条の規定により補助金の返還を命じたときは、知事は、補助事業者が補助金

を受領した日から返還の日までの日数に応じ、補助金の額(一部を返還した場合のその後の期間においては既返還額を控除した額)につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金(100円未満の場合を除く。)を補助事業者に納付させなければならない。

○ 別表2の1及び2

1 イベント事業の補助対象経費

区 分	摘 要		
事業周知に要する経費			
会場設営及び運営委託に要する経費			
早日珠、弗	不特定多数の者にあらかじめ周知した		
景品購入費	個数以下の部分		
記念品購入費	不特定多数の者にあらかじめ周知した		
記念印舞八貫	個数以下の部分		
出演料			
その他諸経費			

- * 1百万円以上の経費については、複数業者からの見積書を徴し、適正な価格の業者を選定すること。
- 2 イベント事業の補助対象外とする経費

区分	摘 要
役員や来賓等の特定の者に係る経費	
実施主体である商店街関係者及びその	
同居する親族(同一生計)に対して支出	
する経費	
分担金以外の共催団体に対して支出す	
る経費	
景品及び記念品購入費のうち	
不特定多数の者にあらかじめ周知し	
ていない部分	
現金、宝くじ	
区市町村が定める経費単価を超える経	毎期夏田孝の時間公笠
費	短期雇用者の時間給等
使用実績のないもの	
補助事業に直接必要のない経費	

(2) 都実施細目

- 2 要綱第4条関係
 - (1) 第4条に規定する「知事が特に必要かつ適当と認めるもの」とは、使途、 単価、規模等が明らかであることが確認できる経費をいう。
 - (2) イベント事業実施に伴う売上げがあった場合は、補助対象経費の合計額から売上げを差し引いた経費のうち(1)に掲げる経費を交付対象とする。

ただし、売上げが確認できない場合は売上げに係る経費を(1)に掲げる経費から除くものとする。

(3) 都マニュアル

- 「V 補助金交付申請事務」の「6 補助金の額の確定」の(4)
 - (4) イベント事業実施に伴い「収益」があった場合の取扱いは以下のとおり。
 - ① 補助対象経費から「収益」を差し引いた経費部分を補助対象とする。
 - ② 「収益」があったことが明らかであり、その「収益」が確認できない場合は、その「収益」に係る経費を補助対象外とする。
 - ③ 「収益」のあった事業が営利目的であることが明らかな場合は、その「収益」に係る経費を補助対象外とする。
- 「VI 質疑応答集」のQ17、Q68、Q72及びQ73
 - Q17 チラシに補助事業と無関係な内容を掲載している場合は補助対象となるか。

当該イベントの周知に要する経費が対象なので、対象外となります。

- ・ Q68 収益事業の「収益」の取扱いはどうするか。 総事業費のうち補助対象となる経費から収益を控除した残りの部分が補助対象経費となります。そのため、商店街に対して「収益」があった場合は、 その内容がわかる書類(Q73 参照)を必ず実績報告書に添付するよう指導してください。
- ・ Q72 地域のイベントに協力する目的で協賛金を提供した企業等の名称を チラシ等に掲載した場合、収益として差引く必要があるか。

協賛金という名目で資金提供を受けた場合であっても、それが広告収入の性質を有すると認められる場合は収益となります。この場合、補助対象となるチラシ等経費から協賛金額を差引いた残りの金額が補助対象となります。なお、この判断については、チラシ等に資金提供者の名称が記載されている事実をもって直ちに広告収入とみなし、資金提供者が広告宣伝効果を意図しているか否かは問いません。

・ Q73 収益が発生した場合、書類の確認を行うのみでよいか。 収益が発生した場合は、必ず商店街の代表者及び会計担当者が内容を確認 し、署名(記名)押印した書類を都に提出してください。

(4) 区要綱

○ 第1条(目的)

この要綱は、商店街等が行うイベント事業及び活性化事業に対し、必要な補助金を交付することにより、広く区内商店街の振興を図り、もって中小商業の経営の安定と発展及び地域経済の活性化に寄与することを目的とする。

○ 第2条(定義)第2号、第6号及び第8号 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号 に定めるところによる。

(2) 商店街

- ア 商店街振興組合法 (昭和 37 年法律第 141 号) により設立された商店 街振興組合
- イ 中小企業等協同組合法(昭和 24 年法律第 181 号)により設立された 事業協同組合
- ウ 次に掲げる事項に照らし、商店街と認められるもの。
- (ア) 当該区域で、中小小売商業又はサービス業に属する事業者の相当数 が近接して、その事業を営み、かつ、組織的な活動を行っていること。
- (イ) 社会通念上消費者により、まとまった買物の場として認識されていること。
- (ウ) 当該区域内に人又は車両が常時通行できる道路を包含していること。
- (6)補助事業者とは、この要綱の規定に基づき、イベント事業又は活性化事業を行う商店街等をいう。
- (8)「イベント事業」とは、次に掲げる事業をいう。
 - ア 商店街の主催又は共催による当該商店街の街区内において連続する 期間に行われる行事に係る事業
 - イ 商店街の連合会の主催又は共催による、連続する期間に行われる行事 に係る事業
 - ウ 商店街若しくは商店街の連合会がア又はイの事業に参加する事業
 - エ その他、杉並区長(以下「区長」という。)が特に認める事業
- 第3条(補助金の交付対象)

補助金は、商店街等が行う事業に必要な別表2に掲げる経費(以下「補助対象経費」という。)であって、補助事業者が商店街等に補助する経費のうち、区長が特に必要かつ適当と認めるものについて、予算の範囲内において、補助事業者に交付するものとする。

○ 第4条(補助金の額)第1号及び第2号

区が補助事業者に交付する商店街等が行う事業の1事業当たりの補助金の 額は、次に掲げる額とする。

- (1) イベント事業については、補助対象経費の3分の2以内の額又は補助限度額300万円のいずれか低い額とする。
- (2) 前号にかかわらず、補助対象経費が100万円以下のイベント事業については、補助対象経費の6分の5以内の額とする。
- 第5条(補助金の交付申請)

補助事業者は、区長が定める期日までに、杉並区新・元気を出せ商店街事業 費補助金交付申請書(第1号様式)に、必要な書類を添えて、区長あてに提出 するものとする。

○ 第6条(補助金の交付決定)第1項

区長は、前条の補助金交付申請書の提出を受けたときは、その内容を確認し、 必要に応じて現地調査等を行い、適正と認めるときは補助金の交付決定を行い、 杉並区新・元気を出せ商店街事業補助金交付決定通知書(第2号様式)により 補助事業者に通知するものとする。

○ 第8条(実績報告)

補助事業者は、補助事業が完了したとき、又は補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したときは、必要な書類等を添えて、速やかに杉並区新・元気を出せ商店街事業実績報告書(第5号様式)による実績報告書を区長あてに提出するものとする。

○ 第9条(補助金の額の確定)第1項

区長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その内容を確認し、必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る商店街等が行う事業の成果が、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、杉並区新・元気を出せ商店街事業補助金確定通知書(第6号様式)により補助事業者に通知するものとする。

○ 第10条(補助金の支払等)第1項

区長は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定したのち、補助金を 支払うものとする。ただし、補助金の交付決定後に事業の円滑な遂行のため区 長が特に必要があると認める経費については、概算払をすることができる。

○ 第12条(交付決定の取消し)

区長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合、補助金の交付決 定の全部又は一部を変更することができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2)補助金を他の用途に使用したとき。
- (3)補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令又は補助金の交付決定に基づく命令に違反したとき。
- 第13条(補助金の返還)第1項

区長は、前条の規定による補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消に係る部分に関し、既に補助事業者に補助金が支払われているときは、期限を定めてその返還を求めることができる。

○ 別表2の1及び2

1 イベント事業の補助対象経費

経費区分・内容		備考		
事	前周知に要する経費			
	ポスター、チラシ等の制作費			
	広告の新聞折り込み経費			
	新聞、雑誌等への広告掲載料			
	案内看板等の制作費			
	抽選会券、福引券等の印刷経費			
	金券、商品券の印刷経費			
	コピー代(ポスター、チラシ作成用			
	のみ)	会員への連絡用のものは対象外		
	商店街HPへ掲載した専用ページ	 ホームページ開設経費は対象外		
	の作成委託料	が一分、一分開政経貨は対象外		
会块	場設営及び運営委託に要する経費(内	 省略		
容は省略)		1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		
景品購入費 (内容は省略)		省略		
記念品購入費 (内容は省略)		省略		
出	寅料 (内容は省略)	省略		
その	の他諸経費(内容は省略)	省略		

- ※ 100万円以上の経費(1イベントで1業者から合計して100万円以上の場合も含む)については、3社以上の業者からの見積書を徴し、適正な価格の業者を選定すること。(実績報告時に見積書提出)
- 2 イベント事業の補助対象外とする経費

経費区分・内容	備考
役員や来賓等の特定の者に係る経費(内	
容は省略)	
実施主体である商店街関係者及びその	
親族に対して支出する経費(内容は省	省略
略)	
分担金以外の共催団体に対して支出す	
る経費	
景品購入費 (内容は省略)	
記念品購入費(内容は省略)	
謝礼について(内容は省略)	省略
使用実績のないもの	
補助事業に直接必要のないもの(一部の	
み記載)	
周知用ポスターやチラシでイベン	
トに直接関係のない部分	

(5) 区実施細目

- 2 要綱第3条関係
 - (1) 第3条に規定する「区長が特に必要かつ適当と認めるもの」とは、使途、 単価、規模等が明らかであることが確認できる経費をいう。
 - (2) イベント事業実施に伴う売上げがあった場合は、補助対象経費の合計額 から売上げを差し引いた経費のうち(1)に掲げる経費を交付対象とする。 ただし、売上げが確認できない場合は売上げに係る経費を(1)に掲げる経 費から除くものとする。
- (6) 平成25年度の区マニュアル 広告収入及び協賛金の取扱いについては、明記されていない。
- (7) 平成26年度の区マニュアル
- 「2. 補助対象となるイベント事業について」の(4)
 - (4) 収益(売上等)の取扱いについて
 - ① イベント事業において、模擬店やフリーマーケット等を実施し、収益(売上や出店料、抽選券売上等)が発生する場合、収益分について補助対象経費から差し引かれますのでご注意ください。また、売上をチャリティとして寄付する場合であっても売上に該当します。
 - ※ 収益事業に係る経費を補助対象経費に組み入れるかどうかは、各商店会で判断してください。
 - ② パンフレット、ポスター、チラシ等に関する広告掲載収入についても上 記のように収益に該当します。したがって、補助対象経費から差し引かれ ますのでご注意ください。

3 平成25年度の「高円寺びっくり大道芸2013」事業等の事業内容について

(1)「高円寺びつくり大道芸 2013」事業

ア実施日及び実施商店会

平成25年度の「高円寺びっくり大道芸2013」事業の実施日及び実施商店会は、次のとおりである。

実施日	実施商店会				
平成 25 年	高円寺あづま通り商店会(代表商店会)ほか7商店会(エトアール通				
4月27日	り商店会、高円寺庚申通り商店街振興組合、高円寺中通商栄会、高円				
4月28日	寺パル商店街振興組合、高円寺南商店会、新高円寺通商店街振興組合、				
	大場通り商和会)				

イ 事業の概要等

実績報告書に記載された事業の概要等は、次のとおりである。

(ア) 事業の概要

・ ポスター及びチラシを各商店街、JR高円寺駅及び関東バスにおいて 掲示及び配布をする等、イベントを周知した。

- ・ 各会場に装飾を施し、ミニ列車の運行、アート楽市及び東北・茨城の 復興マルシェを実施した。
- ・ 全会場において、1回当たり30分ほどの大道芸パフォーマンスを1 日3回以上実施した。

(イ) 事業実施後の効果

- ・ 高円寺を内外にPRすることができ、来街者がイベント当日以外に再来店するなど、宣伝効果もあった。また、高円寺地域の商店会が一丸となってイベントを実施することにより、商店会間の組織力の強化につながった。
- · 来街者数:18万人

(2)「高円寺駅南口広場イルミネーション」事業

ア実施期間及び実施商店会

平成 25 年度の「高円寺駅南口広場イルミネーション」事業の実施期間及び実施商店会は、次のとおりである。

実施期間	実施商店会		
平成 25 年 11 月 23 日から	高円寺南商店会		
平成 26 年 2 月 28 日まで			

イ 事業の概要等

実績報告書に記載された事業の概要等は、次のとおりである。

(ア) 事業の概要

- チラシを新聞折込みにより配布し、立看板を商店街内に設置すること により、イベントを周知した。
- ・ 商店街内をイルミネーション装飾により演出した。
- ・ 点灯式に参加した先着 700 名にジュースやシャンメリーを配布し、乾杯を行った。

(イ) 事業実施後の効果

- ・ イルミネーション装飾により商店街を演出することで、明るいイメージの商店街として印象付けることができた。また、安全・安心の商店街としてのPRもすることができた。
- · 来街者数:50万人

(3)「ちょうちんフェスタ」事業

ア実施期間及び実施商店会

平成25年度の「ちょうちんフェスタ」事業の実施期間及び実施商店会は、次のとおりである。

実施期間	実施商店会	
平成 25 年 8 月 24 日から	ルエ海り金は今	
平成 25 年 10 月 5 日まで	八丁通り商店会	

イ 事業の概要等

実績報告書に記載された事業の概要等は、次のとおりである。

(ア) 事業の概要

- ポスターの作成及び商店会ホームページの専用ページにより、イベントを周知した。
- ちょうちんを設置し、商店会内に光のラインを演出した。

(イ) 事業実施後の効果

- ・ 街と通り全体が明るくなることで、来街者の心を温めると同時に商店 会のPRにつながった。また、夜間に歩道が明るいことで、防犯に対す る意識も高められた。
- · 来街者数:1,000 人

(4)「フェスティバルサマーナイト 2013」事業

ア 実施日及び実施商店会

平成 25 年度の「フェスティバルサマーナイト 2013」事業の実施日及び実施商店会は、次のとおりである。

実施日	実施商店会	
平成 25 年 8 月 24 日	高井戸共栄会	
平成 25 年 8 月 25 日	向开尸共木云	

イ 事業の概要等

実績報告書に記載された事業の概要等は、次のとおりである。

(ア) 事業の概要

- ポスターを商店会内に掲示し、イベントを周知した。
- ・ 商店会で買い物をした方に抽選券・ゲーム券を配布し、抽選会及びゲームコーナーを実施した。
- 大道芸及びバンド演奏を実施した。

(イ) 事業実施後の効果

- ・ イベントを通じて、多くの方に商店会のPRをすることができた。また、来場した方と直接コミュニケーションをとることで、商店会のイメージアップにつなげられた。
- · 来街者数:450人

4 平成25年度の「高円寺びっくり大道芸2013」事業等に係る区補助金について

本件の補助制度は、都が区を通じて商店会に補助を行う間接補助であり、都は、都要綱に基づき、都補助金(東京都新・元気を出せ!商店街事業費補助金)として、都負担分の補助金を区に交付し、区は、区要綱に基づき、区補助金(杉並区新・元気を出せ商店街事業費補助金)として、都負担分と区負担分の合計の補助金を商店会に交付するものである。

(1)「高円寺びっくり大道芸 2013」事業

当該事業は、8 商店会の共催によるイベント事業であり、区補助金の申請及び受領の権限については、代表商店会である「高円寺あづま通り商店会」に委任されており、区は、代表商店会に区補助金を交付したものである。

区が交付した区補助金の額は、次のとおり、「783 万 1,000 円」であり、その 内訳は、都負担分が「450 万円」、区負担分が「333 万 1,000 円」である。

なお、補助対象経費の算定に当たっては、パンフレット制作費のうち、広告収入を伴う部分として「78万円」を補助対象外とし、チラシ等の郵送料「6,390円」を補助対象とするとともに、広告収入「140万円」を収益に計上せず、補助対象経費から控除しなかったものである。

(単位:円)

商店会名	補助対象経費	補助率	区補助金	都負担分	区負担分
高円寺あづま通り 商店会	3, 785, 079	2/3	2, 000, 000	1, 000, 000	1, 000, 000
エトアール通り商店会	1, 000, 000	5/6	833, 000	500,000	333, 000
高円寺庚申通り商 店街振興組合	1, 000, 000	5/6	833, 000	500, 000	333, 000
高円寺中通商栄会	1,000,000	5/6	833, 000	500, 000	333, 000
高円寺パル商店街 振興組合	1, 000, 000	5/6	833, 000	500, 000	333, 000
高円寺南商店会	1,000,000	5/6	833, 000	500, 000	333, 000
新高円寺通商店街 振興組合	1, 000, 000	5/6	833, 000	500, 000	333, 000
大場通り商和会	1,000,000	5/6	833, 000	500,000	333, 000
合 計	10, 785, 079		7, 831, 000	4, 500, 000	3, 331, 000

(2)「高円寺駅南口広場イルミネーション」事業

区が交付した区補助金の額は、次のとおり、「142万円」であり、その内訳は、都負担分が「71万円」、区負担分が「71万円」である。

なお、補助対象経費の算定に当たっては、チラシ制作費等の周知費用「27万4,123円」のうち、当該イベント事業と無関係な部分を按分控除して、「12万1,124円」を補助対象としたものである。

(単位:円)

商店会名	補助対象経費	補助率	区補助金	都負担分	区負担分
高円寺南商店会	2, 132, 996	2/3	1, 420, 000	710, 000	710,000

(3)「ちょうちんフェスタ」事業

区が交付した区補助金の額は、次のとおり、「58万9,000円」であり、その内訳は、都負担分が「35万3,000円」、区負担分が「23万6,000円」である。なお、補助対象経費の算定に当たっては、ポスター制作費等の周知費用「15

万 4,875 円」のうち、当該イベント事業と無関係な部分を按分控除して、「5 万 1,187 円」を補助対象としたものである。

(単位:円)

商店会名	補助対象経費	補助率	区補助金	都負担分	区負担分
八丁通り商店会	707, 852	5/6	589,000	353, 000	236, 000

(4)「フェスティバルサマーナイト 2013」事業

区が交付した区補助金の額は、次のとおり、「87万9,000円」であり、その内訳は、都負担分が「43万9,000円」、区負担分が「44万円」である。

なお、補助対象経費の算定に当たっては、広告性を有しない協賛金「4万5,000円」を収益に計上せず、補助対象経費から控除しなかったものである。

(単位:円)

商店会名	補助対象経費	補助率	区補助金	都負担分	区負担分
高井戸共栄会	1, 318, 965	2 / 3	879,000	439,000	440,000

5 平成25年度の補助金の都への返還等に至るまでの主な経緯等

区長の抗弁書の記載内容等により、現状において、次の事実が一応認められる。

- (1) 平成26年7月24日に、都は、都要綱第21条の規定に基づき、平成25年度の「高円寺びっくり大道芸2013」事業等に対する検査(以下「都補助金検査」という。) を実施した。
- (2) その後、都から区に対して、都補助金検査における疑義に対する回答を行うよう求められ、区は、都に対して回答を行った。

都から示された疑義及び区の回答の概要(要旨)は、次のとおりである。

ア 「高円寺びっくり大道芸 2013」事業

疑義の概要 (要旨) 回答の概要 (要旨) 都に報告のない収益(①パンフレット パンフレット広告料については、パン 広告料、②アート楽市出店料)があるが、 フレット制作費のうち、広告掲載部分を 都マニュアルQ68 に記載のとおり、総 按分(控除)して、補助対象経費に計上 事業費のうち補助対象となる経費から しているため、収益には計上していな 収益を控除した残りの部分が補助対象 経費となるものであり、収益に計上し、 アート楽市出店料については、委託業 補助対象経費から控除すべきでないか。 者に支払われる費用であり、商店会の収 益とはならないため、収益には計上して いない。 チラシ等の郵送料が計上されている 実施主体以外の商店会に周知用のチ が、①送付先はどこか、また、②区要綱 ラシ等を送付したとの説明があり、補助 で補助対象外とされている「実施主体で 対象としたが、送付先や送付数量の記録 ある商店街関係者及びその親族に対し がないため、補助対象外に訂正する。た て支出する経費」に該当しないか。 だし、補助額に変更はない。

イ 「高円寺駅南口広場イルミネーション」事業

ウ 「ちょうちんフェスタ」事業

疑義の概要(要旨)	回答の概要(要旨)
ポスターに当該イベントとは関係の	ポスターの制作費については、当該イ
ない記載が見受けられるが、都マニュア	ベントとは関係のない部分を按分(控
ルQ17 に記載のとおり、当該イベント	除)して補助対象経費に計上しているた
の周知に要する経費が対象なので、この	め、当該イベントに関係のある部分を補
制作費は対象外となるのではないか。	助対象経費として認めることとした。

エ 「フェスティバルサマーナイト 2013」事業

疑義の概要 (要旨)	回答の概要(要旨)
収入明細に協賛金の記載があるが、都	広告性を有しないため、収益には計上
マニュアルQ68 に記載のとおり、総事	していない。
業費のうち補助対象となる経費から収	
益を控除した残りの部分が補助対象経	
費となるものであり、収益に計上し、補	
助対象経費から控除すべきでないか。	

(3) 広告収入、協賛金等の収益の取扱いに関する平成 25 年度の都実施細目及び 都マニュアル並びに平成 25 年度の区実施細目及び平成 26 年度の区マニュアル の規定は、次のとおりである。

【都実施細目】

- 2 要綱第4条関係
- (1) 第4条に規定する「知事が特に必要かつ適当と認めるもの」とは、使途、 単価、規模等が明らかであることが確認できる経費をいう。
- (2) イベント事業実施に伴う売上げがあった場合は、補助対象経費の合計額 から売上げを差し引いた経費のうち(1)に掲げる経費を交付対象とする。 ただし、売上げが確認できない場合は売上げに係る経費を(1)に掲げる 経費から除くものとする。

【都マニュアル】

- 「V 補助金交付申請事務」の「6 補助金の額の確定」の(4)
- (4)イベント事業実施に伴い「収益」があった場合の取扱いは以下のとおり。
 - ① 補助対象経費から「収益」を差し引いた経費部分を補助対象とする。

- ② 「収益」があったことが明らかであり、その「収益」が確認できない場合は、その「収益」に係る経費を補助対象外とする。
- ③ 「収益」のあった事業が営利目的であることが明らかな場合は、その「収益」に係る経費を補助対象外とする。

【都マニュアルの質疑応答集】

Q68 収益事業の「収益」の取扱いはどうするか。

総事業費のうち補助対象となる経費から収益を控除した残りの部分が補助対象経費となります。そのため、商店街に対して「収益」があった場合は、その内容がわかる 書類(Q73参照)を必ず実績報告書に添付するよう指導してください。

Q72 地域のイベントに協力する目的で協賛金を提供した企業等の名称をチラシ等に 掲載した場合、収益として差引く必要があるか。

協賛金という名目で資金提供を受けた場合であっても、それが広告収入の性質を有すると認められる場合は収益となります。この場合、補助対象となるチラシ等経費から協賛金額を差引いた残りの金額が補助対象となります。なお、この判断については、チラシ等に資金提供者の名称が記載されている事実をもって直ちに広告収入とみなし、資金提供者が広告宣伝効果を意図しているか否かは問いません。

【区実施細目】

- 2 要綱第3条関係
- (1)第3条に規定する「区長が特に必要かつ適当と認めるもの」とは、使途、 単価、規模等が明らかであることが確認できる経費をいう。
- (2) イベント事業実施に伴う売上げがあった場合は、補助対象経費の合計額 から売上げを差し引いた経費のうち(1)に掲げる経費を交付対象とする。 ただし、売上げが確認できない場合は売上げに係る経費を(1)に掲げる 経費から除くものとする。

【平成26年度の区マニュアル】

- 2. 補助対象となるイベント事業について((1)~(3)は省略)
- (4) 収益(売上等)の取扱いについて
 - ① イベント事業において、模擬店やフリーマーケット等を実施し、収益(売上や 出店料、抽選券売上等)が発生する場合、収益分について補助対象経費から差し 引かれますのでご注意ください。また、売上をチャリティとして寄付する場合で あっても売上に該当します。
- ※ 収益事業に係る経費を補助対象経費に組み入れるかどうかは、各商店会で判断 してください。
- ② パンフレット、ポスター、チラシ等に関する広告掲載収入についても上記のように収益に該当します。したがって、補助対象経費から差し引かれますのでご注意ください。
- ※ 区長の抗弁書によると、「平成 25 年度の区マニュアルには、上記の記載はないが、 収益(売上等)の取扱いについては、上記(平成 26 年度)と同じ考えである」旨説 明されている。

(4) イベント事業の周知費用に関する平成 25 年度の都要綱及び都マニュアル並びに区要綱の規定は、次のとおりである。

【都要綱】

別表2において、「事業周知に要する経費」がイベント事業の補助対象経費 とされ、「補助事業に直接必要のない経費」がイベント事業の補助対象外とす る経費とされている。ただし、区要綱と異なり、これらの具体的内容は、規定 されていない。

【都マニュアルの質疑応答集】

Q17 チラシに補助事業と無関係な内容を掲載している場合は補助対象となるか。 当該イベントの周知に要する経費が対象なので、対象外となります。

【区要綱】

別表 2 において、「事前周知に要する経費」として、ポスター、チラシ等の制作費、案内看板等の制作費等がイベント事業の補助対象経費とされ、「補助事業に直接必要のないもの」として、周知用ポスターやチラシでイベントに直接関係のない部分等がイベント事業の補助対象外とする経費とされている。

(5) 平成26年11月初旬、都から、区に対して、上記5(2)の都補助金検査に おける疑義事項について、都補助金の返還を請求する意向が示され、区は、都 に対して、区の見解を主張したが、都は見解を変更することはなかった。

そして、区は、都の返還請求への対応を検討した結果、都の返還請求に応じるとともに、「高円寺びっくり大道芸 2013」事業の代表商店会並びに「高円寺駅南口広場イルミネーション」事業、「ちょうちんフェスタ」事業及び「フェスティバルサマーナイト 2013」事業の各実施商店会(以下「「高円寺びっくり大道芸 2013」事業の代表商店会等」という。)に対して、区補助金の返還請求等を行わないこととした。

都区の見解の内容は、次のとおりであり、区の見解については、いずれも、 商店会に対して、個別に、又は説明会等の場において、口頭で説明されていた。

ア 広告を掲載しているパンフレット制作費及び広告収入の取扱いについて (「高円寺びっくり大道芸 2013」事業関係)

都の見解

パンフレット制作に関する経費は補助対象となり、総事業費のうち補助対象となる経費から広告収入を控除した残りの部分が補助対象経費となるものであり、パンフレットをページにより按分し、広告収入を伴う部分については補助対象外、広告収入を伴わない部分については補助対象とする区の見解は認められない。

区の見解

広告を掲載しているパンフレット制作費については、パンフレットをページにより按分し、広告収入を伴う部分を補助対象外にすれば、広告収入は補助対象外の経費に関する収入であることから、収益として計上せず、広告収入を伴わない部分を補助対象とすることができる。

イ 当該イベント事業と無関係な内容が掲載されているチラシ、ポスター等の制作費の取扱いについて(「高円寺駅南口広場イルミネーション」事業及び「ちょうちんフェスタ」事業関係)

都の見解	区の見解		
当該イベント事業と無関係な内容が	当該イベント事業と無関係な内容が		
掲載されているチラシ、ポスター等の制	掲載されているチラシ、ポスター等の制		
作費は、当該イベント事業の周知に要す	作費は、無関係な部分が按分控除されて		
る経費が対象なので、無関係な部分を按	いれば、関係のある部分を補助対象とす		
分控除して、関係のある部分を補助対象	ることができる。		
とすることはできず、全て補助対象外で			
ある。			

ウ 広告性を有しない協賛金の取扱いについて (「フェスティバルサマーナイト 2013」事業関係)

都の見解	区の見解
イベントに対する協賛金は、広告性の	イベントに対する協賛金は、広告性の
有無を問わず、収益として計上し、補助	有無により判断し、広告性があれば、収
対象経費から控除する。	益として計上し、補助対象経費から控除
	するが、広告性がなければ、収益として
	計上せず、補助対象経費から控除しな
	V ₂

(6) 平成 26 年 11 月 27 日付け通知「平成 25 年度東京都新・元気を出せ!商店街事業費補助金に係る検査の結果について」により、都は、区に対して、同年 7 月 24 日に実施した検査の結果を通知した。

当該検査の結果、「高円寺びっくり大道芸 2013」事業等に係る都補助金については、返還を要することとされ、その返還請求額及び返還理由は、次のとおりとされた。

(単位:円)

事業名 (商店会名)	返還請求額	返還理由	
高円寺びっくり大道芸 2013		協賛金の未計上、周知費用の不適切な計	
(高円寺あづま通り商店会ほ	210,000	上及び宛先不明の郵便代金の計上がさ	
か7商店会)		れていたため	
高円寺駅南口広場イルミネー 40,000		イベントに関係のない情報が周知物に	
ション (高円寺南商店会) 40,000		記載されていたため	
ちょうちんフェスタ(八丁通	25 000	イベントに関係のない情報が周知物に	
り商店会)	25, 000	記載されていたため	
フェスティバルサマーナイト	15 000	-	
2013(高井戸共栄会)	15, 000	協賛金が未計上だったため	

(7) 平成 26 年 12 月 5 日付け通知「平成 25 年度東京都新・元気を出せ!商店街事業費補助金に係る交付決定の一部取消し及び返還の請求について」により、都は、区に対して、都要綱第 16 条の規定に基づき交付決定の一部を取り消し、当該取消しに係る部分について都要綱第 17 条の規定に基づき返還を請求するとともに、当該返還金については、都要綱第 22 条第1項の規定に基づき、補助金を受領した日から返還の日までの日数に応じ、年 10.95%の割合で計算した額の違約加算金を請求する旨通知した。

当該通知では、「高円寺びっくり大道芸 2013」事業等に係る都補助金の返還を請求され、返還期限は「平成 26 年 12 月 25 日」、返還理由は「補助事業の一部において交付決定内容及びこれに付した条件違反が判明し、過大に補助金が交付されていたため」とされ、返還請求額は次のとおりとされた。

(単位:円)

事業名	商店会名	補助金額A	補助金額B	A - B	
尹未行		(既交付額)	(正規交付額)	(返還請求額)	
高円寺びっくり大	高円寺あづま				
道芸 2013	通り商店会ほ	4, 500, 000	4, 290, 000	210,000	
但云 2013	か7商店会				
高円寺駅南口広場	高円寺南商店	710, 000	670,000	40,000	
イルミネーション	会	710,000	070,000	40,000	
ちょうちんフェス	八丁通り商店	353, 000	328, 000	25, 000	
タ	会	333,000	328,000	25,000	
フェスティバルサ	 高井戸共栄会	439, 000	424, 000	15, 000	
マーナイト 2013	四开广光术云	439, 000	424, 000	13, 000	
合 請	+	6, 002, 000	5, 712, 000	290, 000	

- (8) 区は、平成 26 年 12 月 16 日付けで、都に対して、上記の返還請求を受けた 都補助金を支出した。
- (9) 平成 27 年 1 月 29 日付け通知「平成 25 年度東京都新・元気を出せ!商店街事業費補助金の一部返還に伴う違約加算金の請求について」により、都は、都要綱第 22 条第 1 項の規定に基づき、区に対して、「高円寺びっくり大道芸 2013」事業等に係る都補助金の返還に伴う違約加算金の請求を行った。

補助金返還額及び違約加算金額は、次のとおりである。

(単位:円)

事業名	商店会名	補助金	違約加算
* * * * * * * * * * * * * * * * * * *	四/4五/4	返還額	金額
高円寺びっくり大道芸	高円寺あづま通り商店会	0	0
2013	エトアール通り商店会	30, 000	3, 699
	高円寺庚申通り商店街振興組合	30, 000	3, 699
	高円寺中通商栄会	30,000	3, 699
	高円寺パル商店街振興組合	30, 000	3, 699
	高円寺南商店会	30,000	3, 699
	新高円寺通商店街振興組合	30,000	3, 699
	大場通り商和会	30,000	3, 699
高円寺駅南口広場イルミ	高円寺南商店会	40,000	2 406
ネーション	同门寸用倒冶云	40,000	2, 496
ちょうちんフェスタ	八丁通り商店会	25, 000	1, 785
フェスティバルサマーナ	高井戸共栄会	15, 000	1,071
イト 2013	同开厂共本公	15,000	1,071
	合 計	290, 000	31, 245

- (10) 区は、平成 27 年 2 月 18 日付けで、都に対して、上記の違約加算金を支出した。
- (11) その後、区は、「高円寺びっくり大道芸 2013」事業の代表商店会等に対して、 区補助金の交付決定の取消し(変更)及び返還請求等を行わなかった。
- (12) 協賛金の取扱いに関する都区の見解の相違が明らかになったこと等を踏まえ、 区は、協賛金の取扱いについて、平成 27 年度の「杉並区新・元気を出せ!商 店街事業~イベント編~【会計マニュアル】」の記載内容を変更し、「イベント を実施した際、協賛金等の収入があった場合は、収益同様に補助対象経費から 差し引かれます」との記載を追加した。

また、都も、協賛金の取扱いについて、平成 27 年度の「東京都新・元気を 出せ!商店街事業補助金交付事務マニュアル」の質疑応答集の記載内容を次の とおり変更した。

Q78 (平成25年度版はQ72) 地域のイベントに協力する目的で企業等から協賛金の提供を受けた場合、収益として差引く必要があるか。

イベントに対する協賛金という名目で資金提供を受けた場合は収益となります。 収益の取扱については、Q73 (平成25年度版はQ68)を参照してください。

(13) 上記 5 (12) の都マニュアルの変更理由について、令和元年 7 月 17 日に設置された「杉並区商店会に関する補助金検証委員会」が都に回答を求めたところ、同年 10 月 25 日付けで、都から区に対して、「補助事業は、都民等から徴収された税金を財源としていることに鑑み、補助事業の実施に当たって収入を得た場合には、補助対象経費から収入を控除することが、原則の考え方であると認識している。質疑応答集の該当部分は、補助を行うイベント事業に関して

生じた協賛金を収入として計上すべきことをより明確化したものであり、従前からの取扱いを変更したものではない」旨の回答が行われた。

6 判 断

第1の「3 請求の概要」に記載したとおり、請求人は、本件の区補助金について不正があったことは都の指摘によって明白であり、区は、その各受給者に対して、①区が都に支払った「29万円」、②違約加算金「3万1,245円」、③当該不正に関連して区が負担した補助金及び④これに対する区要綱が規定する損害金を求償する等の義務を負っているにもかかわらず、求償せず、不正な補助金支給を黙認する区長の行為は、地方自治法第2条第14項(地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない)及び地方財政法第4条第1項(地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない)に違反して違法又は不当であるなどとして、当該各受給者に求償する等の必要な措置を講ずるよう、区長に対して勧告することを求めている。

そこで、まず、本件の区補助金の各受給者に対して求償を行わないことが違法 又は不当であるかについて判断し、次に、区長の損害賠償責任の有無について付 言することとする。

(1)本件の区補助金の各受給者に対して求償を行わないことが違法又は不当であるか

平成 25 年度の区要綱、区実施細目及び区マニュアル(以下「区要綱等」という。)の規定に基づき、本件の区補助金の各受給者に対して求償を行わないことが違法又は不当であるかについて、検討する。

区要綱第 12 条では、「区長は、補助事業者(イベント事業等を行う商店街等)が、①偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき、②補助金を他の用途に使用したとき、③補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令又は補助金の交付決定に基づく命令に違反したときのいずれかに該当する場合、補助金の交付決定の全部又は一部を変更することができる」と規定され、また、区要綱第 13 条第 1 項では、「区長は、前条(第 12 条)の規定による補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消に係る部分に関し、既に補助事業者に補助金が支払われているときは、期限を定めてその返還を求めることができる」と規定されている。

そこで、区要綱の補助事業者である本件の区補助金の各受給者が、区要綱第 12条各号のいずれかに該当するかについて、以下検討する。

ア 「高円寺びっくり大道芸 2013」事業について

上記5 (5) アに記載したとおり、区においては、「広告を掲載しているパンフレット制作費については、パンフレットをページにより按分し、広告収入を伴う部分を補助対象外にすれば、広告収入は補助対象外の経費に関する収入であることから、収益として計上せず、広告収入を伴わない部分を補助対象とすることができる」という取扱い(以下「本件パンフレット制作費

等の取扱い」という。)をすることとされ、個別に、又は説明会等の場において、各商店会に周知されていたことが認められる。

広告収入、協賛金等の収益の取扱いについては、区実施細目2(2)において、「イベント事業実施に伴う売上げがあった場合は、補助対象経費の合計額から売上げを差し引いた経費のうち(1)に掲げる経費(使途、単価、規模等が明らかであることが確認できる経費)を交付対象とする」と規定されているにとどまり、区要綱等において明示的に規定されていないことからすると、その解釈については、区長の合理的な裁量判断に委ねられているものと解するのが相当である。

本件は、本来、全額補助対象となるパンフレット制作費「156万円」のうち、広告収入を伴う部分「78万円」を補助対象外とすることにより、広告収入「140万円」を収益として計上せず、補助対象経費から控除しなかったものである。

区要綱等にこの取扱いの根拠となる直接の規定はない。しかし、「広く区内商店街の振興を図る」という区要綱の制度趣旨に則って判断すれば、パンフレット制作費のうちの広告収入を伴う部分を超える広告収入が発生した場合には、本件パンフレット制作費等の取扱いをする方が、「総事業費のうち補助対象となる経費から収益を控除した残りの部分を補助対象経費とする」扱いよりも、商店会にとって有利な取扱いということができ、より制度趣旨に合致する。

また、この取扱いは、補助の範囲を広く解釈するという点において、次に述べる事前周知のためのチラシ、ポスター等の制作費の取扱い及び広告性のない協賛金の取扱いと整合的であり、統一性が認められる。

先に述べたように、区要綱等にこの取扱いの根拠となる直接の規定はない ものの、これを妨げる規定もなく、その解釈上許容されるべきものと解され る。

このことから、区が本件パンフレット制作費等の取扱いをしたことについては、一定の合理性を有するものと考えられ、裁量権の逸脱又は濫用があったとは認められず、区要綱等に照らして違法又は不当であるということはできない。

本件イベント事業において、区要綱の補助事業者である代表商店会(高円寺あづま通り商店会)は、本件パンフレット制作費等の取扱いに基づき、パンフレット制作費のうちの広告収入を伴う部分「78万円」を補助対象外とし、広告収入「140万円」を収益とせずに(補助対象経費から控除せずに)、区に実績報告を行い、区から、区補助金「783万1,000円」の交付を受けたものであり、平成25年度の区要綱等の規定に基づき適正に行われたものと認められる。

また、チラシ等の郵送料「6,390円」については、実施主体以外の商店会に周知用のチラシ等を送付したとの説明があり、補助対象としたものであるが、送付先及び送付数量の記録がないため、補助対象外に訂正したものである。ただし、代表商店会の補助対象経費「378万5,079円」から当該郵送料

を控除しても、区補助金の額に変更がないことが認められる。

イ 「高円寺駅南口広場イルミネーション」事業及び「ちょうちんフェスタ」 事業について

上記5 (5) イに記載したとおり、区においては、「当該イベント事業と 無関係な内容が掲載されているチラシ、ポスター等の制作費は、無関係な部 分が按分控除されていれば、関係のある部分を補助対象とすることができ る」という取扱い(以下「本件チラシ、ポスター等の制作費の取扱い」とい う。)をすることとされ、個別に、又は説明会等の場において、各商店会に 周知されていたことが認められる。

区要綱別表2において、事前周知に要する経費(ポスター、チラシ等の制作費、案内看板等の制作費等)が「イベント事業の補助対象経費」と規定され、補助事業に直接必要のないもの(周知用ポスターやチラシでイベントに直接関係のない部分等)が「イベント事業の補助対象外とする経費」と規定されている。

このことから、区要綱においては、別表2の規定により、事前周知のためのチラシ、ポスター等の制作費については、当該イベント事業と無関係な部分が按分控除されていれば、関係のある部分を補助対象とすることができることとされているものと認められる。

「高円寺駅南口広場イルミネーション」事業において、区要綱の補助事業者である実施商店会(高円寺南商店会)は、本件チラシ、ポスター等の制作費の取扱いに基づき、チラシ制作費等の周知費用「27万4,123円」のうち、当該イベント事業と無関係な部分「15万2,999円」を按分控除して、「12万1,124円」を補助対象として、区に実績報告を行い、区から、区補助金「142万円」の交付を受けたものである。また、「ちょうちんフェスタ」事業において、区要綱の補助事業者である実施商店会(八丁通り商店会)は、本件チラシ、ポスター等の制作費の取扱いに基づき、ポスター制作費等の周知費用「15万4,875円」のうち、当該イベント事業と無関係な部分「10万3,688円」を按分控除して、「5万1,187円」を補助対象として、区に実績報告を行い、区から、区補助金「58万9,000円」の交付を受けたものであり、いずれも、平成25年度の区要綱等の規定に基づき適正に行われたものと認められる。

ウ 「フェスティバルサマーナイト 2013」事業について

上記5 (5) ウに記載したとおり、区においては、「イベントに対する協 賛金は、広告性の有無により判断し、広告性があれば、収益として計上し、 補助対象経費から控除するが、広告性がなければ、収益として計上せず、補助対象経費から控除しない」という取扱い(以下「本件協賛金の取扱い」という。)をすることとされ、個別に、又は説明会等の場において、各商店会に周知されていたことが認められる。

先に述べたとおり、協賛金等の収益の取扱いについては、区実施細目2 (2)において、「イベント事業実施に伴う売上げがあった場合は、補助対 象経費の合計額から売上げを差し引いた経費のうち(1)に掲げる経費(使 途、単価、規模等が明らかであることが確認できる経費)を交付対象とする」 と規定されているにとどまり、区要綱等において明示的に規定されていない ことからすると、その解釈については、区長の合理的な裁量判断に委ねられ ているものと解するのが相当である。

この点につき、区長の抗弁書においては、本件の協賛金は広告性を有しないものであり、①広告性を有しない協賛金については、提供者の意図(イベントのためなのか、商店会本体の振興のためなのか)等を正確に捕捉することが困難であること、②都マニュアルの質疑応答集Q72の記載内容(協賛金という名目で資金提供を受けた場合であっても、それが広告収入の性質を有すると認められる場合は収益となります)からすると、都も、広告性を有すると認められない場合は収益とならないと解しているものと考えられることなどから、本件協賛金の取扱いをした旨説明されている。

区が上記のような理由から本件協賛金の取扱いをしたことについては、「広く区内商店街の振興を図る」という区要綱の制度趣旨や都マニュアルの解釈という観点から、一定の合理性を有するものと考えられ、裁量権の逸脱又は濫用があったとは認められず、区要綱等に照らして違法又は不当であるということはできない。

本件イベント事業において、区要綱の補助事業者である実施商店会(高井戸共栄会)は、本件協賛金の取扱いに基づき、広告性を有しない協賛金(4万5,000円)を収益として計上せずに(補助対象経費から控除せずに)、区に実績報告を行い、区から、区補助金「87万9,000円」の交付を受けたものであり、平成25年度の区要綱等の規定に基づき適正に行われたものと認められる。

エ まとめ

以上のとおり、区要綱の補助事業者である本件の区補助金の各受給者は、いずれも、平成 25 年度の区要綱等の規定に基づき、適正に区補助金の交付を受けたものと認められることから、区要綱第 12 条各号のいずれかに該当するということはできず、区補助金の交付決定の取消し(変更)を行うことはできない。

したがって、区要綱第 13 条第 1 項の規定に基づき、補助事業者に区補助金の返還を求めることはできず、本件の区補助金の各受給者に対して求償を行わないことが違法又は不当であるということはできない。

(2) 区長に対して損害賠償請求を行わないことが違法又は不当であるか

請求人は、措置請求書において、「なんらかの理由で不足が発生したり、あるいは求償が困難である場合は、不足分について区長は損害を賠償する義務を負う」と主張していることから、区長の損害賠償責任の有無について、以下付言する。

都要綱第16条では、「知事は、補助事業者(商店街等に補助を行う区市町村) 又は商店街等が、①偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき、 ②補助金を他の用途に使用したとき、③補助金の交付決定の内容又はこれに付 した条件その他法令又は補助金の交付決定に基づく命令に違反したときのいずれかに該当する場合、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる」と規定され、都要綱第 17 条第 1 項では、「知事は、前条(第 16 条)の規定による補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消に係る部分に関し、既に補助事業者に補助金が支払われているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする」と規定され、都要綱第 22 条第 1 項では、「第 16 条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部の取消しを行い、第 17 条の規定により補助金の返還を命じたときは、知事は、補助事業者が補助金を受領した日から返還の日までの日数に応じ、補助金の額(一部を返還した場合のその後の期間においては既返還額を控除した額)につき、年 10.95 パーセントの割合で計算した違約加算金(100 円未満の場合を除く。)を補助事業者に納付させなければならない」と規定されている。

そして、上記5(7)に記載したとおり、都は、「高円寺びっくり大道芸2013」 事業等に係る都補助金について、「補助事業の一部において交付決定内容及び これに付した条件違反が判明し、過大に補助金が交付されていたこと」を返還 理由として、これらの規定に基づき、区に対して、都補助金の返還金「29万円」 及び違約加算金「3万1,245円」を請求し、区は、都に対してこれらの金額を 支出したものである。

そこで、上記6 (1) アからウまでに記載した区の取扱いが、平成25年度の都要綱、都実施細目及び都マニュアル(以下「都要綱等」という。)の規定に反し、都補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に違反するものであるかについて、以下検討する。

ア 「高円寺びっくり大道芸 2013」事業について

協賛金等の収益の取扱いについて、都実施細目 2(2) では、「イベント事業実施に伴う売上げがあった場合は、補助対象経費の合計額から売上げを差し引いた経費のうち (1) に掲げる経費(使途、単価、規模等が明らかであることが確認できる経費)を交付対象とする」と規定され、都マニュアルV6(4) ①では、「補助対象経費から「収益」を差し引いた経費部分を補助対象とする」と規定され、都マニュアルの質疑応答集Q68 では、「総事業費のうち補助対象となる経費から収益を控除した残りの部分が補助対象経費となります」と規定されている。

そして、都は、「質疑応答集Q68 のとおり、総事業費のうち補助対象となる経費から収益を控除した残りの部分が補助対象経費となるものであり、パンフレットをページにより按分し、広告収入を伴う部分については補助対象外、広告収入を伴わない部分については補助対象とすることはできない」と主張し、「広告収入を伴う部分を補助対象外にすれば、広告収入は補助対象外の経費に関する収入であることから、収益として計上せず、補助対象経費から控除しない」という区の取扱いと相違が生じたものである。

この点につき、単に広告収入を収益として計上せず、補助対象経費から控除しなかったのであれば、都要綱等の規定に反するものであるが、本件においては、本来、補助対象となるパンフレット制作費のうちの広告収入を伴う

部分を補助対象外とした上で、広告収入を収益として計上せず、補助対象経費から控除しなかったものであり、このように、パンフレット制作費を区分して、その一部のみを補助対象とすることの可否については、都要綱等に規定されていないものであり、また、区の取扱いは、「広く都内商店街の振興を図る」という都要綱の制度趣旨にも合致するものであることなどから、都要綱等の解釈上許容されるものと解される。

以上のことから、上記の区の取扱いは、都要綱等の規定に反するということはできない。

イ 「高円寺駅南口広場イルミネーション」事業及び「ちょうちんフェスタ」 事業について

チラシ、ポスター制作費等の周知費用の取扱いについて、都要綱別表2では、事業周知に要する経費が「イベント事業の補助対象経費」と規定され、補助事業に直接必要のない経費が「イベント事業の補助対象外とする経費」と規定されている。また、都マニュアルの質疑応答集では、次のとおり規定されている。

Q17 チラシに補助事業と無関係な内容を掲載している場合は補助対象となるか。 当該イベントの周知に要する経費が対象なので、対象外となります。

そして、都は、「当該イベント事業と無関係な内容が掲載されているチラシ、ポスター等の制作費は、当該イベント事業の周知に要する経費が対象なので、無関係な部分を按分控除して、関係のある部分を補助対象とすることはできず、全て補助対象外である」と主張し、「無関係な部分が按分控除されていれば、関係のある部分を補助対象とすることができる」という区の取扱いと相違が生じたものである。

この点につき、都要綱においても、事業周知に要する経費が「イベント事業の補助対象経費」とされる一方で、区要綱のように、「周知用ポスターやチラシでイベントに直接関係のない部分」と明記されていないものの、補助事業に直接必要のない経費が「イベント事業の補助対象外とする経費」とされ、区要綱と同様の規定内容となっていることから、区の取扱いと同じく、補助事業と無関係な部分のみが補助対象外であると解する余地があるものであり、また、区の取扱いは、補助対象の範囲をより広く解釈するものであり、「広く都内商店街の振興を図る」という都要綱の制度趣旨にも合致するものである。

以上のことから、上記の区の取扱いは、都要綱等の規定に反するということはできない。

ウ 「フェスティバルサマーナイト 2013」事業について

先に述べたとおり、協賛金等の収益の取扱いについて、都実施細目 2(2)では、「イベント事業実施に伴う売上げがあった場合は、補助対象経費の合計額から売上げを差し引いた経費のうち(1)に掲げる経費(使途、単価、規模等が明らかであることが確認できる経費)を交付対象とする」と規定され、都マニュアルV 6 (4) ①では、「補助対象経費から「収益」を差し引

いた経費部分を補助対象とする」と規定され、都マニュアルの質疑応答集Q72では、「協賛金という名目で資金提供を受けた場合であっても、それが広告収入の性質を有すると認められる場合は収益となります」と規定されている。

そして、都は、「イベントに対する協賛金は、広告性の有無を問わず、収益として計上し、補助対象経費から控除する」と主張し、「広告性を有する場合のみ収益として計上し、補助対象経費から控除する」という区の取扱いと相違が生じたものである。

上記6(1)ウで述べたとおり、区の取扱いは一定の合理性を有するものと考えられ、また、都マニュアルの質疑応答集Q72の記載内容からすると、広告性を有する場合のみ収益として計上するという区の取扱いは、その解釈として当然に許容されるものであり、むしろ自然な解釈であるとさえいうことができるものである。

都は、平成27年度から、都マニュアルの質疑応答集の当該箇所(平成25年度版はQ72、平成27年度版はQ78)について、「イベントに対する協賛金という名目で資金提供を受けた場合は収益となります」と、記載内容を変更したところである。

この変更理由について、都は、令和元年 10 月 25 日付けで、「質疑応答集の該当部分は、補助を行うイベント事業に関して生じた協賛金を収入として計上すべきことをより明確化したものであり、従前からの取扱いを変更したものではない」旨回答しているが、一つの判断基準であった「広告収入の性質」という文言が変更後には削除されており、これは、少なくとも解釈の余地があったことの証左にほかならないと考えられる。

以上のことから、上記の区の取扱いは、都要綱等の規定に反するということはできない。

エ まとめ

以上のとおり、上記の区の取扱いが平成 25 年度の都要綱等の規定に反するものではなく、都補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に違反していないとの区の主張は十分是認できるものであり、区がこの主張を貫徹するなら、本件の都補助金の返還等の是非について、都と裁判で争うということも有力な選択肢であったと考えられる。

しかしながら、本件における都の主張に全く合理性がなく、否定されるべきものと、この段階で断定し、その判断が将来において覆る余地が全くないとまではいうことができない。

そのような事情の下において、区が、都と裁判で争った場合には、係争中に他の同種補助金に影響が及ぶおそれがあり、さらに裁判で敗訴した場合には、年10.95%の違約加算金を負担することとなるリスクがあること、また、今後の商店街振興の円滑な遂行や区と連携して商店街振興に努める立場にある都との関わり合い等の諸般の事情を総合的に考慮した結果、本件において、都の主張を争わず、その主張に沿って、やむを得ず都補助金の返還及び違約加算金の支出を行ったことは、区長の裁量の範囲内における判断である

と認めることができ、これを違法又は不当であるとすることは相当でない。 したがって、区長に対して損害賠償請求を行わないことが違法又は不当で あるということはできない。

(3) まとめ

以上のことから、本件監査請求については、理由がないと認められるので、これを棄却する。

別 紙



杉並区職員措置請求書

杉並区監査委員御中

2020年6月29日

1 請求の趣旨

「杉並区新・元気を出せ!商店街事業費補助金」として、2013年度の「高円寺びっくり大道芸2013」事業に関連し、区が窓口となって支出した補助金のうち、都から不正受給との指摘を受けたものについて、受給者に求償するなど必要な措置を求める。

同様に、2014年度の「高円寺駅南口広場イルミネーション」「ちょうちんフェスタ」「フェスティバルサマーナイト2013」 の各事業に関連し、区が窓口となって支出した補助金のうち、都から不正受給との指摘を受けたものについて、受給者に求償するなど必要な措置を求める。

2 請求の理由

(1) 事実経過

区は、「東京都新・元気を出せ!商店街事業費補助金」)ならびに「杉並区新・元気を出せ!商店街事業費補助金」)として、2013度、「高円寺びっくり大道芸2013」と題するイベントの事業費名目で、高円寺あづま通り商店会など8商店会に対して補助金を支給した。

同補助金を支給するにあたり、区は都に対して間接補助金を申請・ 受給し、財源の一部とした。

2020年6月23日、別件訴訟の口頭弁論で、区は、当該大道芸 イベントに関して補助金の不正受給があり、都の命令に従って、間接 補助金計21万円と違約加算金計2万5893円、合計23万893 円を、2014年12月16日付で都に返還していた事実を明らかに した。

不正が指摘された商店会と不正金額は以下の7団体である。

- ◎高円寺びっくり大道芸2013関連
- ・エトアール通り商店会 都補助3万円 違約加算金3699円
- ・高円寺庚申通り商店街振興組合 同
- · 高円寺中通商栄会 同
- ・高円寺パル商店街振興組合 同
- · 高円寺南商店街 同
- ·新高円寺通商店街振興組合 同
- ・大場通り商和会 同

また、2014年度の、「高円寺駅南口広場イルミネーション」「ちょうちんフェスタ」「フェスティバルサマーナイト」の各事業についても同様に、受給3団体に不正があったとして、間接補助金計8万円と違約加算金計5352円の返還を求められ、区はこれに応じて、2014年12月16日付で返還した。

- ◎高円寺駅南口広場イルミネーション関連
 - · 高円寺南商店会 都補助 4 万円 違約加算金 2 4 9 6 円
- ◎ちょうちんフェスタ関連
 - ・八丁通り商店会 都補助2万5000円 違約加算金1785円
- ◎ フェスティバルサマーナイト2013関連
 - · 高井戸共栄会 都補助 1 万 5 0 0 0 円 違約加算金 1 0 7 1 円

区は一方で、区から補助金を受給した各商店会に対してはいっさい の求償をしておらず、今日に至っている。

なお当該各不正の対象となった支出について、区が負担した補助金がいくらになるかは、現在不明である。監査委員において特定されたい。

(2) 違法不当性について

杉並区チャレンジ商店街サポート事業補助金要綱は、不正な手段で補助金を受給したり目的外の使用をした場合は、区長は補助金の一部を変更できるとあり、すでに支払いがされている場合は返還を求めることができるむね定めている。

本件補助金について不正があったことは都の指摘によって明白である。区は、不正のあった補助金の各受給者に対して、①区が都に支払った計29万円ならびに、②違約加算金3万1263円、③当該不正に関連して区が負担した補助金、④ ③に対する区要綱が規定する損害金一を求償する義務を負う。

その上で、なんらかの理由で不足が発生したり、あるいは求償が困難である場合は、不足分について区長は損害を賠償する義務を負う。

求償せず不正な補助金支給を黙認する区長の行為は、地方自治法第 2条第14項および地方財政法第4条第1項に違反して違法または不 当である。区長に必要な措置を取らせるよう求める。

(4)正当事由

本請求は対象となる財務会計行為から1年を経過しているが、住民である請求人が相当の注意力をもって調査を尽くしても、客観的にみて監査請求をするに足りる程度に請求対象行為の存在又は内容を知ることができなかったことは明らかである。去る6月23日、杉並区長

を被告とする住民訴訟(東京地裁 令和2年行ウ83号事件)の第1 回口頭弁論で証拠調べが行われた際、原告である請求人は被告より証 拠提出された甲1~甲3の文書をはじめて知り、被告の弁論内容と併 せて本件不正の存在を知った。 事後すみやかに住民監査 請求を申してた。よって正当事由がある。

3 請求者

Α

地方自治法第242条1項の規定により別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求します。

4 事実証明書

甲1 平成25年度東京都新・元気を出せ!商店街事業費補助金に係る交付決定の一部取消し及び返還の請求について

甲2 補助事業名:杉並区新·元気を出せ!商店街事業(イベント事業)と題する文書

甲3 「加算金合計」と題する文書





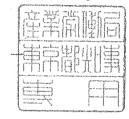
26 産労商地第 1989 号 平成 2 6 年 1 2 月 5 日 杉 並 区



平成25年度東京都新・元気を出せ!商店街事業費補助金に係る 交付決定の一部取消し及び返還の請求について

平成25年9月25日付25産労商地第1302号により額の確定を行い、同年10月3日付の杉並区からの請求に基づき同月8日付25産労商地第1698号により支出した平成25年度東京都新・元気を出せ!商店街事業費補助金、平成26年3月14日付25産労商地第2328号により額の確定を行い、同月26日付の杉並区からの請求に基づき同年4月1日付26産労商地第102号により支出した平成25年度東京都新・元気を出せ!商店街事業費補助金、平成26年3月18日付25産労商地第2833号により額の確定を行い、同月27日付の杉並区からの請求に基づき同年4月1日付26産労商地第151号により支出した平成25年度東京都新・元気を出せ!商店街事業費補助金及び平成26年5月9日付26産労商地第478号により額の確定を行い、同日付の杉並区からの請求に基づき同月14日付26産労商地第713号により支出した平成25年度東京都新・元気を出せ!商店街事業費補助金について、下記のとおり東京都新・元気を出せ!商店街事業費補助金を付決定の一部を取消し、当該取消しに係る部分について同要綱第17条の規定に基づき返還を請求する。

東京都知事 舛 添 要



記

第1 取消金額(返還請求額)

補助事業ごとの取消金額(返還請求額)は下記のとおりとする。 なお、補助事業の内訳は別紙のとおりとする。

(単位:円)

26, 12, 10

杉並

補助事業名	既交付額	正規交付額	取消金額 (返還請求額)
平成 25 年度東京都新・元気を出せ!商店街事業費補助金	72, 292, 000	71, 628, 000	664, 000
승 計	72, 292, 000	71, 628, 000	664, 000

第2 返還期限

平成26年 12月25日(木)

第3 返還理由

上記補助事業の一部において交付決定内容及びこれに付した条件違反が判明し、過大に補助 金が交付されていたため

並ん父的されていたため

第4 その他

- (1) 当該返還金については、東京都新・元気を出せ!商店街事業費補助金交付要綱第 22 条第 1 項の規定に基づき、補助金を受領した目から返還の日までの日数に応じ、年 10.95%の割合で計算した額の違約加算金がかかります。
 - (2) 返還金を返還期限までに納付しなかったときは、同要綱第22条第2項の規定に基づき、返還期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、年10.95%の割合で計算した延滞金がかかります。

補助事業名:杉並区新・元気を出せ商店街事業(イベント事業)

	间按伸助争来名	回 石 田 中 石	(既 今 什 图)	(正相亦什類)	(派灣語求類)
			13 HX/		A CHARLES AND A MACHINE
	7 高円寺びっくり大道芸2013	高円寺あづま通り商店会他7商店会	4,500,000	4,290,000	210,000
		< { { { { { { { { { { { { { { { { { { {			
(2)	15 高円 寺駅 南口 広場イルミネーン3ン	画 七 中 萬 酉 占 4	000,017	000'0/9	40,000
38	38 ちょうちんフェスタ	八丁通り商店会	353,000	328,000	25,000
Ĭ	## 	子: 另相张 今年5 推行令	000	000 000	000
2	24 / 7 1 - 12 3次	[広小哈枕木云吧2] 阎占云	2,112,000	1,736,000	374,000
101	101 フェスティバルサマーナイト2013	高井戸共栄会	439,000	424,000	15,000
	4	n T	8 114 000	7.450.000	000 799
		Ė	000,4	000,004,7	000,
1					



別紙

7

補助事業名:杉並区新・元気を出せ商店街事業(イベント事業)

				(単位:円)	
間接補助事業名	商店街等名	補助金額A (既交付額)	補助金額B (正規交付額)	A一B (返還請求額)	備考
7 高円寺びっくり大道芸2013	高円寺あづま通り商店会他7商店会	4,500,000	4,290,000	- A4ガ- して計- 210,000 益計 ・区判版 ¥6,390)	・A4ガイドブックの按分を対象経費と して計上し、協賛金(¥1,400,000)を収 益計上 ・区判断に基づき、各種郵便代金(計 ¥6,390)は補助対象外
15 高円寺駅南口広場イルミネーション	高円寺南商店会	710,000	670,000	40,000	40,000 (¥274,123)はすべて補助対象外
38 ちょうちんフェスタ	八丁通り商店会	353,000	328,000	25,000	・チランに関する周知費用 25,000 (¥154,875)はすべて補助対象外
54 ハロ一西荻	広小路親栄会他21商店会	2,112,000	1,738,000	374,000	-協賛金(¥710,000)を収益計上 374,000 ·区要綱上限を超える撮影代 (¥63,000うち¥53,000)は補助対象外
101 フェスティバルサマーナイト2013	高井戸共栄会	439,000	424,000	15,000	15,000 -協賛金 (¥45,000)を収益計上
, i.	5件	8,114,000	7,450,000	664,000	

741,357



事業No.	2. 対象事業	商店街名	補助金入金日	返還日	振込までの日数(日)	対象金額(円)	連約加算金等額(円)
_	高円寺びっくり大道芸 2013	高円寺あづま通り商店会	平成25年11月1日	平成26年12月16日	411	0	
		エトアール通り商店会	平成25年11月1日	平成26年12月16日	411	30,000	3,699
		高円寺庚申通小商店街振 興組合	平成25年11月1日	平成26年12月16日	411	30,000	3,699
		高円寺中通商栄会	平成25年11月1日	平成26年12月16日	411	30,000	3,699
		高円寺パル商店街振興組 合	平成25年11月1日	平成26年12月16日	411	30,000	3,699
		高円寺南商店会	平成25年11月1日	平成26年12月16日	411	30,000	3,699
		新高円寺通商店街振興組 合	平成25年11月1日	平成26年12月16日	411	30,000	3,699
		大場通り商和会	平成25年11月1日	平成26年12月16日	411	30,000	3.699
15	高円寺駅南口広場イル ミネーション	高円寺南商店会	平成26年5月23日	平成26年12月16日	208	40,000	2,496
88	ちょうちんフェスタ	八丁通り商店会	平成26年4月23日	平成26年12月16日	238	25,000	1,785
54	ハロー西荻	広小路親栄会他21商店会	平成25年11月1日	平成26年12月16日	411	374,000 (※1路庄今 34,011,7000円)	46,112
101	フェスティバルサマーナ イト2013	高井戸共栄会	平成26年4月23日	平成26年12月16日	238	15,000	(※) 岡店芸司(こり2,096円)
	- 					864 000	L36 LL

= +

-	44	-
---	----	---

2 杉並第 2 6 7 8 0 号 令和 2 年 8 月 1 7 日

杉並区監査委員 宛

杉並区長 田中 良

新・元気を出せ!商店街事業費補助金に関する住民監査請求(その2) に基づく監査の実施に伴う抗弁書の再提出について

令和2年7月13日付2杉監査第141号で通知のあった標記の件について、 同年7月27日付けで提出したところですが、その内容の一部を修正する必要 が生じたため、別紙のとおり再提出します。

- 46 -	
--------	--

抗弁書

本件監査請求は、平成25年度に実施された高円寺びっくり大道芸2013事業、高円寺駅南口広場イルミネーション事業、ちょうちんフェスタ事業及びフェスティバルサマーナイト2013事業(以下「高円寺びっくり大道芸2013他3事業」という。)に対する東京都(以下「都」という。)の「東京都新・元気を出せ!商店街事業費補助金」及び杉並区(以下「区」という。)の「杉並区新・元気を出せ商店街事業費補助金」に関して、提起されたものである。

以下、I事実関係(主要な事実の経過)、II職員措置請求書に対する認否、III 今回の措置要求に関する区の見解について、次のとおり抗弁する。

I 事実関係(主要な事実の経過)

1 杉並区新・元気を出せ商店街事業費補助金について

区は、商店街が実施するイベント事業を平成 11 年度からは「杉並区元気を出せ商店街事業補助金交付要綱」(平成 11 年 3 月 1 日杉生経発第 1283 号) に基づく「元気を出せ商店街事業補助金」制度により支援していたが、平成 24 年度からはイベント事業に加え活性化事業も支援対象にした「杉並区新・元気を出せ商店街事業費補助金交付要綱」(平成 24 年 6 月 29 日杉並第 17998 号 一部改正: 平成 25 年 3 月 15 日杉並第 62573 号。以下「区要綱」という。) に基づく「杉並区新・元気を出せ商店街事業費補助金」制度により支援している。

都は、商店街の活動を、平成10年度からは「元気を出せ商店街事業補助金交付要綱」(平成10年6月1日10労経振流第180号)に基づく「元気を出せ商店街事業補助金」制度により、平成15年度からは「東京都新・元気を出せ!商店街事業費補助金交付要綱」(平成15年3月26日14産労商地第1643号 一部改正:平成25年3月4日24産労商地第2546号。以下「都要綱」という。)に基づく「東京都新・元気を出せ!商店街事業費補助金」制度により支援している。

(1)目的

区要綱第1条によれば、「商店街等が行うイベント事業及び活性化事業に対し、必要な補助金を交付することにより、広く区内商店街の振興を図り、もって中小商業の経営の安定と発展及び地域経済の活性化に寄与すること」を目的としている。

(2) 補助対象事業

補助対象となる「商店街等が行う事業」とは、区要綱第2条第7号では、以下のとおり規定している。

区要綱

(定義)

第2条 第1号~6号略

- (7) 商店街等が行う事業とは、別表1に例示するイベント事業、活性化事業及びこれら と同趣旨の事業で商店街等が自ら企画し実施するものをいう。ただし、次に掲げる事業 を除く。
 - ア 内容が経常的な性格を有する事業
 - イ 商品券等の特典又は割引を付加する事業
 - ウ 他の補助金を一部財源とする事業
 - エ 事業に係る全ての業務を委託する事業

高円寺びっくり大道芸 2013 他 3 事業は、「イベント事業」にあたる。

また、「イベント事業」とは、区要綱第2条第8号では、以下のとおり規 定している。

区要綱

(定義)

第2条 第1号~7号略

- (8) 「イベント事業」とは、次に掲げる事業をいう。
 - ア 商店街の主催又は共催による当該商店街の街区内において連続する期間 に行われる行事に係る事業
 - イ 商店街の連合会及び商工会議所(以下「商店街等の団体」という。)の 主催又は共催による、連続する期間に行われる行事に係る事業
 - ウ 商店街若しくは商店街等の団体がア又はイの事業に参加する事業
 - エ その他、杉並区長(以下「区長」という。)が特に認める事業

(3) 実施形態

- ア 高円寺びっくり大道芸2013事業は、区要綱第2条第8号アの商店街の 共催による事業であり、参加商店会の中から代表商店会を定め、参加商 店会は、代表商店会に補助金の申請及び受領の権限を委任し、費用を分 担して実施している。
- イ 高円寺駅南口広場イルミネーション事業、ちょうちんフェスタ事業及びフェスティバルサマーナイト2013事業は、区要綱第2条第8号アの商店街の主催による単独開催の事業である。

(4) 補助対象となる商店街等

「補助事業者」は、区要綱第2条第6号で、イベント事業又は活性化事業 を行う商店街等と規定している。 また、「商店街等」については、区要綱第2条第1号から6号に以下のと おり規定している。

区要綱

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
- (1) 商店街等
 - ア 商店街
 - イ 商店街の連合会
 - ウ 社会福祉法人及び特定非営利活動法人
- (2) 商店街
 - ア 商店街振興組合法 (昭和37年法律第141号) により設立された商店街振興組合
 - イ 中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)により設立された事業協同組合
 - ウ 次に掲げる事項に照らし、商店街と認められるもの。
 - (ア) 当該区域で、中小小売商業又はサービス業に属する事業者の相当数が近接して、 その事業を営み、かつ、組織的な活動を行っていること。
 - (イ) 社会通念上消費者により、まとまった買物の場として認識されていること。
 - (ウ) 当該区域内に人又は車両が常時通行できる道路を包含していること。
- (3) 商店街の連合会
 - ア 商店街振興組合法 (昭和37年法律第141号) により設立された連合会
 - イ 中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)により設立された連合会
 - ウ 杉並区商店会連合会
- 「(4)~(5)略」
- (6) 補助事業者とは、この要綱の規定に基づき、イベント事業又は活性化事業を行う商店街等をいう。
- $\lceil (7) \sim (12)$ 略 |
- (5) 補助金の交付対象

「補助金の交付対象」は、区要綱第3条で、以下のとおり規定している。

区要綱

(補助金の交付対象)

第3条 補助金は、商店街等が行う事業に必要な別表2に掲げる経費(以下「補助対象経費」という。)であって、補助事業者が商店街等に補助する経費のうち、区長が特に必要かつ適当と認めるものについて、予算の範囲内において、補助事業者に交付するものとする。

別表2(第3条関係)

1 イベント事業の補助対象経費

経 費 区 分 ・ 内 容	備考
事前周知に要する経費	
ポスター、チラシ等の制作費	
広告の新聞折り込み経費	
新聞、雑誌等への広告掲載料	
案内看板等の制作費	
抽選会券、福引券等の印刷経費	
金券、商品券の印刷経費	
コピー代 (ポスター、チラシ作成用のみ)	会員への連絡用のものは対象外
商店街HPへ掲載した専用ページの作成委託料	ホームページ開設経費は対象外
略	
その他諸経費	
イベント事業のために雇い入れた短期雇用者の賃金	時間単価1,000円以下の部分。賃金台
	帳提出
イベント事業への協力、設備、物品等の提供に対する個人と	又 ※必ず受領書をもらうこと。
は団体への謝礼(1団体又は1個人に対し、合計5,000円以	内現金での謝礼は対象外
のもの)	
賠償責任保険、傷害保険料等	準備及び撤去期間を含む。
道路使用許可手数料	
事業系一般ごみ手数料又はごみ処理券購入費	
イベントで使用した共有物のクリーニング代	
撮影代	総額1万円以下の部分
事業実施に直接必要な備品購入費	レンタル可能な物は購入不可。耐用年
(イベント以外で使用できる汎用性が特に高いものを除	数を考慮し、安価で購入できるものを
<.)	除く。
事業実施に直接必要な消耗品費	使用量が確認できない場合は対象外
事業実施に直接必要な駐車場、倉庫等の賃借料	物品等の保管目的は除く。
模擬店材料費(有料で提供する場合)	現金販売のみ。(縁日券等、現金と縁
※売上げは、補助対象経費より差し引く。	日券、無料配布物との併用も不可)

^{※ 100}万円以上の経費(1イベントで1業者から合計して100万円以上の場合も含む。)については、3社以上の業者からの見積書を徴し、適正な価格の業者を選定すること。(実 績報告時に見積書提出)

(6) 都区補助金の仕組み及び補助率

都要綱に基づく補助金は、いわゆる間接補助であり、都は、区に対して、 都の負担分を支給し、区は、区要綱に基づき、都と区の負担分を合わせて、 商店会に対して支給している。

補助対象経費総額に対する補助率は、①100万円超3分の2(都3分の1、 区3分の1)②100万円以下6分の5(都2分の1、区3分の1)である。 補助スキームと補助限度額 (※ただし、補助金交付決定額の範囲内とする。)

① 補助対象経費が100万円を超える場合 …補助率2/3・補助限度額300万円

東京都1/3 杉並区1/3 商店街1/3

② 補助対象経費が100万円以下の場合 …補助率5/6

東京都1/2 杉並区1/3 商店街1/6

区要綱では、「補助金の額」を以下のとおり規定している。

区要綱

(補助金の額)

- 第4条 区が補助事業者に交付する商店街等が行う事業の1事業当たりの補助金の額 は、次に掲げる額とする。
- (1) イベント事業については、補助対象経費の3分の2以内の額又は補助限度額 300万円のいずれか低い額とする。
- (2) 前号にかかわらず、補助対象経費が100万円以下のイベント事業については、 補助対象経費の6分の5以内の額とする。
- $(3) \sim (8)$ 略

都要綱では、「補助金の額」を以下のとおり規定している。

都要綱

(補助金の額)

- 第5条 東京都が補助事業者に交付する商店街等が行う事業の1事業当たりの補助金の額 は、次に掲げる額とする。
 - (1) 「イベント事業」については、補助対象経費の3分の1以内の額又は補助限度額3 百万円のいずれか低い額とする。ただし、補助事業者が定める当該事業の補助限度額

の2分の1の額が3百万円未満である場合においては、3百万円を当該2分の1の額 と読み替えた額とする。

- (2) 前号にかかわらず、補助対象経費が1百万円以下の「イベント事業」については、 補助対象経費の2分の1以内の額とする。
- $(3) \sim (9)$ 略

(7) 都及び区における協賛金の取扱い

都は、協賛金の取扱いについて、都要綱第4条及び「東京都新・元気を出せ!商店街事業費補助金交付要綱実施細目」(平成15年3月26日14産労商地第1643号 一部改正:平成25年3月4日24産労商地第2546号。以下「都実施細目」という。)第2と「東京都新・元気を出せ! 商店街事業補助金交付事務マニュアル」(平成25年度版。以下「都マニュアル」という。)補助金交付申請事務のV補助金交付申請事務及びVI質疑応答集に以下のとおり規定している。

都要綱

(補助金の交付対象)

- 第4条 補助金は、商店街等が行う事業に必要な別表2に掲げる経費(以下「補助対象経費」という。)であって、補助事業者が商店街等に補助する経費のうち、知事が特に必要かつ適当と認めるものについて、予算の範囲内において、補助事業者に交付するものとする。
 - 2 前項に規定する商店街等が行う事業は、当該年度の4月1日から翌年の3月31日 までの期間に実施完了した事業とする。

都実施細目

- 2 要綱第4条関係
 - (1) 第4条に規定する「知事が特に必要かつ適当と認めるもの」とは、使途、 単価、規模等が明らかであることが確認できる経費をいう。
- (2) イベント事業実施に伴う売上げがあった場合は、補助対象経費の合計額から売上げを差し引いた経費のうち(1)に掲げる経費を交付対象とする。ただし、売上げが確認できない場合は売上げに係る経費を(1)に掲げる経費から除くものとする。

都マニュアル

- V 補助金交付申請事務(要綱第6条、第7条、第12条、第13条、第25条)
 - $1 \sim 5$ 略
 - 6 補助金の額の確定
 - $(1) \sim (3)$ 略
 - (4) イベント事業実施に伴い「収益」があった場合の取扱いは以下のとおり。

- ①補助対象経費から「収益」を差し引いた経費部分を補助対象とする。
- ②「収益」があったことが明らかであり、その「収益」が確認できない場合は、その「収益」に係る経費を補助対象外とする。
- ③「収益」のあった事業が営利目的であることが明らかな場合は、その「収益」に係る経費を補助対象外とする。
- (5) 略
- VI 質疑応答集
 - $1 \sim 6$ 略
 - 7 収益事業

Q68 収益事業の「収益」の取扱いはどうするか。

総事業費のうち補助対象となる経費から収益を控除した残りの部分が補助対象経費となります。そのため、商店街に対して「収益」があった場合は、その内容がわかる書類(Q73参照)を必ず実績報告書に添付するよう指導してください。

Q72 地域のイベントに協力する目的で協賛金を提供した企業等の名称をチラシ等に掲載した場合、収益として差引く必要があるか。

協賛金という名目で資金提供を受けた場合であっても、それが広告収入の性質を有すると認められる場合は収益となります。この場合、補助対象となるチラシ等経費から協賛金額を差引いた残りの金額が補助対象となります。なお、この判断については、チラシ等に資金提供者の名称が記載されている事実をもって直ちに広告収入とみなし、資金提供者が広告宣伝効果を意図しているか否かは問いません。

Q73 収益が発生した場合、書類の確認を行うのみでよいか。

収益が発生した場合は、必ず商店街の代表者及び会計担当者が内容を確認し、 署名(記名)押印した書類を都に提出してください。

8~11 略

区は、協賛金の取扱いについて、区要綱第3条及び杉並区新・元気を 出せ商店街事業費補助金交付要綱実施細目(平成24年6月29日杉並第 18504号 一部改正:平成25年3月15日杉並第62815号。以下「区実施細 目」という。)2で、以下のとおり規定している。なお、交付申請時用の イベント事業補助金のてびき(平成25年度版。以下「区てびき」とい う。)には、協賛金に関する記載はない。

区要綱

(補助金の交付対象)

第3条 補助金は、商店街等が行う事業に必要な別表2に掲げる経費(以下「補助対象経費」という。)であって、補助事業者が商店街等に補助する経費のうち、区長が特に必要かつ適当と認めるものについて、予算の範囲内におい

て、補助事業者に交付するものとする。

区実施細目

- 2 要綱第3条関係
- (1) 第3条に規定する「区長が特に必要かつ適当と認めるもの」とは、使途、単 価、規模等が明らかであることが確認できる経費をいう。
- (2) イベント事業実施に伴う売上げがあった場合は、補助対象経費の合計額から 売上げを差し引いた経費のうち(1)に掲げる経費を交付対象とする。ただし、 売上げが確認できない場合は売上げに係る経費を(1)に掲げる経費から除くも のとする。

区てびき

※平成25年度版の区でできには、協賛金に関する記載はない。

(8) 都及び区におけるチラシ及び看板に関する周知費用の取扱い チラシ及び看板等の事業周知に要する経費の取扱いについては、都要綱 第4条及び別表2の1イベント事業の補助対象経費並びに都実施細目第 2、都マニュアルⅢ補助金の交付対象(要綱第4条)及びⅥ質疑応答集に 以下のとおり規定している。

都要綱

(補助金の交付対象)

- 第4条 補助金は、商店街等が行う事業に必要な別表2に掲げる経費(以下「補助対象経費」という。)であって、補助事業者が商店街等に補助する経費のうち、知事が特に必要かつ適当と認めるものについて、予算の範囲内において、補助事業者に交付するものとする。
 - 2 前項に規定する商店街等が行う事業は、当該年度の4月1日から翌年の3月31日までの期間に実施完了した事業とする。

別表2 (第4条関係)

1 イベント事業の補助対象経費

	_
区分	摘 要
事業周知に要する経費	
以下 略	

都実施細目

- 2 要綱第4条関係
 - (1) 第4条に規定する「知事が特に必要かつ適当と認めるもの」とは、使途、単価、規模等が明らかであることが確認できる経費をいう。
 - (2) 略

都マニュアル

Ⅲ 補助金の交付対象(要綱第4条)

補助金は、商店街等が行う事業に必要な下記に掲げる経費であって、区市町村が商店街等に補助する経費のうち、知事が特に必要かつ適当と認める(使途、単価、規模等の確認できる)ものについて、予算の範囲内において、区市町村に交付する。

- 1 イベント事業
- (1) 補助対象経費

区分	摘 要
事業周知に要する経費	
以下 略	

VI 質疑応答集

- $1 \sim 4$ 略
- 5 イベント事業
- (1) 事業周知に要する経費
 - Q16 4月上旬に行うイベント事業の場合、前年度の3月中に行った広告費は補助 対象となるか。

交付決定日以前に行われた行為に係る経費は対象外となります。

Q17 チラシに補助事業と無関係な内容を掲載している場合は補助対象となるか。

当該イベントの周知に要する経費が対象なので、対象外となります。

 $(2) \sim (6)$ 略

6~11 略

チラシ及び看板等の事前周知に要する経費の取扱いについては、区要綱第3条及び別表2の1イベント事業の補助対象経費、2イベント事業の補助対象外とする経費並びに区実施細目2、区てびき6補助対象経費についてに以下のとおり規定している。

区要綱

(補助金の交付対象)

第3条 補助金は、商店街等が行う事業に必要な別表2に掲げる経費(以下「補助対象経費」という。)であって、補助事業者が商店街等に補助する経費のうち、 区長が特に必要かつ適当と認めるものについて、予算の範囲内において、補助 事業者に交付するものとする。

別表2 (第3条関係)

1 イベント事業の補助対象経費

経 費 区 分 · 内 容	備 考
事前周知に要する経費	
ポスター、チラシ等の制作費	
広告の新聞折り込み経費	
新聞、雑誌等への広告掲載料	
案内看板等の制作費	
抽選会券、福引券等の印刷経費	
金券、商品券の印刷経費	
コピー代 (ポスター、チラシ作成用のみ)	会員への連絡用のものは対象外
商店街HPへ掲載した専用ページの作成委託料	ホームページ開設経費は対象外
以下 略	

2 イベント事業の補助対象外とする経費

経 費 区 分 ・ 内 容	備考
略	
補助事業に直接必要のないもの	
会議費	
インターネットホームページの開設経費	イベント周知用ページの作成委託
	費を除く。
周知用ポスターやチラシでイベントに直接関係の	
ない部分	
パソコンの周辺機器等の購入費	
汎用性が特に高い備品購入費	
補助対象経費以外の消耗品購入費	
医薬品	
イベント期間外の賠償責任保険料、損害保険料等	
イベント中止の際に保険金が給付される保険の保	
険料	
総額1万円を超える撮影費 (超えた部分)	
時間単価1,000円を超える部分の短期雇用者の賃	
金	
広告宣伝費以外に係るコピー代	
収入印紙代	

区実施細目

- 2 要綱第3条関係
- (1) 第3条に規定する「区長が特に必要かつ適当と認めるもの」とは、使途、単 価、規模等が明らかであることが確認できる経費をいう。
- (2) 略

区てびき

- 6 補助対象経費について
- (1) 事前周知について

チラシ・ポスター等作成の際は、以下の点にご注意ください。

- ・正式なイベント名を記載
- ・正式な商店会名を記載
- ・各景品の等級・品名・数量(本数)を明記。明記されていない場合は対象外。 品物の種類が多く掲載できない場合は、別に一覧表を掲示
- ・無料配布品や記念品の用意数を明記。明記されていない場合や「もれなく」の 周知は対象外

※その他の事前周知費用

	経 費	対象	備考
チラシやポスタ	作成に必要な用	Δ	作成数に比べ著しく多く購入している場合
ー ーを自分達で作	紙		は×
成する場合	インクやトナー	×	使った量が分からないため対象外
及する物口	文房具類	×	汎用性が高いため対象外
商店街のマップ			イベントの周知に直接関係のないものは×
や個店の広告な	印刷経費	Δ	会場案内やイベントの配布物の取扱説明は
ど			対象
ホームページ	委託費	\wedge	イベント周知用のページ部分の作成費用が
W. 74-7	安心負	\triangle	明確に把握できるときのみ対象

(9) 都及び区における補助対象外経費について

補助対象外経費については、都要綱別表2の2イベント事業の補助対象外とする経費及び都マニュアルⅢ補助金の交付対象(要綱第4条)に以下のとおり規定している。

都要綱

別表2 (第4条関係)

- 1 略
- 2 イベント事業の補助対象外とする経費

区 分	摘要
役員や来賓等の特定の者に係る経費	
実施主体である商店街関係者及びその同居する親族	
(同一生計) に対して支出する経費	
分担金以外の共催団体に対して支出する経費	
景品及び記念品購入費のうち	
不特定多数の者にあらかじめ周知していない部分	
現金、宝くじ	
区市町村が定める経費単価を超える経費	短期雇用者の時間給等
使用実績のないもの	
補助事業に直接必要のない経費	

3及び4 略

都マニュアル

- Ⅲ 補助金の交付対象(要綱第4条)
 - 1 イベント事業
 - (1) 略
 - (2) 補助対象外経費

区分	摘要
役員や来賓者等の特定の者に係る経費	
実施主体である商店街関係者及びその同居する親族	
(同一生計) に対して支出する経費	
分担金以外の共催団体に対して支出する経費	
景品及び記念品購入費のうち	
不特定多数の者にあらかじめ周知していない部分	
現金、宝くじ	
区市町村が定める経費単価を超える経費	短期雇用者の時間給等
使用実績のないもの	
補助事業に直接必要のない経費	

(3) 略

補助対象外経費については、区要綱第3条及び別表2の2イベント事業の補助対象外とする経費について以下のとおり規定している。

区要綱

(補助金の交付対象)

第3条 補助金は、商店街等が行う事業に必要な別表2に掲げる経費(以下「補助対象経費」という。)であって、補助事業者が商店街等に補助する経費のうち、区長が特に必要かつ適当と認めるものについて、予算の範囲内において、補助事業者に交付するものとする。

別表2 (第3条関係)

- 1 略
- 2 イベント事業の補助対象外とする経費

経費区分・内容	摘 要	
役員や来賓等の特定の者に係る経費		
飲食費・交通費		
記念品に係る経費		
案内状送付に係る経費		
行政機関に対する謝礼		
ボランティアに係る経費		
実施主体である商店街関係者及びその親族に対して支出する経費		
アルバイト賃金		
謝礼	商店従業員の休業日での手伝いは対象	
飲食費		
以下 略		

(10) 都及び区における実績報告及び検査について

実績報告及び検査については、都要綱第12条及び第21条、都実施細目2及び5並びに都マニュアルVI質疑応答集に以下のとおり規定している。

都要綱

(実績報告)

第 12 条 補助事業者は、前条の規定による間接補助金を支払ったとき又は補助金の交付決定の日の属する会計年度が終了したときは、必要な書類等を添えて、速やかに様式第 5 による実績報告書を知事に提出しなければならない。

(検査)

第 21 条 補助事業者は、知事が東京都職員をして商店街等が行う事業の運営及び経理 等の状況その他必要な事項について報告を求めさせた場合、又は検査させた場 合には、これに応じなければならない。

都実施細目

- 2 要綱第4条関係
- (1) 第4条に規定する「知事が特に必要かつ適当と認めるもの」とは、使 途、単価、規模等が明らかであることが確認できる経費をいう。
- (2) 略
- 5 要綱第12条関係
- (1) 第12条に規定する「必要な書類等」とは、次に掲げるものをいう。
- ア 区市町村が商店街等に間接補助金を支払ったことを確認できる書類の写し
- イ 業者選定を行った場合にその経過がわかる書類
- ウ 事業の成果がわかるものその他必要に応じ、前記2に係る書類
- (2) 及び(3) 略

都マニュアル

VI 質疑応答集

 $1 \sim 9$ 略

10 検査

Q79 補助事業完了後、翌年度に行う検査は具体的にどのような内容や方法の検査 なのか。

補助事業に要した経費明細等から事業の詳細を確認するとともに、補助金額の算定内容等について検査を行います。具体的には、次の書類等により経費内容を確認し、都及び区市町村規程との整合性、事業効果の検証等を行います。

- ① 補助金額の確定原義(補助金計算書を含む)
- ② 商店街等からの実績報告書(事業費経費別明細を含む)
- ③ 領収書、チラシ、ポスター、イベント当日の写真等、周知内容が分かるものや業者選定議事録等、商店街等から提出された証拠書類

検査は、補助事業全てを対象として実施します。また、規定に抵触する補助金の 支出、受領が判明した場合は、交付決定の一部取消し及び補助金の返還命令を行い ます。

11 略

実績報告については、区てびき7その他に以下のとおり規定している。

区てびき

- 7 その他
 - 1 【実績報告作成時の注意点】
 - ・交付決定があっても、イベントが実施されなければ補助金は交付できません。 費用が生じていた場合でも、雨等で中止となった事業にかかる経費は、補助の 対象とはなりません。

- ・実績報告書は、イベント終了後1カ月以内に提出をお願いいたします。
- ・銀行振込で料金を支払った場合も、領収書は必要となりますのでご注意ください。
- ・契約書や請求書、領収書 (レシートも含む) の宛名が記載漏れであったり、正式 な商店街名でない場合、補助対象外となる可能性があります。

(例) 略

・レシートに記載されている品名が「品番号」である場合があります。何の商品 を購入したのか不明確なため、「品名・単価・個数」を記載した領収書を新たに 発行してもらい、提出するようにしてください。

2 事業の内容

(1) 高円寺びっくり大道芸 2013 事業

平成 25 年度に実施された高円寺びっくり大道芸 2013 事業の内容は、以下の通りである。

① 経過及び参加商店会

毎年4月下旬の土日に実施しており、平成25年は4月27・28日に実施された。

平成25年度の参加商店会は、代表商店会である高円寺あづま通り商店会 他 以下の7商店会が参加した。

エトアール通り商店会、高円寺庚申通り商店街振興組合、高円寺中通商 栄会、高円寺パル商店街振興組合、高円寺南商店会、新高円寺通商店街振 興組合、大場通り商和会

- ② 実施内容(平成25年度事業実績報告書による) 平成25年度は、以下の内容を実施した。
 - ・ イベントの周知活動として、ポスター計 900 枚、チラシ計 40,000 枚を 作成し、各商店街や JR 高円寺駅、関東バスにおいて掲示、配布した。 高円寺全域に立て看板を設置した。
 - ・ 当日は、通行人へのPRとイベントの雰囲気作りのため、各会場に装飾を施した。駅西商店街では、ミニ列車の運行、北公園ではアート楽市、南口広場では東北・茨城の復興マルシェを実施した。また、イベントを安全に行うため、警備を委託した。
 - 全27会場において、1回あたり30分程の大道芸パフォーマンスを一 日3回以上実施した。
 - ・ 美大生によるフェイスペイントを無料で実施した。
 - ・ 会場の設営などにアルバイトを活用した。また、スタッフTシャツ(イベント限定)を作成した。

③ 都区補助金

高円寺びっくり大道芸 2013 事業は、代表商店会を中心とする共催事業であり、代表商店会は、参加商店会からの負担金及びその他の収入を資金としてイベントを実施した。事業終了後、代表商店会は、区へ実績報告書を提出した。

区は、実績報告書の審査を行い、区の補助金を代表商店会に支給した。 補助金は、代表商店会から参加商店会に対して分配された。

平成 25 年度補助金

単位:円

商店会名	補助対象経費	補助率	補助確定額	都負担分	区負担分
高円寺あづま通 り商店会	3, 785, 079	2/3	2, 000, 000	1,000,000	1, 000, 000
エトアール通り 商店会	1, 000, 000	5/6	833, 000	500, 000	333, 000
高円寺庚申通り 商店街振興組合	1,000,000	5/6	833, 000	500, 000	333, 000
高円寺中通商栄 会	1, 000, 000	5/6	833, 000	500, 000	333, 000
高円寺パル商店 街振興組合	1, 000, 000	5/6	833, 000	500, 000	333, 000
高円寺南商店会	1,000,000	$5 \angle 6$	833, 000	500, 000	333, 000
新高円寺通商店 街振興組合	1, 000, 000	5/6	833, 000	500, 000	333, 000
大場通り商和会	1,000,000	5/6	833, 000	500, 000	333, 000
合 計	10, 785, 079		7, 831, 000	4, 500, 000	3, 331, 000

(2) 高円寺駅南口広場イルミネーション事業

平成25年度に実施された高円寺駅南口広場イルミネーション事業の内容は、以下の通りである。

① 経過及び参加商店会

毎年11月下旬~翌年2月下旬に実施しており、平成25年度は平成25年11月23日~平成26年2月28日に高円寺南商店会により実施された。

- ② 実施内容(平成25年度事業実績報告書による) 平成25年度は、以下の内容を実施した。
 - チラシ、立看板を作成し新聞折込や商店街内への設置によりイベント を周知した。
 - ・ 商店街内をイルミネーション装飾により演出した。会場警備を委託した。 た。
 - ・ 当日の点灯式に参加した先着 700 名にジュースやシャンメリーを配布 し乾杯を行った。

・ 点灯式で演奏した方に謝礼を進呈した。会場整理にアルバイトを活用 した。

③ 都区補助金

高円寺駅南口広場イルミネーション事業は、実施商店会である高円寺 南商店会が費用を負担してイベントを実施した。事業終了後、実施商店 会は、区へ実績報告書を提出した。

区は、実績報告書の審査を行い、区の補助金を実施商店会に支給した。 平成25年度補助金 単位:円

商店会名	補助対象経費	補助率	補助確定額	都負担分	区負担分
高円寺南商店会	2, 132, 996	2/3	1, 420, 000	710, 000	710,000

(3) ちょうちんフェスタ事業

平成 25 年度に実施されたちょうちんフェスタ事業の内容は、以下の通りである。

① 経過及び実施商店会

毎年8月下旬~10月上旬に実施しており、平成25年は8月24日~10月5日に八丁通り商店会により実施された。

② 実施内容 (平成 25 年度事業実績報告書による)

平成25年度は、以下の内容を実施した。

- ・ 街区内の長さ2kmに及ぶ通りに「祭り提灯」を設置し、来街者に商店会を広くPRした。
- ・ ポスター (200 枚) の作成及び商店会HPの専用ページにより、イベントを周知した。
- 提灯(50個)を設置し、商店会内に光のラインを演出した。
- ・ 不測の事態に備え保険に加入した。

③ 都区補助金

ちょうちんフェスタ事業は、実施商店会である八丁通り商店会が費用を 負担してイベントを実施した。事業終了後、実施商店会は、区へ実績報告 書を提出した。

区は、実績報告書の審査を行い、区の補助金を実施商店会に支給した。 平成25年度補助金 単位:円

商店会名	補助対象経費	補助率	補助確定額	都負担分	区負担分
八丁通り商店会	707, 852	5/6	589, 000	353, 000	236, 000

(4) フェスティバルサマーナイト 2013 事業

平成 25 年度に実施されたフェスティバルサマーナイト 2013 事業の内容は、以下の通りである。

① 経過及び実施商店会

毎年8月下旬の土日に実施しており、平成25年は8月24・25日に高井 戸共栄会により実施された。

- ② 実施内容(平成25年度事業実績報告書による)
 - 平成25年度は、以下の内容を実施した。
 - ポスター(200枚)を作成し、商店会内に掲示し周知した。
 - ・ 会場電気工事、舞台設営を委託した。テント・テーブル・イスをリースした。
 - ・ 商店会で買い物した方にゲーム券・抽選券を配布し、イベント当日抽選会及びゲームコーナー(スーパーボールすくい、釣りゲーム、ヨーヨー釣り、サイコロゲーム)を実施した。また、抽選会では等級に応じた景品を進呈した。(1等図書カード2,000円分、2等図書カード1,000円分、3等クオカード500円分)
 - 大道芸、バンド演奏を実施した。
 - ・ 不測の事態に備え、保険に加入した。道路使用料を支払った。会場整理にアルバイトを活用した。

③ 都区補助金

フェスティバルサマーナイト 2013 事業は、実施商店会である高井戸共栄 会が費用を負担してイベントを実施した。事業終了後、実施商店会は、区 へ実績報告書を提出した。

区は、実績報告書の審査を行い、区の補助金を実施商店会に支給した。 平成25年度補助金 単位:円

商店会名	補助対象経費	補助率	補助確定額	都負担分	区負担分
高井戸共栄会	1, 318, 965	2 / 3	879, 000	439, 000	440, 000

3 平成 26 年度の都検査による高円寺びっくり大道芸 2013 他 3 事業に係る補助金の返還について

平成 26 年度に都の検査が行われ、検査の結果、平成 25 年度に実施された 高円寺びっくり大道芸 2013 他 3 事業に関して、補助金の返還を行った経緯は、 以下の通りである。

(1) 経過一覧

平成 26 年 7 月 24 日 25 年度 都補助金検査

7月31日及び8月21日都からの疑義照会に回答

11月27日 都検査結果送付

① 高円寺びっくり大道芸 2013 事業 (高円寺あづま通り商店会他 7 商店会)

返還額:210,000円(正規額 4,290,000円)

理由:協賛金の未計上、周知費用の不適切な計上、及び宛先不 明の郵便代金の計上がされていたため。

② 高円寺駅南口広場イルミネーション事業(高円寺南商店会)

返還額:40,000円(正規額 670,000円)

理由:イベントに関係のない情報が周知物に記載されていたため

③ ちょうちんフェスタ事業 (八丁通り商店会)

返還額: 25,000円(正規額 328,000円)

理由:イベントに関係のない情報が周知物に記載されていたため。

④ フェスティバルサマーナイト 2013 事業 (高井戸共栄会)

返還額:15,000円(正規額 424,000円)

理由:協賛金が未計上だったため。

12月5日 補助金返還請求

返還金 290,000円

12月16日 補助金返還金支払い

返還金 290,000円

平成27年 1月29日 違約加算金請求

間接補助事業名	違約加算金額
高円寺びっくり大道芸 2013	25, 893 円
高円寺駅南口広場イルミネーション	2, 496 円
ちょうちんフェスタ	1,785 円
フェスティバルサマーナイト 2013	1,071円
合 計	31, 245 円

2月18日 違約加算金支払い

違約加算金 31,245 円

(2)都検査・疑義照会

平成26年7月24日に平成25年度補助事業に対する都の検査が行われた。 その後、7月31日に都から事業に対する疑義照会があり、区は、以下のと おり回答している。

① 高円寺びつくり大道芸 2013 事業

都からの疑義	都への回答
都に報告のない収益が散見されました。	パンフレットについては該当部分を按
・パンフレット広告 54 社 140 万円	分しているため、収益に該当しないとい
・高円寺アート楽市出店料 24万円	う認識でいたため、計上していませんで
都マニュアル (平成 25 年度版) Q68 (注	した。
1)に記載のとおり、総事業費のうち補助	なお、今後、適切な処理が行われるよう
対象となる経費から収益を控除した残り	指導しました。

の部分が補助対象経費となります。別紙2 (注2)の収益に計上すべき項目であり、 これらは対象外でないでしょうか。また、 都への適正な報告がなされていなかった 理由を教えてください。 出店料は委託業者に支払われる費用で あり、商店会の収益とはならないので計 上していません。

パンフレット (¥1,560,000) について、 イベントと関係ないページを按分して補 助対象外という経理処理をされておりま す。

しかし、貴区より頂いた平成26年2月3日付照会事項(注3)について、都より回答(注3)させて頂いたとおり、広告掲載収入を伴う部分については補助対象外、広告掲載収入を伴わない部分については補助対象とする見解は認められません。

また、都マニュアルQ17(注4)に記載のとおり、当該イベントの周知に要する経費が対象なので、チラシに補助事業の内容と無関係な内容を掲載している場合は対象外となります。パンフレット経費については対象外ではないでしょうか。

チラシ等については按分した額を補助 対象経費としていたため、イベント以外 の記載があったものの補助対象経費と して認めました。

各商店街にも同様の周知をしていたため、今後統一的に周知します。

チラシの郵送代として、¥1,840(80円× 23店舗)が計上されています。

- ① こちらは何を送付された経費ですか。
- ② こちらはどなたに送付された経費で すか。
- ③ 貴区要綱に定めのある「実施主体である商店街関係者及びその親族に対して支出する経費は対象外」に抵触していないですか。

実施主体以外の商店会に周知用のチラシを送付した経費であったので、補助対象としておりましたが、送付先や送付数量の記録がないため補助対象外に訂正しますが、補助額に変更はありません。また、区担当者において確認漏れのないよう注意いたします。

ガイドブックの郵送代として、¥160 (80 円×2個) が計上されています。

- ① こちらは何を送付された経費ですか。
- ② こちらはどなたに送付された経費で すか。
- ③ 貴区要綱に定めのある「実施主体であ

実施主体以外の商店会に周知用のガイドブックを送付した経費であったので、補助対象としておりましたが、送付先や送付数量の記録がないため補助対象外に訂正しますが、補助額に変更はありません。

る商店街関係者及びその親族に対し て支出する経費は対象外」に抵触して いないですか。 また、区担当者において確認漏れのない よう注意いたします。

ガイドブックの郵送代として、¥1,490 が 計上されています。

- ① こちらは何を送付された経費ですか。
- ② こちらはどの店舗に送付された経費ですか。
- ③ 貴区要綱に定めのある「実施主体である商店街関係者及びその親族に対して支出する経費は対象外」に抵触していないですか。

実施主体以外の商店会に周知用のガイドブックを送付した経費であったので、補助対象としておりましたが、送付先や送付数量の記録がないため補助対象外に訂正しますが、補助額に変更はありません。

また、区担当者において確認漏れのない よう注意いたします。

パンフレットの郵送代として、¥2,900 (580 円×5通)、高円寺あづま通り他7 商店会から各商店会事務所に送付した経 費が計上されています。

- ① こちらは何を送付された経費ですか。
- ② 貴区要綱に定めのある「実施主体である商店街関係者及びその親族に対して支出する経費は対象外」に抵触していないですか。

実施主体以外の商店会に周知用のパンフレットを送付した経費であったので、補助対象としておりましたが、送付先や送付数量の記録がないため補助対象外に訂正しますが、補助額に変更はありません。

また、区担当者において確認漏れのない よう注意いたします。

- 注1 Q68 収益事業の「収益」の取扱いはどうするか。
 - A 総事業費のうち補助対象となる経費から収益を控除した残りの部分が補助対象 経費となります。そのため、商店街に対して「収益」があった場合は、その内容 がわかる書類を必ず実績報告書に添付するよう指導してください。

注2 別紙2

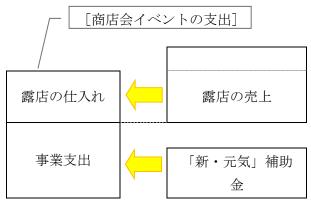
都に提出する実績報告書で別紙2は、具体的に実施期間、事業の具体的な内容、経 費等を記入する書面を指す。

- 注3 平成26年2月3日付照会事項及び回答
 - ◎ 平成26年2月3日付照会事項
 - ① 略
 - ②「新・元気」補助金の対象としない経費から収入が発生した場合、「新・元気」 補助金から差し引かずに考えるべきか、うかがいます。

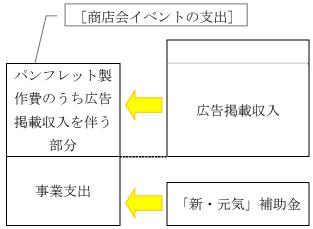
【条件】

- ○イベント事業の内、収入を伴う支出費目については、「新・元気」補助金 で申請しない。
- ○費目については、重複のないように明確に仕分けする。

例1:露店の仕入れ経費については「新・元気」補助金で対象としない。この 仕入れにより仕入れ金額を越える売上が発生。



例 2: パンフレット製作費のうち広告掲載収入を伴う部分については「新・元 気」補助金で対象としない(収入を伴わない部分は対象)。パンフレット 製作費のうち広告掲載収入を伴う部分を越える広告掲載収入が発生。



- ◎ 平成26年2月12日付25産労商地第2652号「照会事項に対する回答について」
 - 1 略
 - 2 収益が発生した場合の取扱いについて

都マニュアルQ67(注5)及びQ68(注1)により、収益事業に係る経費は、イベント事業実施に直接必要な経費であれば補助対象となりうるが、総事業費のうち補助対象となる経費から収益を控除した残りの部分が補助対象経費となる(平成24年度以前の都マニュアルにつき、同様の記載あり)。

(1) 露店の取扱い

露店に関する経費は補助対象となり、総事業費のうち補助対象となる経費 から露店の売上げを控除した残りの部分が補助対象経費となる。ただし、イ ベント事業に対する効果が限定的であって、かつ事業の根幹をなさない露店 等に限り、露店等に関する経費及びそれに伴う収益が明確に区分できる場合は、経費は補助対象外とし、収益が未計上であってもやむを得ない。

なお、都においてその旨判断するため、新・元気!の実績報告書には、事 業内容を詳細に記載されたい。

(2) パンフレット制作費の取扱い

パンフレット制作に関する経費は補助対象となり、総事業費のうち補助対象となる経費から広告掲載収入を控除した残りの部分が補助対象経費となる。

パンフレット、チラシ、ポスター等による周知は、上記(1)の露店等と異なり、イベント事業全体に波及効果がある。また、イベント事業のパンフレット、チラシ、ポスター等に関する広告掲載料につき、広告主は、イベント事業の周知と相まって、広く来街者に対し自社及び自社製品等の周知を目的としている。このことにより、周知に関する経費のみをイベント事業から切り分けることはできない。

上記の理由から、パンフレットをページにより按分し、広告掲載収入 を伴う部分については補助対象外、収入を伴わない部分については補助 対象とする貴区の見解は認められない。

- 注4 Q17 チラシに補助事業と無関係な内容を掲載している場合は補助対象となるか。
 - A 当該イベントの周知に要する経費が対象なので、対象外となります。
- 注5 Q67 模擬店等(収益事業)に係る経費は補助対象となるか。
 - A 収益事業に係る経費は、イベント事業実施に直接必要な経費であれば補助対象となります。

② 高円寺駅南口広場イルミネーション事業

② 同门寸秋円口四笏イルマイ マコ、	/
都からの疑義	都への回答
イベントチラシに、当イベントとは関係	チラシ等については按分した額を補助対
のないイベント内容の記載が見受けられ	象経費としていたため、イベント以外の
ました。	記載があったものの補助対象経費として
都マニュアルQ17 (①注4) に記載のと	認めました。
おり、当該イベントの周知に要する経費	各商店街にも同様の周知をしていたた
が対象なので、チラシに補助事業の内容	め、今後統一的に周知します。
と無関係な内容を掲載している場合は対	
象外となります。チラシ印刷費	
(¥68, 250)、折込料(¥27, 373) は対象	
外ではないでしょうか。	
イベント立て看板 (¥273,000) に、当イ	チラシ等については按分した額を補助対
ベントとは関係のないイベント内容の記	象経費としていたため、イベント以外の

載が見受けられました。

都マニュアル (平成 25 年度版) Q17 (① 注4)に記載のとおり、当該イベントの 周知に要する経費が対象なので、看板に一め、今後統一的に周知します。 補助事業の内容と無関係な内容を掲載し ている場合は対象外となります。看板製 作費は対象外ではないでしょうか。

記載があったものの補助対象経費として 認めました。

各商店街にも同様の周知をしていたた

③ ちょうちんフェスタ事業

都からの疑義

イベントチラシに、当イベントとは関係 のないイベント内容の記載が見受けられ ました。

都マニュアルQ17(①注4)に記載のと おり、当該イベントの周知に要する経費 が対象なので、チラシに補助事業の内容 と無関係な内容を掲載している場合は対 象外となります。こちらは対象外ではな いでしょうか。

都への回答

今回は、神社例大祭に係る部分の経費の うち1/2を対象外といたしました。 商店会には、以後適切に指導いたします。

④ フェスティバルサマーナイト 2013 事業

都からの疑義

ありました。

都マニュアルQ68(①注1) に記載のと おり、総事業費のうち補助対象となる経 費から収益を控除した残りの部分が補助 対象経費となります。別紙2(①注2)の 収益に計上すべき項目であり、これらは 対象外でないでしょうか。また、都への 適正な報告がなされていなかった理由を 教えてください。

都への回答

収入明細に協賛金(¥45,000)との記載が | 広告性を有しないと判断したため、収益 として扱わないこととしました。

(3) 都返還請求への対応検討内容

平成26年11月初旬に都から、返還請求額(高円寺びっくり大道芸2013 事業 210,000 円、高円寺駅南口広場イルミネーション事業 40,000 円、 ちょうちんフェスタ事業 25,000円、フェスティバルサマーナイト2013事 業 15,000円)が示され、当時、区では、その取扱いについて以下のとお り検討を行った。

① 高円寺びっくり大道芸 2013 事業及びフェスティバルサマーナイト 2013 事業の収益(協賛金)について

都は、「高円寺びっくり大道芸 2013 事業のパンフレット広告については、パンフレット制作に関する経費は補助対象となり、総事業費のうち補助対象となる経費から広告掲載収入を控除した残りの部分が補助対象経費となるものであり、広告掲載収入を伴う部分(以下「広告掲載部分に係る経費」という。)については補助対象外、広告掲載収入を伴わない部分(以下「広告掲載以外の部分に係る経費」という。)については補助対象とする区の見解は認められない。また、フェスティバルサマーナイト 2013 事業の協賛金については広告収入の性質(以下「広告性」という。)の有無を問わず、収益として計上し、補助対象経費から差し引く」としている。

一方で、区は、協賛金については、広告性の有無により判断し、広告性があれば、収益として計上し、補助対象経費から控除しないこととしており、同様に広告掲載のあるパンフレット制作費については、パンフレットのページにより按分し、広告掲載部分に係る経費を補助対象外にすれば、広告収入(広告性のある協賛金)は補助対象外の経費に関する収入であることから、収益として計上せず(補助対象経費から控除せず)、広告掲載以外の部分に係る経費を補助対象とすることができるという取扱いをしていた。また、パンフレットに係る広告収入、広告掲載部分に係る経費及び広告掲載以外の部分に係る経費について、高円寺びっくり大道芸 2013 事業と同じ取扱いをした高円寺びっくり大道芸 2011 事業は、次のとおり、平成 25 年1月11日に都の検査を受けており、領収書の収入印紙の添付漏れについての改善要望があったものの、この取扱いに対しては、不適正とはされず、補助金の返還を求められなかった。

平成 25 年 1 月 11 日 23 年度 都補助金検査 検査時指摘事項

間接補助事業名	商店街名	指摘事項	回答または今後の対応について
高円寺びっく	高円寺	出演料として3万円以	営利目的の団体が3団体ありまし
り大道芸	あづま	上の支払をした領収書	たので印紙が必要になります。差
	通り商	に収入印紙の添付があ	替え分をお送りいたします。
	店会他	りませんでしたが、印	その他の出演者は営利目的ではな
	8 商店	紙の添付は必要ありま	く、趣味程度に活動しているため
	会	せんか?	印紙は添付しておりません。

※ 高円寺びっくり大道芸以外の事業に関する部分は省略

検査結果

改善要望事項等

◎ 領収書について、収入印紙の添付漏れが見受けられました。適正な領収書の保存に 努めてください。

この考え方に基づき、区は、高円寺びっくり大道芸 2013 事業のパンフレット広告収入(1,400,000円)については、パンフレットの広告掲載部分を按分し、780,000円を補助対象外にしているので、収益に該当せず、補助対象経費から控除しないという取扱いをしていた。また、フェスティバルサマーナイト 2013 事業の協賛金(45,000円)については、広告性がないので、収益に該当せず、補助対象経費から控除しないという取扱いをしていた。これらの取扱いについては、要綱等には記載がないが、商店会には個別又は、説明会等の場で口頭により説明していた。

なお、区が、高円寺びつくり大道芸 2013 事業に対する補助金交付終了後の平成 26 年 2 月 3 日付けで都に広告掲載収入のあるパンフレット制作費の取扱いについて照会したのは、区の見解で問題ないことを確認するためのものであった。同年 2 月 12 日付の都の回答は、区の見解は認められないとのことであったが、平成 26 年度以降、是正すればよいと考えた。

② 高円寺びっくり大道芸 2013 事業の郵便代金(6,390円) について 都は、「都要綱別表 2 において、「実施主体である商店街関係者及びその同 居する親族(同一生計)に対して支出する経費」はイベント事業の補助対象 外とする経費」と規定している。

区は、区要綱別表 2 において、「実施主体である商店街関係者及びその親族に対して支出する経費」は、イベント事業の補助対象外とする経費と規定し、実施主体以外の商店街に周知用のチラシ等を送付した費用は、補助対象経費として認めており、商店街には個別又は、説明会等の場で口頭により説明していた。

しかし、都からの疑義照会(①送付先はどこか、②上記の区要綱別表2に抵触しないか等)を受け改めて確認すると、送付先は実施主体商店街以外の商店街等に対するチラシ等の送付経費であるとの説明であったが、送付先や送付数量の記録がないので客観的に確認できないため、補助対象外に訂正した。

③ 高円寺駅南口広場イルミネーション事業及びちょうちんフェスタ事業の チラシ、ポスター等に関する周知費用について

都は、「チラシ、ポスター等に関する周知費用については、都マニュアルQ17(①注4)に記載のとおり、当該イベントの周知に要する経費が対象なので、チラシに補助事業の内容と無関係な内容を掲載している場合は対

象外となる」としている。

区は、区要綱別表2で「2 イベント事業の補助対象外とする経費」の中で「補助事業に直接必要のないもの」として「周知用ポスターやチラシでイベントに直接関係のない部分」は補助対象外とすると規定しており、チラシ、ポスター等に記載されている補助事業と直接関係のない部分が按分除外されていれば、補助事業に直接関係する部分は補助対象経費として認めており、商店会には個別又は、説明会等の場で口頭により説明していた。

高円寺駅南口広場イルミネーション事業のチラシ作成費等の周知費用 (274,123円)については、補助事業と直接関係のない部分を按分除外し、121,124円を補助対象経費とし、ちょうちんフェスタ事業のポスター作成費等の周知費用 (154,875円)については、補助事業と直接関係のない部分を按分除外し、51,187円を補助対象経費とした。

(4) 都への補助金の返還について

都要綱上の補助事業者である区は、都補助金(補助対象経費の3分の1又は2分の1)に区補助金(補助対象経費の3分の1)を加えて、補助対象団体に対し、補助対象経費の3分の2又は6分の5を交付するとしている。

都要綱においては、補助事業者である区に対し、区が商店街等に補助する 経費のうち、知事が特に必要かつ適当と認めるものについて、予算の範囲内 において、都補助金を交付するものと定めている。

したがって、既に交付を受けた都補助金のうち、都要綱や都マニュアル等 (以下「都要綱等」という。) に照らし、交付対象に該当しないものについ ては、区が都補助金を返還する義務を負う。

また、返還に当たっては、返還額に加え、違約加算金(年 10.95%)を合わせて支払うこととなる。

(5) 商店街等から区に対する補助金返還について

区では、区要綱や区てびき等(以下「区要綱等」という。)を定め、これらに基づき、補助対象経費を算定し、商店街等に対して交付している。補助対象となる範囲については、都要綱等に基づき交付される都補助金の補助対象範囲と本来は一致させるべきものだが、要綱等の文言の都区間の解釈の差などから、結果として一致していない部分がある。

都要綱等においては、補助対象経費に該当しないとされたものであっても、 区要綱等に照らして、補助対象経費に該当するものと認められる場合、商店 街等に対しては、区補助金の返還を請求することはできないものと考える。 一方、区の補助対象経費に該当しないものについては、交付決定の一部を取 り消し、その額の返還を請求することができるものと考える。

(6) 検討結果

上記の考え方をもとに、区は、都への返還金について、協賛金についてはパンフレット広告掲載収入及び広告性のない協賛金を収益として計上し、郵便代金及び当該イベントと関係のない事項の記載あるチラシ、ポスター等に関する周知費用を補助対象外経費としたうえで、本来補助対象団体に交付すべき補助金を再計算し、当初交付した補助金との差額について、都補助金分については、都の返還請求に応じることとした。また、補助金の交付を受けた日を起算日として違約加算金(年 10.95%)の請求を受け、納付した。

ただし、商店街に対しては、協賛金及びチラシ、ポスター等に関する周知費用については、区として認識している補助金交付処理を適正に行っていることから、既に交付している補助金額が適正なものと考え、補助金の返還を求めないこととした。

また、区が補助対象外経費に訂正した高円寺びっくり大道芸 2013 事業に係る郵便代金 (6,390 円) については、高円寺あづま通り商店会の補助対象経費負担額 (3,785,079 円) から郵便代金 (6,390 円) を差し引いても 3,778,689 円が補助対象経費負担額となるので補助確定額は 2,000,000 円 (都・区各 1,000,000 円) で変わらず返還は生じない。

商店会名	補助率	補助対象経費 負担額	補助確定額	都補助金	区補助金
高円寺あづま通り	2/3	3, 785, 079	2,000,000	1,000,000	1,000,000
商店会	2/3	3, 778, 689	2,000,000	1,000,000	1,000,000
エトアール通り商	5/6	1, 000, 000	833, 000	500, 000	333, 000
店会	9/0	1, 000, 000	833, 000	500, 000	333, 000
高円寺庚申通り商	5/6	1, 000, 000	833, 000	500, 000	333, 000
店街振興組合	9/0	1, 000, 000	833, 000	500, 000	333, 000
高円寺中通商栄会	5/6	1, 000, 000	833, 000	500, 000	333, 000
前门寸中理阅术云 		1, 000, 000	833, 000	500, 000	333, 000
高円寺パル商店街	F /C	1, 000, 000	833, 000	500, 000	333, 000
振興組合	5/6	1, 000, 000	833, 000	500, 000	333, 000
高円寺南商店会	5/6	1, 000, 000	833, 000	500, 000	333, 000
同门寸用间泊云		1, 000, 000	833, 000	500, 000	333, 000
新高円寺通商店街	5/6	1, 000, 000	833, 000	500, 000	333, 000
振興組合		1, 000, 000	833, 000	500, 000	333, 000
七根通り充和会	5/6	1, 000, 000	833, 000	500, 000	333, 000
大場通り商和会		1, 000, 000	833, 000	500, 000	333, 000
合 計		10, 785, 079	7, 831, 000	4, 500, 000	3, 331, 000
合 計		10, 778, 689	7, 831, 000	4, 500, 000	3, 331, 000

注 上段:補助金確定額

下段:郵便代金を対象外として算出した補助金確定額

(7) 都からの補助金返還請求及び違約加算金支払請求

都からの平成26年12月5日付26産労商地第1989号「平成25年度東京都新・元気を出せ!商店街事業費補助金に係る交付決定の一部取消し及び返還の請求について」により、補助事業の一部において交付決定内容及びこれに付した条件違反が判明し、過大に補助金が交付されていたとして、都要綱第16条及び第17条に基づき、高円寺びっくり大道芸2013他3事業に対し、交付決定の一部が取り消され、次表のとおり補助金の返還請求があり、区は、平成26年12月16日付で返還した。

間接補助 事業名	商店街等名	補助金額 A	補助金額 B	A一B (返還請求額)	備考
高円寺びっくり大道芸 2013	高 あ り 商 店会他 7 商店会	4, 500, 000	4, 290, 000	210, 000	・A4 ガイドブックの按 分を対象経費として計 上 し 、 協 賛 金 (¥1400,000)を収益 計上 ・区判断に基づき、各種 郵便代金(計¥6,390) は補助対象外
高円寺駅 南口広場 イルミネ ーション	高円寺南商店会	710, 000	670, 000	40,000	・チラシ及び看板に関する周知費用(¥274,123)はすべて補助対象外
ちょうちんフェスタ	八丁通 り商店 会	353, 000	328, 000	25, 000	・チラシに関する周知 費用(¥154,875)はす べて補助対象外
フェステ ィバルサ マーナイ ト 2013	高 井 戸 共栄会	439, 000	424, 000	15, 000	・協賛金 (¥45,000) を 収益計上
合 計	4件	6, 002, 000	5, 712, 000	290, 000	

また、都からの平成 27 年 1 月 29 日付 26 産労商地第 2335 号「平成 25 年 度東京都新・元気を出せ!商店街事業費補助金の一部返還に伴う違約加算金の請求について」により、高円寺びっくり大道芸 2013 他 3 事業において、返還金の納付により違約加算金の額が確定したとして次表のとおり都要綱第 22 条に基づき、違約加算金の請求があり、区は、平成 27 年 2 月 18 日付で納付した。

业品市业	去 古徒 5	補助金	, 亡, 声 ロ	振込までの	対象金	違約加算
対象事業	商店街名	入金日	返還日	日数(日)	額(円)	金額 (円)
	エトアール	平成 25 年	平成 26 年	411	20, 000	2 600
	通り商店会	11月1日	12月16日	411	30,000	3, 699
	高円寺庚申	TH 05 /T	₩ A 00 /F			
	通り商店街	平成 25 年	平成 26 年	411	30,000	3, 699
	振興組合	11月1日	12月16日			
	高円寺中通	平成 25 年	平成 26 年	411	20,000	2 600
	商栄会	11月1日	12月16日	411	30,000	3, 699
高円寺びっ	高円寺パル	平成 25 年	平成 26 年			
くり大道芸	商店街振興	11月1日	12月16日	411	30,000	3, 699
2013	組合	11 月 1 日	12 月 10 日			
	高円寺南商	平成 25 年	平成 26 年	411	30,000	3, 699
	店会	11月1日	12月16日	411	30,000	5,099
	新高円寺通	平成 25 年	平成 26 年			
	商店街振興	11月1日	12月16日	411	30, 000	3, 699
	組合	11 /1 1 1	12 /1 10 д			
	大場通り商	平成 25 年	平成 26 年	411	30,000	3, 699
	和会	11月1日	12月16日	711	30, 000	0,000
高円寺駅南						
口広場イル	高円寺南商	平成 26 年	平成 26 年	208	40,000	2, 496
ミネーショ	店会	5月23日	12月16日	200	10,000	2, 100
ン						
ちょうちん	八丁通り商	平成 26 年	平成 26 年	238	25, 000	1, 785
フェスタ	店会	4月23日	12月16日	200	20,000	1, 100
フェスティ	高井戸共栄	平成 26 年	平成 26 年			
バルサマー	会	4月23日	12月16日	238	15, 000	1,071
ナイト 2013		1/1 20 H	12 /1 10 H			
合 計	4件		_		290, 000	31, 245

[※] 高円寺あづま通り商店会の補助対象経費負担額は 3,785,079 円であり、補助対象経費負担額が 3,000,000 円を超えると補助金は上限額の 2,000,000 円(都・区 1,000,000 円)となる。したがって、高円寺あづま通り商店会は、補助対象経費が 785,079 円以上減額されなければ補助金額に影響がないので、返還が生じない。

都要綱

(交付決定の取消し)

- 第16条 知事は、補助事業者又は商店街等が次の各号のいずれかに該当する場合、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。
 - (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
 - (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
 - (3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令又は補助金の交付決定に基づく命令に違反したとき。

(補助金の返還)

- 第17条 知事は、前条の規定による補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消に係る部分に関し、既に補助事業者に補助金が支払われているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。
 - 2 知事は、第13条の規定により補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が支払われているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(違約金及び延滞金の納付)

第22条 第16条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部の取消しを行い、第17 条の規定により補助金の返還を命じたときは、知事は、補助事業者が補助金を 受領した日から返還の日までの日数に応じ、補助金の額(一部を返還した場合 のその後の期間においては既返還額を控除した額)につき、年10.95パーセン トの割合で計算した違約加算金(100円未満の場合を除く。)を補助事業者に 納付させなければならない。

2及び3 略

(8) 収益(協賛金)についての都・区のマニュアル等変更

当初、区は、都マニュアルQ72 の記載からは、広告性のない協賛金は、収益とみなさないと読めると主張したが、都は主張を変えず、区は、交渉が長引くと違約加算金も増えることから、返還に応じることとした。

なお、こうした議論を踏まえ、区は、平成27年度杉並区新・元気を出せ! 商店街事業~イベント編~【会計マニュアル】に「イベントを実施した際、 協賛金等の収入があった場合は、収益同様に補助対象経費から差し引かれ ます。」と明記した。

区てびき

変更前: 平成 26 年度杉並区新・元気を出せ! 商店街事業~イベント編~【会計マニュ アル】(平成 26 年度から名称を変更した。) 平成 25 年度区てびきには、記載 はないが、26 年度と同じ考えである。

- 2 補助対象となるイベント事業について
- $(1) \sim (3)$ 略
- (4) 収益(売上等)の取扱いについて
- ① イベント事業において、模擬店やフリーマーケット等を実施し、収益(売上や 出店料、抽選券売上等)が発生する場合、収益分について補助対象経費から差し 引かれますのでご注意ください。また、売上をチャリティとして寄付する場合で あっても売上に該当します。
 - ※収益事業に係る経費を補助対象経費に組み入れるかどうかは、各商店会で判断 してください。
- ② パンフレット、ポスター、チラシ等に関する広告掲載収入についても上記のように収益に該当します。したがって、補助対象経費から差し引かれますのでご注意ください。

変更後: 平成27年度杉並区新・元気を出せ! 商店街事業~イベント編~【会計マニュアル】

- 2 補助対象となるイベント事業について
- $(1) \sim (3)$ 略
- (4) 収益(売上等)や協賛金の取扱いについて
- ① イベント事業において、模擬店やフリーマーケット等を実施し、収益(売上や 出店料、抽選券売上等)が発生する場合、収益分について補助対象経費から差し 引かれますのでご注意ください。また、売上をチャリティとして寄付する場合で あっても売上に該当します。
 - ※収益事業に係る経費を補助対象経費に組み入れるかどうかは、各商店会で判断 してください。
- ② イベントを実施した際、協賛金等の収入があった場合は、収益同様に補助対象 経費から差し引かれます。
- ③ パンフレット、ポスター、チラシ等に関する広告掲載収入についても上記のように収益に該当します。したがって、補助対象経費から差し引かれますのでご注意ください。

また、都も、平成 27 年度都マニュアルから次のとおり変更した。

変更前:平成25年度都マニュアル(平成26年度都マニュアルは、Q73)

VI 質疑応答集

1~6 略

7 収益事業

Q72 地域のイベントに協力する目的で協賛金を提供した企業等の名称をチラシ等

に掲載した場合、収益として差引く必要があるか。

A 協賛金という名目で資金提供を受けた場合であっても、それが広告収入の性質を有すると認められる場合は収益となります。この場合、補助対象となるチラシ等経費から協賛金額を差引いた残りの金額が補助対象となります。なお、この判断については、チラシ等に資金提供者の名称が記載されている事実をもって直ちに広告収入とみなし、資金提供者が広告宣伝効果を意図しているか否かは問いません。

8~11 略

変更後:平成27年度都マニュアル

VI 質疑応答集

 $1\sim6$ 略

7 収益事業

- Q78 地域のイベントに協力する目的で企業等から協賛金の提供を受けた場合、収益として差引く必要があるか。
- A イベントに対する協賛金という名目で資金提供を受けた場合は収益となります。収益の取扱については、Q73を参照してください。
- Q73 収益事業の「収益」の取扱いはどうするのか。
- A 総事業費のうち補助対象となる経費から収益を控除した残りの部分が補助対象経費となります。そのため、商店街に対して「収益」があった場合は、その内容がわかる書類を必ず実績報告書に添付するよう指導してください。

8~10 略

都は、平成27年度都マニュアルの変更は、協賛金を収入計上すべきことを明確化したものであり、協賛金に対する考え方は従来通りと主張し、杉並区商店会に関する補助金検証委員会からの文書照会に対し、令和元年10月25日付31産労商地第1760号「「東京都新・元気を出せ!商店街事業費」及び「東京都商店街チャレンジ戦略支援事業費補助金」に関する意見照会について」で以下のとおり回答しているが、少なくとも、区の主張通り解釈する余地があったことを示しているものと考える。

都に対する照会・回答文

1 「東京都新・元気を出せ!商店街事業補助金交付事務マニュアル質疑応答集」(以下「都マニュアルQ&A」という。)において、協賛金の取扱いに関する説明内容が前年とは変更されていますが、(26年度版ではQ73,27年度版ではQ78)、その理由は、以下のとおりで相違ないでしょうか。

「都は、平成25年度以前より、協賛金は、広告収入の性質の有無を問わず、収益

として計上し補助対象経費から差し引くという考えであるが、平成26年度版の都マニュアルQ&A、Q73には、「広告収入の性質を有すると認められる場合は収益となる」との記載があった。そこで、平成27年度の都マニュアルQ&AQ78では、「イベントに対する協賛金という名目で企業等から資金提供を受けた場合は収益となります。」と分かりやすく説明を変えたもの」

【回答】

補助事業は、都民等から徴収された税金を財源としていることに鑑み、補助金適 正化法や都の補助金交付規則においても、事業の公共性はもとより、適正かつ効率 的に使用されるよう努めなければならないものとされており、補助事業の実施にあ たって収入を得た場合には、補助対象経費から収入を控除することが、原則の考え 方であると認識しております。

質疑応答集の該当部分は、平成 26 年度に行った平成 25 年度事業分の検査において、協賛金の未計上が杉並区の複数の商店街イベントで発覚したこと等を受け、補助を行うイベント事業に関して生じた協賛金を収入として計上すべきことをより明確化したものであり、従前からの取扱いを変更したものではありません。

なお、質疑応答集の改正前の平成 26 年度事業においても、杉並区の他のイベントをはじめ各区市町村から提出されたイベント実績報告書の中には、「広告料」のほか「協賛金」、「募金」、「寄付金」といった名目で、収入が適切に計上されております。こうしたことから、都としては協賛金等を収入計上しなければならないことは、各区市町村の現場で御理解していただいているものと認識しておりました。

$2\sim5$ 略

Ⅱ 職員措置請求書に対する認否

1「請求の趣旨」に対する認否

「「杉並区新・元気を出せ!商店街事業費補助金」として、平成25年度の「高円寺びっくり大道芸2013」事業に関連し、区が窓口となって支出した補助金のうち、都から不正受給との指摘を受けたものについて、受給者に求償するなど必要な措置を求める。

同様に、平成 26 年度の「高円寺駅南口広場イルミネーション」「ちょうちんフェスタ」「フェスティバルサマーナイト 2013」の各事業に関連し、区が窓口となって支出した補助金のうち、都から不正受給との指摘を受けたものについて、受給者に求償するなど必要な措置を求める。」については、争う。

区は、区要綱等に照らして適切に本件補助金の交付処理を行っており、補助対象団体に対して、返還等を求めなかったとしても違法又は不当とはならない。なお、補助金の名称は「杉並区新・元気を出せ! 商店街事業費補助金」ではなく、「杉並区新・元気を出せ商店街事業費補助金」である。また、「高円寺駅南口広場イルミネーション」「ちょうちんフェスタ」「フェスティバルサマーナイト 2013」の各事業は平成 26 年度ではなく、平成 25 年度に実施された事業を対象にしていると推測される。

2「請求の理由」に対する認否

(1) 事実経過

- ① 「区は、「東京都新・元気を出せ!商店街事業費補助金」ならびに「杉並区新・元気を出せ!商店街事業費補助金」として、平成25年度、「高円寺びっくり大道芸2013」と題するイベントの事業費名目で、高円寺あづま通り商店会など8商店会に対して補助金を支給した。」ことについては、認める。なお、「杉並区新・元気を出せ!商店街事業費補助金」とあるのは、「杉並区新・元気を出せ商店街事業費補助金」である。
- ② 「同補助金を支給するにあたり、区は都に対して間接補助金を申請・ 受給し、財源の一部とした。」ことについては、認める。
- ③ 「令和2年6月23日、別件訴訟の口頭弁論で、区は、当該大道芸イベントに関して補助金の不正受給があり、都の命令に従って、間接補助金計21万円と違約加算金計2万5893円、合計23万893円を平成26年12月16日付で都に返還していた事実を明らかにした。

不正が指摘された商店会と不正金額は以下の7団体である。

- ◎高円寺びっくり大道芸 2013 関連
- ・エトアール通り商店会 都補助3万円 違約加算金3699円
- ・高円寺庚申通り商店街振興組合 同

· 高円寺中通商栄会

同同

・高円寺パル商店街振興組合

· 高円寺南商店会

同同

· 新高円寺通商店街振興組合

・大場通り商和会

同しとのことについては、都

から指摘があり、補助金の返還及び違約加算金を支払ったことは、合計額及び返還日を除き、認め、不正受給であるとの主張は争う。なお、返還した補助金と違約加算金の合計額は23万893円ではなく、23万5,893円である。また、補助金を返還した日は平成26年12月16日であるが、違約加算金支払日は平成27年2月18日である。

当時、区は、パンフレット広告掲載収入については、パンフレットの広告掲載部分を按分し補助対象外経費にしているので、収益に該当せず補助対象経費として控除しなくていいと考えていた。また、区要綱別表2で「2 イベント事業の補助対象外とする経費」の中で「補助事業に直接必要のないもの」として「周知用ポスターやチラシでイベントに直接関係のない部分」は補助対象外とすると定めており、パンフレットに掲載されている補助事業と直接関係のない部分が按分除外されていれば、補助事業に直接関係する部分は補助対象経費として認めていた。

次に、実施主体以外の商店会に周知用のチラシ等を送付した費用は、 区の要綱上、補助対象経費として認めていたが、送付先や送付数量の 記録がないので客観的に確認できないため、補助対象外に訂正したが、 補助金額には影響はなかったものである。

- ④ 「また、平成26年度の、「高円寺駅南口広場イルミネーション」「ちょうちんフェスタ」「フェスティバルサマーナイト」の各事業についても同様に、受給3団体に不正があったとして、間接補助金計8万円と違約加算金計5352円の返還を求められ、区はこれに応じて、平成26年12月16日付で返還した。
 - ◎高円寺駅南口広場イルミネーション関連
 - ・高円寺南商店会 都補助 4万円 違約加算金 2496円
 - ◎ちょうちんフェスタ関連
 - ・八丁通り商店会 都補助2万5000円 違約加算金1785円
 - ◎フェスティバルサマーナイト 2013 関連
 - ・高井戸共栄会 都補助1万5000円 違約加算金1071円 」とのことについては、都から指摘があり、補助金の返還及び違約加算金を支払ったことは、事業実施年度及び返還日を除き、認め、不正受給であるとの主張は争う。なお、返還対象となった補助事業は、平成26

年度ではなく、平成25年度に実施された事業である。また、補助金を返還した日は平成26年12月16日であるが、違約加算金支払日は平成27年2月18日である。

区は、区要綱別表 2 で「2 イベント事業の補助対象外とする経費」の中で「補助事業に直接必要のないもの」として「周知用ポスターやチラシでイベントに直接関係のない部分」は補助対象外とすると定めており、チラシ、ポスター等に記載されている補助事業と直接関係のない部分が按分除外されていれば、補助事業に直接関係する部分は補助対象経費として認めていた。また、協賛金については、区要綱等には記載はないが、広告性があると判断した場合は補助対象経費から除外するが、広告性がなければ収益として控除しないと考えており、広告性のないものについて、収益として計上することを求めていなかった。

- ⑤ 「区は一方で、区から補助金を受給した各商店会に対してはいっさいの求償をしておらず、今日に至っている。」ことについては、認める。
- ⑤ 「なお当該各不正の対象となった支出について、区が負担した補助金がいくらになるかは、現在不明である。監査委員において特定されたい。」とのことについては、区は不正とは考えていないが、広告収入及び協賛金を収益として計上し、郵便代金並びにチラシ、ポスター等の周知費用を補助対象外とした場合の都に返還した分を除く区補助金返還金及び法定利息について、区の都補助金の返還と同日に商店街が区補助金の返還金を納付したと仮定した場合は、次のとおりとなる。

					(6.)	46.5 34.4
		区補助金		受領日から	(仮)返還	(仮) 法定
対象事業	商店会名	交付日	返還仮定日	返還仮定日	対象補助金	利息額
		7		までの日数	額(円)	(円)
	エトアール	平成 25 年	平成 26 年	467	10 000	1 014
	通り商店会	9月4日	12月16日	467	19, 000	1, 214
	高円寺庚申					
	通り商店街	平成 25 年	平成 26 年	467	19,000	1, 214
	振興組合	9月4日	12月16日			1, 211
	高円寺中通	平成 25 年	平成 26 年	467	10,000	1 914
	商栄会	9月4日	12月16日	467	19, 000	1, 214
高円寺びっ	高円寺パル	平成 25 年	平成 26 年			
くり大道芸	商店街振興			467	19,000	1, 214
2013	組合	9月4日	12月16日			
	高円寺南商	平成 25 年	平成 26 年	4.0.5	10.000	
	店会	9月4日	12月16日	467	19, 000	1, 214
	新高円寺通		 5			
	商店街振興	平成 25 年	平成 26 年	467	19,000	1, 214
	組合	9月4日	12月16日			
	大場通り商	平成 25 年	平成 26 年			
	和会	9月4日	12月16日	467	19, 000	1, 214
高円寺駅南						
口広場イル	高円寺南商	平成 26 年	平成 26 年			
ミネーショ	店会	4月11日	12月16日	248	39, 000	1, 324
ン		,, ,,	,, =- ,,			
ちょうちん	八丁通り商	平成 26 年	平成 26 年	044	15 000	5 0.
フェスタ	店会	2月7日	12月16日	311	17, 000	724
フェスティ	高井戸共栄	平成 25 年	平成 26 年			
バルサマー				355	15, 000	729
ナイト 2013	会	12月25日	12月16日			
合 計	4件	_	_		204, 000	11, 275
		-				

^{※1} 法定利息は、返還金×期間(区補助金交付日の翌日に商店街に着金したと仮定し、その翌日を起算日として計算)×法定利率5%÷365日で算出

^{※2 (}仮)返還対象補助金額は、都の指摘どおりに算出した都負担額を除く補助金額と補助金 確定額との差額

(2) 違法不当性について

- ① 「杉並区チャレンジ商店街サポート事業補助金要綱は、不正な手段で補助金を受給したり目的外の使用をした場合は、区長は補助金の一部を変更できるとあり、すでに支払いがされている場合は返還を求めることができるむね定めている。」ことについては、要綱の名称を除き、概ね認める。なお、要綱の名称は、平成25年度 杉並区新・元気を出せ商店街事業費補助金交付要綱である。
- ② 「本件補助金について不正があったことは都の指摘によって明白である。」ことについては、争う。

区は、区要綱等と照らして、補助対象団体に対して、適正に補助金を 支払ったものである。

③ 「区は、不正のあった補助金の各受給者に対して、①区が都に支払った計 29 万円ならびに、②違約加算金 3 万 1263 円、③当該不正に関連して区が負担した補助金、④ ③に対する区要綱が規定する損害金ーーを求償する義務を負う。」については、争う。

区は、区要綱等と照らして、適正に補助金を支給しており、商店会に対し、区補助金の返還を請求することはできないものと考える。なお、区が都に支払った違約加算金は、3万1,263円ではなく、3万1,245円である。

④ 「その上で、なんらかの理由で不足が発生したり、あるいは求償が困難である場合は、不足分について区長は損害を賠償する義務を負う。

求償せず不正な補助金支給を黙認する区長の行為は、地方自治法第 2条第 14 項および地方財政法第4条第1項に違反して違法または不 当である。区長に必要な措置を取らせるよう求める。」については、争 う。

都要綱に違反して、区が補助金を返還することと、商店会が、区要綱に違反して区に返還することとは、関連はあるが、それぞれ適切に各要綱等に照らして解釈すべきものである。広告収入及び協賛金の未計上については、区要綱等に照らして、当時、違反するものではなかった、また、チラシ、ポスター等の補助事業と直接関係のない部分に係る経費については、補助対象外として按分除外されているので、商店街に対して、補助金の返還を求めなかったもので、その解釈は適切であったものと考える。

Ⅲ 今回の措置請求に関する区の見解

都区の間接補助の制度は、基本的には、概ね同一の要綱、基準、マニュアル 等に基づき、実施することが原則ではあるが、個々具体的な運用については、 都区の見解が異なることがある。

まず、高円寺びつくり大道芸 2013 事業のパンフレット広告の収益計上について、都は、都マニュアルQ68 に「総事業費のうち補助対象となる経費から収益を控除した残りの部分が補助対象経費となります。」とあるように、広告収入(協賛金)を収益計上し、パンフレット経費を対象経費に計上するとした。

一方、当時、区は、当該パンフレット広告については広告掲載部分が明確に区分されており、広告掲載部分を按分し補助対象外にすれば広告収入は収益に該当せず、広告掲載部分以外については、補助対象経費としていた。また、同じ取扱いをした高円寺びっくり大道芸 2011 事業は、平成 25 年 1 月 11 日に都の検査を受けているが、この取扱いに対しては、不適正とはされず、補助金の返還を求められなかった。なお、念のため平成 26 年 2 月 3 日に都に照会したところ、都から平成 26 年 2 月 12 日付で区の見解は認められないとの回答があったので、区としては、平成 26 年度補助事業から見解を改めることとした。

次に、補助事業と直接関係のない内容を掲載した高円寺駅南口広場イルミネーション事業及びちょうちんフェスタ事業のチラシ、ポスター等について、都は、都マニュアルQ17に「チラシに補助事業と無関係な内容を掲載している場合は補助対象外となります。」とあるように、補助対象外とした。

一方、区は、区要綱別表2で「2 イベント事業の補助対象外とする経費」の中で「補助事業に直接必要のないもの」として「周知用ポスターやチラシでイベントに直接関係のない部分」は補助対象外とすると定めており、チラシ、ポスター等に記載されている補助事業と直接関係のない部分が按分除外されていれば、補助事業に直接関係する部分は周知費用として補助対象経費としており、それまで都から指摘等はなかった。

次に、イベントに際して提供され、イベントのために使われたフェステイバルサマーナイト 2013 事業の協賛金について、都は、協賛金は広告性の有無を問わず収益として計上し、補助対象経費から差し引くとした。

一方、区は、協賛金は、広告性があると判断した場合に、補助対象経費から 差し引くが、広告性がなければ収益として控除しないとしていた。

これは、平成24年度までは、都においても広告性のない協賛金については、 収益として補助対象経費からの差し引きを求めてこなかったこと、また、広告 性のある協賛金については、チラシやポスターに企業等の名前が掲載されてお り、提供の意図及び存在を明確に把握できるが、広告性のない寄付金等につい ては、イベントのためなのか、商店街本体の振興のためなのかといった提供者 の意図や金額を正確に補足することが困難であること、平成25年度までの都 マニュアルQ&Aからも、広告性のある協賛金に限り、収入計上すべきと読み 取れることから、そのように取り扱っていたものである。

最後に、高円寺びっくり大道芸 2013 事業のチラシ等の郵便代金については、 都からの疑義照会を受けて、再度確認したところ送付先は実施商店街以外の商 店会とのことであったが、送付先や数量の記録がないため、区として補助対象 外経費に訂正したものである。

区と都の見解に相違があり、特に協賛金の収益計上については、明確な規定がなく、かえって誤解を与える可能性のある記載があることから、都に対して 疑義を数度にわたり伝え、調整を行ったところであるが、都は見解を変更しな かった。

協賛金の収益計上に関する都の説明は、都要綱等の記載からは読み取ることが困難であったことなどから、都と裁判で争う考え方もあったものの、裁判が長期化し敗訴した場合、高額の違約加算金(年 10.95%)を負担することとなるリスクや、その間の他の同種補助金への影響等を勘案し、返還請求に応じることとしたものである。

区は、やむなく、都要綱等に基づき、広告収入及び広告性のない協賛金を収益として収入計上、並びに、補助事業と直接関係のない内容を掲載したチラシ、ポスター等に関する周知費用、区が訂正した郵便代金を補助対象外経費とすることによって生じる差額部分について、都の請求する補助金の返還に被補助団体として応じるとともに違約加算金(年10.95%)を支払ったものである。

なお、補助対象外経費とするのが郵便代金だけであれば、2(6)で前述したように補助金額に影響がないので、補助金の返還は生じなかった。

また、区の補助対象団体である各商店街は、区が自ら訂正した郵便代金を除き、区の説明、指導に基づき事業を実施し、平成25年度の補助金支給は、区要綱等と照らして、適正に行われたものであり、区補助金の返還等を求める必要はないものである。

また、区要綱等は、都要綱等の記載内容の他、都が開催する説明会での説明 内容を十分に踏まえ作成し、これらの解釈については、都との間での照会・回 答など踏まえて適宜、確認、見直し等を行ってきたものである。

以上を踏まえ、当時の区要綱等に基づき、「パンフレット広告収入については、広告部分を按分し補助対象外経費にすれば収益に該当しない」、「チラシ、ポスター等に補助事業と直接関係のない掲載がある場合は、該当部分を按分除外すれば補助対象経費として認める」、「広告性のない協賛金については、補助対象経費から差し引く必要がない」という取扱いは適正なものであり、損害賠償などの法的責任を負うものでないと考える。

資 料

東京都新・元気を出せ!商店街事業費補助金交付要綱

14産労商地第1643号 平成15年3月26日 一部改正 15產労商地第1769号 平成16年3月10日 一部改正 16產労商地第2013号 平成17年3月30日 一部改正 17產労商地第1914号 平成18年3月28日 一部改正 18產労商地第1814号 平成19年3月30日 一部改正 19產労商地第2310号 平成20年3月14日 一部改正 20産労商地第1877号 平成21年3月19日 一部改正 21 産労商地第2056号 平成22年3月1日 一部改正 22產労商地第2269号 平成23年3月11日 一部改正 23産労商地第2504号 平成 2 4 年 3 月 1 日 一部改正 24 産労商地第833号 平成24年7月10日 一部改正 24 産労商地第2546号 平成25年3月4日

(通 則)

第1条 東京都新・元気を出せ!商店街事業費補助金(以下「補助金」という。)の交付については、東京都補助金等交付規則(昭和37年東京都規則第141号)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目 的)

第2条 この補助金は、区市町村がまちづくりの視点から策定した商店街振興プランに基づき、 商店街等が行うイベント事業及び活性化事業に対し、必要な補助金を交付することにより、広 く都内商店街の振興を図り、もって中小商業の経営の安定と発展及び地域経済の活性化に寄与 することを目的とする。

(定義)

第3条

- (1)「商店街等」とは、次に掲げるものをいう。
 - ア商店街
 - イ 商店街の連合会
 - ウ 商工会、商工会連合会及び商工会議所
 - エ 中心市街地活性化協議会の構成員たる特定会社及び公益法人、社会福祉法人及び特定 非営利活動法人
- (2)「商店街」とは、次に掲げるものをいう。
 - ア 商店街振興組合法(昭和37年法律第141号)により設立された商店街振興組合
 - イ 中小企業等協同組合法 (昭和24年法律第181号) により設立された事業協同組合
 - ウ 次に掲げる事項に照らし、区市町村が商店街と認めるもの。
 - (ア) 当該区域で、中小小売商業又はサービス業に属する事業者の相当数が近接して、その事業を営み、かつ、組織的な活動を行っていること。
 - (イ) 社会通念上消費者により、まとまった買物の場として認識されていること。
 - (ウ) 当該区域内に人又は車両が常時通行できる道路を包含していること。
- (3)「商店街の連合会」とは、次に掲げるものをいう。
 - ア 商店街振興組合法 (昭和37年法律第141号) により設立された連合会
 - イ 中小企業等協同組合法 (昭和24年法律第181号) により設立された連合会
 - ウ ア、イ以外で、区市町村単位に組織された商店街連合会
- (4)「中心市街地活性化協議会の構成員たる特定会社及び公益法人」とは、中心市街地の活性 化に関する法律(平成10年法律第92号)第15条第1項第2号に規定する特定会社及 び公益法人をいう。
- (5)「社会福祉法人」とは、社会福祉法(昭和26年法律第45号)により設立された社会福祉法人をいう。
- (6)「特定非営利活動法人」とは、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)により認証された特定非営利活動法人であって、同法第2条第1項による特定非営利活動のうち、商店街の街区内で行う次に掲げる活動を行う法人をいう。
 - ア 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
 - イ 社会教育の推進を図る活動
 - ウ まちづくりの推進を図る活動
 - エ 文化又は芸術の振興を図る活動
 - オ 環境の保全を図る活動
 - カ 災害救助活動
 - キ 地域安全活動
 - ク 子供の健全育成を図る活動
 - ケ 情報化社会の発展を図る活動
 - コ 経済活動の活性化を図る活動

- サ 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- シ 消費者の保護を図る活動
- ス 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
- (7)「補助事業者」とは、この要綱の規定に基づき、イベント事業又は活性化事業を行う商店 街等に補助を行う区市町村をいう。
- (8)「商店街等が行う事業」とは、別表1に例示するイベント事業、活性化事業及びこれらと 同趣旨の事業で商店街等が自ら企画し実施するものをいう。ただし、次に掲げる事業を除 く。
 - ア 内容が経常的な性格を有する事業
 - イ 商品券等の特典又は割引を付加する事業
 - ウ 他の補助金を一部財源とする事業
 - エ 事業に係る全ての業務を委託する事業
- (9)「イベント事業」とは、次に掲げる事業をいう。
 - ア 商店街の主催又は共催による当該商店街の街区内において連続する期間に行われる行 事に係る事業
 - イ 商店街の連合会、商工会、商工会連合会及び商工会議所(以下「商店街等の団体」という。)の主催又は共催による、連続する期間に行われる行事に係る事業
 - ウ 商店街又は商店街等の団体がア又はイの事業に参加する事業
 - エ 商店街等の主催又は共催による東京都知事(以下「知事」という。)が特に認める行事 に係る事業
- (10)「活性化事業」とは、商店街施設整備、販売促進等の商店街活性化を図るための事業で、イベント事業ではないものをいう。ただし、知事が必要と認めるイベント事業については、この限りではない。
- (11)「商店街組織力強化支援事業」(以下「組織力強化事業」という。)とは、活性化事業のうち、商店街の連合会や商工会、商工会議所等が商店街と協働して行う、商店街への加入及び協力促進を図るための事業をいう。
- (12)「地域連携型モデル商店街事業」(以下「地域連携事業」という。)とは、活性化事業のうち、商店街又は商店街の連合会が地域住民や地域団体等と連携して、環境、福祉、観光などの地域ニーズに対応したまちづくり・地域おこしに取り組むことにより、商店街の地域での役割を高め、商店街の活性化を図る事業をいう。
- (13)「特別支援事業」とは、イベント事業及び活性化事業のうち、防災や環境など当該商店街に相応しいテーマを掲げて小規模な事業を実施する場合、特別に支援する事業をいう。

(補助金の交付対象)

- 第4条 補助金は、商店街等が行う事業に必要な別表2に掲げる経費(以下「補助対象経費」という。)であって、補助事業者が商店街等に補助する経費のうち、知事が特に必要かつ適当と認めるものについて、予算の範囲内において、補助事業者に交付するものとする。
- 2 前項に規定する商店街等が行う事業は、当該年度の4月1日から翌年の3月31日までの期

間に実施完了した事業とする。

(補助金の額)

- 第5条 東京都が補助事業者に交付する商店街等が行う事業の1事業当たりの補助金の額は、次に掲げる額とする。
 - (1)「イベント事業」については、補助対象経費の3分の1以内の額又は補助限度額3百万円のいずれか低い額とする。ただし、補助事業者が定める当該事業の補助限度額の2分の1の額が3百万円未満である場合においては、3百万円を当該2分の1の額と読み替えた額とする。
 - (2) 前号にかかわらず、補助対象経費が1百万円以下の「イベント事業」については、補助対象経費の2分の1以内の額とする。
 - (3)「活性化事業」については、補助対象経費の3分の1以内の額又は補助限度額5千万円のいずれか低い額とする。ただし、補助事業者が定める当該事業の補助限度額の2分の1の額が5千万円未満である場合においては、5千万円を当該2分の1の額と読み替えた額とする。
 - (4)「地域連携事業」については、補助対象経費の5分の2以内の額又は補助限度額1億 円のいずれか低い額とする。ただし、補助事業者が定める当該事業の補助限度額の2分の 1の額が1億円未満である場合においては、1億円を当該2分の1の額と読み替えた額と する。
 - (5)「組織力強化事業」については、補助対象経費の2分の1以内の額又は補助限度額5千万円のいずれか低い額とする。ただし、補助事業者が定める当該事業の補助限度額の5分の3の額が5千万円未満である場合においては、5千万円を当該5分の3と読み替えた額とする。
 - (6) 前号にかかわらず、「組織力強化事業」において、補助事業者が商店街活性化条例を施行している場合においては、補助対象経費の12分の7以内の額又は補助限度額5千8百万円のいずれか低い額とする。ただし、補助事業者が定める当該事業の補助限度額の11分の7の額が5千8百万円未満である場合においては、5千8百万円を当該11分の7の額と読み替えた額とする。
 - (7)「イベント事業」又は「活性化事業」を合わせて行う場合において、東京都が補助事業者 に交付する補助金の額は、第1号から第3号までの額のそれぞれの範囲内で合計した額と する。
 - (8) 複数の商店街等が共同又は協力をして「イベント事業」又は「活性化事業」を行う場合 において、東京都が補助事業者に交付する補助金の額は、第1号から第3号までの額のそ れぞれの範囲内で合計した額とする。
 - (9)「特別支援事業」については、補助対象経費の9分の5以内の額又は20万円のいずれか 低い額とする。ただし、補助事業者が定める当該事業の補助限度額の8分の5の額が、2 0万円未満である場合においては、20万円を当該8分の5の額と読み替えた額とする。

- 2 補助事業者が商店街等に交付する補助金の額は、次に掲げる額とする。
 - (1)「イベント事業」、「活性化事業」及び「地域連携事業」については、東京都が補助事業者 に交付する補助金の額に同額以上を加えた額とする。
 - (2) 前号にかかわらず、補助対象経費が1百万円以下の「イベント事業」については、東京都が補助事業者に交付する補助金の額に同額の3分の1以上の額を加えた額とする。
 - (3)「組織力強化事業」については、東京都が補助事業者に交付する補助金の額に同額の3分の2以上の額を加えた額とする。
 - (4) 前号にかかわらず、「組織力強化事業」において、補助事業者が商店街活性化条例を施行している場合においては、東京都が補助事業者に交付する補助金の額に同額の7分の4以上の額を加えた額とする
 - (5)「特別支援事業」については、東京都が補助事業者に交付する補助金の額に同額の5分の3以上の額を加えた額とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、知事が定める期日までに、様式 第1による補助金交付申請書を、必要な書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

- 第7条 知事は、前条の補助金交付申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、適正と認めるときは補助金の交付決定を行い、様式第2による補助金交付決定通知書により補助事業者に通知するものとする。
- 2 知事は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。
- 3 補助金の交付決定の額は、商店街等が行う事業ごとの第5条第1項の規定により算出する額 (1千円未満の端数は切り捨て)又はその補助金交付申請額のいずれか低い額を合計した額と する。
- 4 前条の規定による補助金交付申請書が到達してから、当該申請に係る第1項による交付の決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は3.0日とする。

(申請の取下げ)

- 第8条 補助事業者は、前条の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、交付決定の通知を受けた日から14日以内に、その旨を記載した書面を知事に提出することにより、申請の取下げをすることができる。
- 2 前項に規定するほか、交付申請後に申請を取り下げようとするときは、遅滞なくその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(補助事業遅延等の報告)

第9条 補助事業者は、商店街等が行う事業が当該年度内に完了することができないと見込まれるとき又はその遂行が困難となったときは、速やかに様式第3による補助事業遅延等報告書を

知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(商店街等が行う事業の内容変更等)

第10条 補助事業者は、商店街等が行う事業の名称、実施期間等の内容を著しく変更しようとする場合又は中止をしようとする場合は、あらかじめ様式第4による変更等承認申請書を、必要な書類を添えて、知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(間接補助金の支払)

第11条 補助事業者は、商店街等から商店街等が行う事業が完了した旨通知を受けたときは、 速やかにその内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、商店街等に間接補助金(補助事 業者が補助金をその財源の一部として商店街等に交付する補助金をいう。以下同じ。)を支払う ものとする。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、前条の規定による間接補助金を支払ったとき又は補助金の交付決定の 日の属する会計年度が終了したときは、必要な書類等を添えて、速やかに様式第5による実績 報告書を知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

- 第13条 知事は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る商店街等が行う事業の成果が、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第6により補助事業者に通知するものとする。
- 2 前項の規定により交付すべき補助金の額は、商店街等が行う事業ごとの第5条第1項の規定 により算出する額(1千円未満の端数は切り捨て)又は第7条第3項に規定する額のいずれか 低い額を合計した額とする。

(補助金の支払等)

- 第14条 知事は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定したのち、補助金を支払うものとする。ただし、補助金の交付決定後に事業の円滑な遂行のため知事が特に必要があると認める経費については、概算払をすることができる。
- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第7による補助金(概算払)請求書を知事に提出しなれければならない。
- 3 補助事業者は、補助金の概算払を受けたときは、前条の規定による補助金の額の確定通知書 受領後、様式第8による補助金精算書を知事に提出し、速やかに補助金を精算しなければなら ない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

- 第15条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額が確定した場合には、速やかに様式第9により報告しなければならない。
- 2 前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税の全部又は一部の返還を命じるものとする。

(交付決定の取消し)

- 第16条 知事は、補助事業者又は商店街等が次の各号のいずれかに該当する場合、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。
 - (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
 - (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
 - (3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令又は補助金の交付決定に基づく命令に違反したとき。

(補助金の返還)

- 第17条 知事は、前条の規定による補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の 当該取消に係る部分に関し、既に補助事業者に補助金が支払われているときは、期限を定めて その返還を命じるものとする。
- 2 知事は、第13条の規定により補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、 既にその額を超える補助金が支払われているときは、期限を定めてその返還を命じるものとす る。

(補助金の経理等)

第18条 補助事業者は、商店街等が行う事業に係る経理について収支の事実を明らかにした証 拠書類を整理し、かつ、これらの書類を商店街等が行う事業が完了した日の属する会計年度の 終了後5年間保存するものとする。

(間接補助金に付すべき条件)

- 第19条 補助事業者は、商店街等に間接補助金を交付するときは、次に掲げる条件を付さなければならない。
 - (1)補助対象経費により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。) については、台帳を設け、その管理状況を明らかにしなければならないこと。
 - (2) 取得財産等については、商店街等が行う事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付目的に従って、その効率的運営を図らなければならないこと。
 - (3) 取得財産等を他の用途に使用し、他の者に貸し付け若しくは譲り渡し、他の物件と交換 し又は債務の担保に供しようとする場合は、補助事業者の承認を受けなければならないも のとすること。

- (4) 取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれる場合は、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を補助事業者に納付しなければならないこと。
- (5) 商店街等が行う事業の完了後、補助事業者から要求のあったときは、事業内容等について常に公開できるよう書類を整備しなければならないこと。この場合において、公開期限は商店街等が行う事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間とすること。

(取得財産等の管理及び処分)

- 第20条 補助事業者は、知事が別に定める期日までに前条第3号の規定により承認をしようとする場合は、取得財産等のうち、取得価格又は効用の増加した価格が50万円以上のものについては、あらかじめ様式第10による取得財産等処分承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 知事は、前項の承認をした補助事業者に対し、前条第4号の規定により補助事業者が納付を受けた収入の全部又は一部を納付させることができる。

(検 査)

第21条 補助事業者は、知事が東京都職員をして商店街等が行う事業の運営及び経理等の状況 その他必要な事項について報告を求めさせた場合、又は検査させた場合には、これに応じなければならない。

(違約金及び延滞金の納付)

- 第22条 第16条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部の取消しを行い、第17条の 規定により補助金の返還を命じたときは、知事は、補助事業者が補助金を受領した日から返還 の日までの日数に応じ、補助金の額(一部を返還した場合のその後の期間においては既返還額 を控除した額)につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金(100円未満 の場合を除く。)を補助事業者に納付させなければならない。
- 2 補助金の返還を命じた場合において、補助事業者が定められた納期日までに補助金を納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金(100円未満の場合を除く。)を納付させなければならない。
- 3 前2項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

(違約加算金の基礎となる額の計算)

- 第23条 補助金が2回以上に分けて交付されている場合における前条第1項の規定の適用については、返還を命じた額に相当する補助金は、最後の受領の日に受領したものとし、当該返還を命じた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼりそれぞれの受領の日において受領したものとする。
- 2 前条第1項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、補助事業者の納付した金

額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金 の額に充てるものとする。

(延滞金の基礎となる額の計算)

第24条 第22条第2項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部を納付したときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の基礎となる未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(非常災害の場合の措置)

第25条 非常災害等による被害を受け、商店街等が行う事業の遂行が困難となった場合の補助 事業者の措置については、知事が指示するところによる。

(補助事業者の事務処理)

- 第26条 補助事業者は、補助金に係る事務処理に当たり、次に掲げる事項に留意しなければな ちない。
 - (1) 間接補助金に係る補助要綱等を整備すること。
 - (2)補助金の交付申請を行う場合は、あらかじめ間接補助事業の内容について審査会等による審査を行い、事業効果等の検証を行うこと。ただし、イベント事業及び地域連携事業については、この限りでない。
 - (3) 商店街等が行う事業の完了後に行う審査業務において、適正な処理を行うよう努めるとともに、その内容について疑義があるときは速やかに知事に協議すること。
 - (4) 商店街等に対し、東京都の補助金を財源とする補助事業であることを明示し、周知を図ること。
 - (5) 商店街等に対し、共催による事業を奨励するよう努めること。

(その他)

第27条 補助金の交付に関するその他必要な事項は、知事が別にこれを定める。

附則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。 附 則

この要綱は、平成16年3月31日から適用する。 附 則

この要綱は、平成17年4月1日から適用する。 附 則

この要綱は、平成18年4月1日から適用する。 附 則

この要綱は、平成19年4月1日から適用する。

附 則

- この要綱は、平成20年4月1日から適用する。 附 則
- この要綱は、平成21年4月1日から適用する。 附 則
- この要綱は、平成22年4月1日から適用する。 附 則
- この要綱は、平成23年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成24年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、決定の日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

1 イベント事業

(1)文化、歴史など地域資源を活かしたイベント

- ①季節のイベント(七夕、盆踊り、クリスマス等) ②スポーツイベント
- ③スタンプラリー、ウォークラリー
- ④各種フェスティバル、コンクール(コンサート、音楽祭、ストリートアート、シャッターアート コンクール等) ⑤地産地消イベント ⑥観光物産展 ⑦朝市、夜市

(2)資源リサイクル、環境対策に資するイベント

- ①エコキャンペーン (アルミ缶・ペットボトル等回収、エコバッグ配布、ごみゼロイベント等)
- ②クリーンキャンペーン(地域清掃イベント等) ③フリーマーケット ④リサイクル用品フェア

(3)地域福祉、健康に資するイベント

①高齢者用品フェア ②高齢者等を招待してのイベント ③健康フェスティバル

(4)防犯防災や生活安全に資するイベント

①防犯・防災フェア ②防災・避難体験訓練イベント ③交通安全キャンペーン

- *イベント事業は、商店街等からの提案により内容を定める事業であり、各区分に掲げる細区分の事項は例示である。
- *イベント事業は、1商店街当たり1ヵ年度に2回までとする。ただし、複数の商店街等による共催事業1回は、当該回数に含まないものとする。
- *販売促進のために、チラシ、ポスター等の作成のみを行う事業は対象外とする。

2 活性化事業

(1)施設を整備する事業

- ①街路灯整備、改修、撤去 ②カラー舗装 ③アーケード改修、撤去 ④アーチ整備、改修、撤去
- ⑤モニュメント設置 ⑥放送用スピーカー設置 ⑦商店街会館建設、改修
- ⑧商店街事務所設置、改修 ⑨統一看板設置 ⑩ポケットパーク整備 ⑪ファサード整備
- ⑩来街者用トイレ設置 ⑪駐車場・駐輪場整備 ⑭基本設計、実施設計

(2) I T機能の強化を図るための事業

- ①ホームページ作成 ②ポイントカード導入 ③デビットカード導入 ④ I C多機能カード導入
- ⑤Eコマース導入 ⑥POSシステム導入 ⑦携帯電話による情報発信 ⑧顧客情報システム導入
- ⑨ I T拠点整備

(3)顧客利便機能の強化を図るための事業

①お客様向け巡回バスの導入 ②タウンモビリティー導入 ③宅配事業 ④案内板設置

(4)コミュニティ機能の強化を図るための事業

- ①空き店舗等を活用した事業(交流施設、保育施設、高齢者向け施設等)
- ②安全パトロール事業 ③エコマネーの導入、調査
- ④エコ・リサイクル事業 (ごみゼロ運動、リサイクル機器設置等)

(5)組織力、経営力の強化を図るための事業

- ①活性化計画策定 ②活性化委員会開催 ③来街者調查 ④購買動向調查 ⑤消費者懇談会
- ⑥普及宣伝 ⑦専門家派遣 ⑧人材育成 ⑨振興組合化等支援 ⑩テナントミックス
- ⑪地域ブランド・商品開発
- ⑫空き店舗等を活用した事業(創業支援施設、チャレンジショップ等)
- *活性化事業は、商店街等からの提案により内容を定める事業であり、各区分に掲げる細区分の事項は例示である。
- *「中心市街地活性化協議会の構成員たる特定会社及び公益法人」、「社会福祉法人」及び「特定非営利活動法人」が実施する場合は、その事業を実施する商店街と連名での申請を行う場合に限る。

別表2 (第4条関係)

1 イベント事業の補助対象経費

区 分	摘 要
事業周知に要する経費	
会場設営及び運営委託に要する経費	
景品購入費	不特定多数の者にあらかじめ周知した個 数以下の部分
記念品購入費	不特定多数の者にあらかじめ周知した個 数以下の部分
出演料	
その他諸経費	

^{*1}百万円以上の経費については、複数業者からの見積書を徴し、適正な価格の業者を選定すること。

2 イベント事業の補助対象外とする経費

区 分·	摘要
役員や来賓等の特定の者に係る経費	
実施主体である商店街関係者及びその同居する親族(同一生 計)に対して支出する経費	
分担金以外の共催団体に対して支出する経費	
景品及び記念品購入費のうち	
不特定多数の者にあらかじめ周知していない部分	0
現金、宝くじ	
区市町村が定める経費単価を超える経費	短期雇用者の時間給等
使用実績のないもの	
補助事業に直接必要のない経費	

3 活性化事業の補助対象経費

区 分	摘要
施設整備に要する経費	(駐車場・駐輪場整備に係る土地賃借料) 事業開始日から起算して3年を経過した日の 属する月の前月末日までを限度とする。(た だし、地域連携事業については事業開始日の 属する年度の3月31日までを限度とする。) 月額30万円を限度とする。
IT機能の強化に要する経費	
顧客利便機能の強化に要する経費	
コミュニティ機能の強化に要する経費	(空き店舗活用事業に係る建物賃借料) 事業開始日から起算して3年を経過した日の 属する月の前月末日までを限度とする。(た
組織力、経営力強化に要する経費	だし、地域連携事業については事業開始日の 属する年度の3月31日までを限度とする。) 月額30万円を限度とする。
上記経費に係る事業に付随するイベントに要する経費	イベント事業の補助対象経費のとおり
・・・ファロルトの奴隶は、ここでは、佐牧学老ようの日辞書き	・徳」 立てい年かの光子と語ウナファル

^{*1}百万円以上の経費については、複数業者からの見積書を徴し、適正な価格の業者を選定すること。

4 活性化事業の補助対象外となる経費

区 分	摘要
法定耐用年数に満たない既存施設に係る機能維持を目的とした 修繕、保守等に係る経費 .	
既存施設の消耗品の交換に係る経費	
土地の取得、賃借、造成、補償に係る経費	駐車場及び駐輪場整備に係る土地賃借料 は除く
区市町村が定める経費単価を超える経費	短期雇用者の時間給、専門家等に対する 謝金、街路灯1基当たりの設置単価等
使用実績がないもの	
補助事業に直接必要のない経費	
イベントに係る経費	イベント事業の補助対象外とする経費の とおり

東京都新・元気を出せ!商店街事業費補助金交付要綱実施細目

14產労商地第1643号 平成15年3月26日 一部改正 16產労商地第2013号 平成17年3月30日 一部改正 17產労商地第1914号 平成18年3月28日 一部改正 19産労商地第2310号 平成20年3月14日 一部改正 20產労商地第1877号 平成21年3月19日 一部改正 21産労商地第2056号 平成 2 2 年 3 月 1 日 一部改正 22產労商地第2378号 平成23年4月1日 一部改正 23產労商地第2504号 平成24年3月1日 一部改正 24 産労商地第833号 平成24年7月10日 一部改正 24 産労商地第2546号 平成 2 5 年 3 月 4 日

- 1 東京都新・元気を出せ!商店街事業費補助金交付要綱(以下「要綱」という。)第3条関係
- (1) 第3条第2号イに規定する「事業協同組合」については、同条第2号ウに該当するものとする。
- (2) 第3条第8号の規定に係る別表1に例示する「2活性化事業」の取扱いについては、次に掲げるとおりとする。
 - ア 「改修」とは、既存施設の機能を高め、又は耐久性を増すための改修とし、経常的経 費や法定耐用年数に満たない施設に係る改修は対象としない。
 - イ 「撤去」とは、法定耐用年数が経過している施設を対象とし、老朽化等により危険度 が著しく高い場合に限り、撤去のみを行う事業を対象とする。
 - ウ 「空き店舗等を活用した事業」とは、空き店舗の取得又は建替に係る事業は対象としない。
- (3) 第3条第8号アに規定する「内容が経常的な性格を有する事業」とは、継続的又は定期 的に発生する保守料及び使用料等に係る事業、法定耐用年数に満たない既存施設に係る機 能維持を目的とする修理又は保守に係る事業等をいう。
- (4) 第3条第13号に規定する「特別支援事業」の取扱いについては、次に掲げるとおりとする。
 - ア 当該年度において、同条第9号から同条第12号までに規定する事業及び他の商店街振興事業について補助金の交付申請を行う場合は、本事業の間接補助金の交付申請を行うことはできないものとする。
 - イ 本事業の間接補助金の交付申請は、1商店街当たり1ヵ年度にイベント事業及び活性

化事業各々1回までとする。

- ウ 共催による実施はアの要件を満たした商店街による協同の申請に限り認めるものとする。
- エ 「商店街が防災や環境など当該商店街に相応しいテーマを掲げて」とは、地域実情又 は商店街の立地・環境に鑑み、当該区市町村が相応しいと判断できる場合をいう。
- オ 「小規模な事業」とは、総事業費36万円以下の事業をいう。

2 要綱第4条関係

- (1) 第4条に規定する「知事が特に必要かつ適当と認めるもの」とは、使途、単価、規模等が明らかであることが確認できる経費をいう。
- (2) イベント事業実施に伴う売上げがあった場合は、補助対象経費の合計額から売上げを差し引いた経費のうち(1)に掲げる経費を交付対象とする。ただし、売上げが確認できない場合は売上げに係る経費を(1)に掲げる経費から除くものとする。

3 要綱第5条関係

- (1) 第5条第2項第2号に規定する「同額の3分の1以上の額」とは、東京都が補助事業者に交付する補助金の額の3分の1の額(1千円未満の端数は切り捨て)以上の額をいう。
- (2) 第5条第2項第3号に規定する「同額の3分の2以上の額」とは、東京都が補助事業者 に交付する補助金の額の3分の2の額(1千円未満の端数は切り捨て)以上の額をいう。
- (3) 第5条第2項第4号に規定する「同額の7分の4以上の額」とは、東京都が補助事業者 に交付する補助金の額の7分の4の額(1千円未満の端数は切り捨て)以上の額をいう。
- (4) 第5条第2項第5号に規定する「同額の5分の3以上の額」とは、東京都が補助事業者 に交付する補助金の額の5分の3の額(1千円未満の端数は切り捨て)以上の額をいう。
- (5) 第5条第1項第6号及び同条第2項第4号に規定する「商店街活性化条例」とは、商店街の組織力強化を図るため、商店街組織への事業者の加入及び協力を促す条例をいう。

4 要綱第6条関係

- (1) 第6条に規定する「知事が定める期日」については、別途定める。
- (2) 第6条に規定する補助金交付申請書に添付する「必要な書類」とは、当該区市町村の補助金交付要綱等をいう。

5 要綱第12条関係

- (1) 第12条に規定する「必要な書類等」とは、次に掲げるものをいう。
 - ア 区市町村が商店街等に間接補助金を支払ったことを確認できる書類の写し
 - イ 業者選定を行った場合にその経過がわかる書類
 - ウ 事業の成果がわかるものその他必要に応じ、前記2に係る書類
- (2) 第12条の「実績報告を知事に提出」については、その期日を、補助金の交付決定の日以降その属する会計年度終了までの毎月の末日とする。
- (3) 第12条に規定する「間接補助金を支払った」の、支払方法については、商店街等から の実績報告後の確定払をいう。

6 要綱第13条関係

第13条第2項に規定する「第5条第1項の規定により算出する額」は、補助金交付決定 時と同様の算出方法を用いて得た額をいう。

7 要綱第14条関係

第14条第1項に規定する「知事が特に必要があると認める経費」とは、契約により、工事若しくは製造その他について請負契約に係る既済部分又は物件の買入契約に係る既納部分に対し、その完済前に代価の一部を支払う必要があると認められる場合をいう。

8 要綱第20条関係

(1) 第20条第1項に規定する「知事が別に定める期日」とは、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号。「以下「省令」という。)別表第一に準じて定めた次の表の耐用年数の経過した日とする。この表に該当しないものについては、省令によるものとする。

構造又は用途(細目)	耐用年数
アーケード又は日よけ設備 (主として金属製のもの)	15年
舗装道路及び舗装路面(コンクリート敷、ブロック敷、れんが敷又は石敷のもの)	15年
金属造のもの(街路灯)	10年
事務機器及び通信機器(電子計算機〈パーソナルコンピュータ(サーバー用のものを除く)〉)	4年
ソフトウェア (その他のもの)	5年

(2) 第20条第1項に規定する「承認をしようとする場合」は、「補助金等交付財産の財産処分承認基準(平成23年6月1日付23財主財第38号)」による承認基準に準じて取り扱うものとする。

- 106 -	
---------	--

東京都新・元気を出せ!商店街事業補 助 金 交 付 事 務 マニュアル

【平成25年度版】

東 京 都 平成<u>25</u>年4月

【事務担当者の責務】

補助金等に係る予算の執行に当たっては、補助金等が法令及び予算で定めるところに従って、公正、かつ、有効に使用されるよう努めなければならない。

(東京都補助金等交付規則第3条)

事務担当職員は、補助金等に係る予算の執行に当たっては、補助金等が都民から徴収された税金その他貴重な財源でまかなわれているものであることに留意し、補助金等が法令及び予算で定めるところに従って、公正かつ効率的に使用されるよう努めなければならない。

(東京都補助金等交付規則の施行について(五)の(1))

事務担当職員は、補助金等の交付に関する一切の事務を不当に遅延させ、または補助金等の交付の目的を達成するため必要な限度をこえて、不当に補助事業者等に対し、 干渉してはならないものであること。

(東京都補助金等交付規則の施行について(五)の(2))

〈参考〉

各省各庁の長は、その所掌の補助金等に係る予算の執行に当たっては、補助金等が 国民から徴収された税金その他の貴重な財源でまかなわれるものであることに特に 留意し、補助金等が法令及び予算で定めるところに従って公正かつ効率的に使用され るように努めなければならない。

(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第3条第1項)

補助事業者等及び間接補助事業者は、補助金等が国民から徴収された税金その他の 貴重な財源でまかなわれるものであることに留意し、法令の定及び補助金等の交付の 目的又は間接補助金等の交付若しくは融通の目的に従って誠実に補助事業等又は間 接補助事業等を行うよう努めなければならない。

(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第3条第2項)

【事業の目的】

この補助金は、区市町村がまちづくりの視点から策定した商店街振興プランに基づき、商店街等が行うイベント事業及び活性化事業に対し、必要な補助金を交付することにより、広く都内商店街の振興を図り、もって中小商業の経営の安定と発展及び地域経済の活性化に寄与することを目的とする。

(東京都新・元気を出せ!商店街事業費補助金交付要綱〈以下「要綱」という。〉第 2条)

〈区市町村商店街振興プラン〉

都は、平成13年3月に地域コミュニティの核として新しい商店街づくりの振興を 図るため、「東京都21世紀商店街づくり振興プラン」を策定した。

このプランでは、地域社会の中で、商店街が「地域コミュニティの核となるプラットホーム」として、その役割・機能を実現していくため、商店街が自ら取り組む「8つの戦略」を提示するとともに、21世紀型商店街づくりを実現していくために、都と区市町村及び関係団体等のそれぞれの役割を明らかにした。

区市町村は、まちづくりの視点を導入した商店街振興の全体計画を策定し、これに基づいて、主体的に事業を展開していくこととし、都は、区市町村の「商店街振興プラン」の策定を支援するとともに、このプランに基づき区市町村が取り組む商店街振興事業に対する支援策の再構築を図ることとした。

都は、「区市町村商店街振興プランの策定に関する指針」を示し、それを受け、平成13年度及び14年度において、商店街振興を行う全ての区市町村は「商店街振興プラン」を策定した。

I 実施主体(要綱第3条)

本事業の実施主体となる「商店街等」とは、次に掲げるものをいう。

1 商店街

(1)商店街振興組合法により設立された商店街振興組合

(2)中小企業等協同組合法により設立された事業協同組合

本事業が商店街の振興を図る事業であることに鑑み、主に区市町村における商店街振興組合を代替する事業協同組合、又は下記(3)の①から③の事項に照らし、区市町村が商店街と認める事業協同組合とし、業種別団体と見做されるものは対象外とする。

(3)次の事項に照らし、区市町村が商店街と認めるもの

- ①当該区域で、中小小売商業又はサービス業に属する事業者の相当数が近接してその事業を営み、かつ、組織的な活動を行っていること。
- ②社会通念上消費者により、まとまった買物の場として認識されていること。
- ③当該区域内に人又は車両が常時通行できる道路を包含していること。

2 商店街の連合会

- (1)商店街振興組合法により設立された商店街振興組合連合会
- (2)中小企業等協同組合法により設立された事業協同組合連合会
- (3)上記以外で、区市町村単位に組織された商店街連合会

3 商工会、商工会連合会及び商工会議所

小規模企業者に対する経営改善普及事業を行う主体としてではなく、商店街振興事業を行う主体となる場合に実施主体となる。

4 中心市街地活性化協議会の構成員たる特定会社及び公益法人

中心市街地活性化法に基づく中心市街地活性化協議会の構成員である団体のみ実施主体となる。

また、商店街との連名による申請を行う活性化事業を行う場合に限る。

5 社会福祉法人及び特定非営利活動法人

商店街振興に資する事業を行う場合に実施主体となるため、商店街との連名による申請を行う活性化事業を行う場合に限る。

|| 商店街等が行う事業(要綱第3条)

本事業の補助対象となる、区市町村が補助を行う「商店街等が行う事業」とは、商店街等が自ら企画し実施する次に掲げる事業をいう。

1 イベント事業

(1)対象となるイベント事業

- ①商店街が単独で行う行事に係る事業
- ②複数の商店街が共同で行う行事に係る事業
- ③商店街等の団体が行う行事に係る事業 ※「商店街等の団体」=連合会、商工会、商工会連合会及び商工会議所
- ④商店街又は商店街等の団体が上記①から③の行事に参加する事業

(2)行事の要件

- ①当該商店街の街区内で行うものであること。(商店街等の団体を除く)
- ②連続する期間に行われるものであること。

(3)対象回数

1 商店街当たり1ヵ年度に2回までとする。ただし、複数の商店街等による共催事業1回は、当該回数に含まないものとする。

なお、1事業の考え方は各区市町村の判断によるものとする。

(4)事業内容

商店街等からの提案により内容を定める事業であり、主な内容は下記のとおりとする。(販売促進を目的としたチラシ・ポスター等の作成のみを実施する事業は対象外とする。)

1 文化、歴史など地域資源を活かしたイベント

- ①季節のイベント(七夕、盆踊り、クリスマス等) ②スポーツイベント
- ③スタンプラリー・ウォークラリー
- ④各種フェスティバル、コンクール (コンサート、ストリートアート等)
- ⑤地産地消イベント ⑥観光物産展 ⑦朝市・夜市

2 資源リサイクル、環境対策に資するイベント

- ①エコキャンペーン (アルミ缶等回収、エコバッグ配布、ごみゼロイベント等)
- ②クリーンキャンペーン (地域清掃イベント等)
- ③フリーマーケット ④リサイクル用品フェア

3 地域福祉、健康に資するイベント

①高齢者用品フェア ②高齢者等を招待してのイベント ③健康フェスティバル

4 防犯防災や生活安全に資するイベント

①防犯・防災フェア ②防災・避難体験訓練イベント ③交通安全キャンペーン

2 活性化事業

施設整備、販売促進等の商店街活性化を図るための事業で、商店街等からの提案により内容を定める事業であり、主な内容は下記のとおりとする。

1 施設を整備する事業

- ①街路灯整備、改修、撤去 ②カラー舗装 ③アーケード改修、撤去
- ④アーチ整備、改修、撤去 ⑤モニュメント設置 ⑥放送用スピーカー設置
- ⑦商店街会館建設、改修 ⑧商店街事務所設置、改修 ⑨統一看板設置
- ⑩ポケットパーク整備 ⑪ファサード整備 ⑫来街者用トイレ設置
- (3)駐車場·駐輪場整備 (4)基本設計、実施設計

2 IT機能の強化を図るための事業

- ①ホームページ作成 ②ポイントカード導入 ③デビットカード導入
- ④IC多機能カード導入 ⑤Eコマース導入 ⑥POSシステム導入
- ⑦携帯電話による情報発信 ⑧顧客情報システム導入 ⑨ I T拠点整備

3 顧客利便機能の強化を図るための事業

- ①お客様向け巡回バスの導入 ②タウンモビリティー導入 ③宅配事業 ④案内板設置
- 4 コミュニティ機能の強化を図るための事業
 - ①空き店舗等を活用した事業 (交流施設、保育施設、高齢者向け施設等)
 - ②安全パトロール事業 ③エコマネーの導入、調査
 - ④エコ・リサイクル事業 (ごみゼロ運動、リサイクル機器設置等)

5 組織力、経営力の強化を図るための事業

- ①活性化計画策定 ②活性化委員会開催 ③来街者調查 ④購買動向調查
- ⑤消費者懇談会 ⑥普及宣伝 ⑦専門家派遣 ⑧人材育成
- ⑨振興組合化等支援 ⑩テナントミックス ⑪地域ブランド・商品開発
- ⑩空き店舗等を活用した事業 (創業支援施設、チャレンジショップ等)

3 補助対象とならない事業

(1)内容が経常的な性格を有する事業

継続的又は定期的に発生する保守料及び使用料等に係る事業、法定耐用年数に満たない既存施設に係る機能維持を目的とする修理又は保守に係る事業等をいう。具体的には以下の事業等が考えられる。

- ①電灯料
- ②定期的に行う商品券の作成費
- ③機器類の修理
- ④建物等維持管理費
- ⑤管理運営費

(2)商品券等の特典又は割引を付加する事業

(3)他の補助金を一部財源とする事業

国庫補助金の他、本事業以外の都補助金や第三セクター等からの補助金を事業の一部財源とする事業をいう。

(4)事業に係る全ての業務を委託する事業

本事業は、商店街等が活性化を図るため自らが主体的に行う事業を支援するものであることから、委託業者への丸投げ事業は補助対象としない。

ただし、ホームページの作成等、事業の性格に鑑み、委託料以外の経費の支出 が不要であると判断される場合は、この限りではない。

(5)複数年連続した同一内容・同一実施主体の活性化事業

活性化事業は商店街施設整備、販売促進等の商店街活性化を図るための事業であり、実施にあたり施設整備を行うという初期投資的意味合いが強い。

そのため活性化事業においては、複数年度連続して同じ内容・同じ実施主体が行う事業への補助を原則として認めない。

4 活性化事業を街区外において実施する場合

本事業は、原則として街区内において実施するものとする。

ただし、区市町村が、事業を街区外で実施することが適当であると判断し、かつ 事業の実施範囲を明確に規定している場合は、この限りではない。

5 商工会・商工会議所が行う事業の取扱い

商工会、商工会議所は、旧中心市街地活性化法におけるTMOとして商店街活性 化事業を行うことを前提として補助対象者としていたため、商店街活性化事業で あることが明らかでなければ補助対象者とはならない。

従って、市町村(区は東京商工会議所の支部単位となるため申請できない)内の 商店街全体を巻き込んだ事業、あるいは特定の商店街でモデル的に実施する事業 などの商店街を活性化するための事業に限定する。

※本来、市町村が行うべき事業を代替する事業や小規模小売商業者に対する経営 改善普及事業に類する事業、商連から事業を受託して行う事業は申請できない。

(1)小規模企業対策事業の性格

①目的

小規模企業者を対象とし、商工会・商工会議所等に設置する経営指導員等が 実態に即した経営指導や各種の施策・制度の普及をすることにより、小規模 企業者の経営・技術の改善発達を図り、健全な企業として育成することを目 的としている。

(2)内容

経営相談、講習会開催、後継者育成、販路開拓、創業・経営革新推進等

(2) 商工会等」が行う商店街事業の例示

- ①イベント事業
 - ア 商工会等が事務局となり、市内商店街全体の活性化を図る行事を行う。
 - \rightarrow \bigcirc
 - イ 地域の商店街が行う行事に商工会が負担金を払い、参加する。
 - → × 商工会等の負担金の額は、本来負担できる範囲で定めるべきものであるため対象としない。

②空き店舗対策事業

- ア 市内商店街に存在している空き店舗を借り上げ、創業を目指すものに安 価で貸し付け、商店街機能の回復を目指す事業
 - → △ パイロット的に行う事業であれば対象とするが、経常的に行われる事業は対象とはしない。
- イ 小さな商店街に代わり、商工会が空き店舗を借り上げ、不足業種等を誘 致し、商店街の活性化を目指す事業
 - \rightarrow \bigcirc

③人材育成事業

→ × 商工会等が行う経営改善普及事業であるため対象としない。

Ⅲ 補助金の交付対象(要綱第4条)

補助金は、商店街等が行う事業に必要な下記に掲げる経費であって、区市町村が商店街等に補助する経費のうち、知事が特に必要かつ適当と認める(使途、単価、規模等の確認できる)ものについて、予算の範囲内において、区市町村に交付する。

1 イベント事業

(1)補助対象経費

区 分	摘要
事業周知に要する経費	
会場設営及び運営委託に要する経費	
景品購入費	不特定多数の者にあらかじめ周知し
記念品購入費	た個数以下の部分
出演料	
その他諸経費	

※注意 1百万円以上の経費については、複数業者(<u>原則3社以上</u>)からの見積書 を徴し、適正な価格の業者を選定すること。

(2)補助対象外経費

	区	分		摘	要
役員	員や来賓者等の特定の者	に係る経費			
	施主体である商店街関係 司一生計)に対して支出		親族		
分割	旦金以外の共催団体に対	して支出する経費			
景品	品及び記念品購入費のう	ち	,		
	不特定多数の者にあられ	かじめ周知していない	部分		
	現金、宝くじ				
区市	ち町村が定める経費単価	を超える経費		短期雇用者の時間終	等
使月	用実績のないもの				
補助	か事業に直接必要のない	経費			

(3) 景品及び記念品に係る留意点

- ①事前にチラシ等で不特定多数の者に周知し、かつ配布数を明記した個数を補助対象とし、事前周知のない又は事前周知の個数を超える部分は対象外とする。
- ②補助対象とする景品単価及び景品総額については、各区市町村の判断による ものとする。なお、「不当景品類及び不当表示防止法」等関係法令の遵守に 十分留意すること。
- ③イベント期間限定のスタンプ事業等ではなく、通年事業として実施している スタンプ事業等に係る経費は、内容が経常的な性格を有する事業に係る経費 であることから、原則対象外とする。(VI質疑応答集参照)

2 活性化事業

(1)補助対象経費

区分	,
施設整備に要する経費	(駐車場・駐輪場整備に係る土地賃借料) 〇補助事業開始日から起算して3年を経過した日の属する月の前月末日までを限度とする。(ただし、地域連携事業については事業開始日の属する年度の3月31日までを限度とする。) ○月額30万円を限度とする。
IT機能の強化を図るための事業に要する経費	
顧客利便機能の強化を図るための事業に要する 経費	
コミュニティ機能の強化に要する経費	(空き店舗活用事業に係る建物賃借料) ○補助事業開始日から起算して3年を
組織力、経営力の強化を図るための事業に要する 経費	経過した日の属する月の前月末日までを限度とする。(ただし、地域連携事業については事業開始日の属する年度の3月31日までを限度とする。)
上記経費に係る事業に付随するイベントに要す る経費	イベント事業の補助対象経費のとおり

※注意 1百万円以上の経費については、複数業者(<u>原則3社以上</u>)からの見積書を徴 し、適正な価格の業者を選定すること。

(2)補助対象外経費

区分	摘 要
法定耐用年数に満たない既存施設に係る機能維 持を目的とした修繕、保守等に係る経費	
既存施設の消耗品の交換に係る経費	
土地の取得、賃貸、造成、補償に係る経費	駐車場及び駐輪場整備に係る土 地賃借料は除く。 .
区市町村が定める経費単価を超える経費	短期雇用者の時間給、専門家等に 対する謝金、街路灯1基当たりの 設置単価等
使用実績がないもの	
補助事業に直接必要のない経費	
イベントに係る経費	イベント事業の補助対象外とす る経費のとおり

(3)施設整備事業の留意点

①施設の設置に係る工事費について

商店街の活性化事業に供され、又は商店街の活性化を図るとともに一般公衆 の利便に寄与する施設の建設又は取得に要する経費を補助対象とする。

施設の敷地となる土地の取得、賃借(駐車場・駐輪場用地借上げのための土 地賃借料は除く)、造成、補償に要する経費は補助対象から除く。

②施設の改修・撤去について

本事業で補助対象とする改修・撤去は次のとおりとする。

ア 「改修」は、既存施設の機能を高め、又は耐久性を増すための改修を補助対象とする。

経常的経費のみの事業や、既存施設に係る機能維持を目的とした修繕、又は保守に係る経費は補助対象外とする。

ただし、アーケードの再塗装については、街路灯のポール塗装に合わせた 基準とし、設置後10年を経過したものを補助対象とする。

- ※経常的経費に係る事業としては、定期的に行われる点検や清掃、街路灯の 電球交換のみの事業等が考えられる。
- イ 「改修」は<u>補助金交付の目的に鑑み、</u>改修実施後<u>少なくとも</u>5年間は<u>再</u> 改修・撤去等の予定のない施設を対象とする。

- ウ 改修箇所については、資産計上するとともに、固定資産台帳等にて改修 箇所がわかるよう記録するものとする。
- エ 「撤去」は、法定耐用年数が経過している施設を補助対象とし、撤去の みを行う事業については、老朽化等により危険度が著しく高い場合に限り 補助対象とする。

耐用年数表

構造又は用途(細目)	耐用年数
アーケード又は日よけ設備 (主として金属製のもの)	15年
舗装道路及び舗装路面 (コンクリート敷、ブロック敷、れんが敷又は石敷のもの)	15年
金属造のもの(街路灯)	10年
事務機器及び通信機器(電子計算機 〈パーソナルコンピュータ (サーバー用のものを除く)〉)	4年
ソフトウェア (その他のもの)	5年

(4)カード端末機、ホームページ開設事業の留意点

- ①事業実施にあたって、組合等が導入計画を策定していること。 なお、ランニングコスト、再投資などの後年度負担を勘案し、費用対効果に ついても内部で十分検討されていることを前提とする。
- ②補助対象経費は、事業に直接必要な設備、機器に係る経費とする。
- ③継続的、定期的な保守料や使用料等のランニングコストは補助対象としない。
- ④補助金を利用して取得する備品類は、組合の財産として適切に管理・運営できるものに限る。なお、端末機等は購入単価の多寡に関わらず「備品」として管理すること。
- ⑤ホームページ開設については、新設または完全な作り替えのみを対象とし、 単なる更新(一部機能の追加も含む)については経常的経費と判断し、補助 対象外とする。
- ⑥すでにホームページを持っている商店街が新たなホームページを立ち上げる場合、ホームページ開設後5年間は補助を認めない(上記耐用年数表のソフトウエア「その他のもの」部分5年を適用)。

(5)商品券等発行事業の留意点

- ①商店街等の活性化を図るために新たに発行を開始するもの、又は既に発行されている商品券をリニューアルするものであること。
- ②商品券発行事業に直接必要な計画策定、デザイン、印刷(当該年度に発行可能な部分のみ)及び広告宣伝等の関連事業経費を補助対象とする。
- ③いわゆる「プレミアム」など、購入者や個店に対する特典又は割引を付加する経費は補助対象としない。

(6)空き店舗に係る事業の留意点

- ①商店街内の空き店舗を活用した事業で、家賃(事業開始日から36ヶ月を限度。ただし、地域連携事業については事業開始日の属する年度の3月31日を限度。)、施設改修が補助対象となる。また、家賃については月額30万円(補助額は10万円)までの部分が補助対象となる。
- ②空き店舗の取得又は建替に係る事業は補助対象としない。
- ③空き店舗を活用して設置する「保育施設」とは、認可保育所、都認証保育所、 子育て支援センター、一時保育サービス施設、親子交流施設等が考えられる。
- ④空き店舗を活用して設置する「高齢者向け施設」とは、高齢者交流施設、高齢者生活支援サービス施設等が考えられる。

(7)個店支援事業の留意点

- ①商店街自らが、商店街全体の活性化を牽引できる個店づくりに取組む事業を 補助対象とする。
- ②個店への支援は、個人の財産に対する公金の投入となる場合も考えられ、公平性の観点から無原則で行うことはできない。従って、商店街が行う個店支援事業であっても、単なる個店の改修や財産取得など、明らかに商店街の活性化とは内容を異にする事業について補助対象事業とすることはできない。
- ③具体的な事業例は以下のとおりである。
 - ア 空き店舗を活用した創業支援事業(空き店舗事業の留意点を参照)
 - → チャレンジショップ事業やテナントミックス事業を含め、空き店舗スペースを「創業支援スペース」として活用する事業

イ ファサード整備事業

→ 商店街イメージの統一化を図るため、商店街区内に立地する店舗の道路に面した前面を整備する事業

ウ 店舗支援事業

→ 商店街が掲げるテーマ(ねらい)に沿った取組を行う個店等に対して 商店街が支援するハード・ソフト事業

(8)活性化事業における収益事業の例示

空き店舗事業、施設整備事業等において、収益が発生するに事業については、 公益と私益のバランスを十分考慮した上で、下記のとおり取り扱う。

①駐車場・オムツ替え施設・トイレ・チャレンジショップ

→ ○ 補助対象の施設そのものを使用し、収益を上げるものであるが、商 店街利用者の利便性向上が図られるなど公共性・公益性が高く、私益 性より公益性が上回るため収益が発生しても補助対象となりうる。

②大規模な電子広告等、大きな収入が発生する事業

→ × 企業広告を導入することを前提とした案内看板の設置等、補助対象 の施設そのものを使用し、事業完了により相当の収益が生ずると認め られるような事業については、補助対象となった初期投資に係る経費 を、運営していく中で十分賄うことができ、公益性より私益性が上回 るため、補助対象外とする。

③オリジナルグッズ等を開発・作成する事業

→ △ 企画・デザイン費等の初期投資に係る経費のみを補助対象とし、販売目的のグッズ製造に係る材料費等は補助対象外とする。ただし、無料配布を目的とし、当該事業において配布可能な分に係る材料費についてはこの限りでない。

3 知事が特に必要かつ適当と認めるもの

経費項目名、使途、単価及び規模が明らかであることが確認できる経費

IV 補助金の額(要綱第5条)

1 イベント事業

(1)補助金の額及び補助限度額

区分	補助金の額	補助限度額
イベント事業 (100万円以下)	補助対象経費の 1/2以内	_
イベント事業 (100万円超)	補助対象経費の 1/3以内	300万円
特別支援事業 (総事業費36万円以下)	<u>補助対象経費の</u> <u>5/9以内</u>	20万円

(2)補助限度額の読み替え

①区市町村が定める補助限度額の1/2が300万円未満の場合 →区市町村が定める補助限度額×1/2の額

②特別支援事業

区市町村が定める補助限度額の5/8が20万円未満の場合 →区市町村が定める補助限度額×5/8の額

(3)区市町村が商店街等に交付する補助金の額

①イベント事業(100万円以下)

東京都が交付する補助金

東京都が交付する補助金 ×1/3

②イベント事業(100万円超)

東京都が交付する補助金

+

東京都が交付する補助金 と同額

③特別支援事業(総事業費36万円以下)

東京都が交付する補助金

 \pm

<u>東京都が交付する補助金</u> <u>×3/5</u>

※区市町村が商店街等に交付する補助金の額は、「東京都が交付する補助金」 の額に、それぞれ事業ごとに定める金額以上を加えて交付することをいう。

2 活性化事業

(1)補助金の額及び補助限度額

区分	補助金の額	補助限度額	
活性化事業	補助対象経費の 1/3以内	5 000 7 111	
組織力強化事業	補助対象経費の 1/2以内	5,000万円	
組織力強化事業 (商店街活性化条例を施 行している場合)	補助対象経費の 7/12以内	5,800万円	
特別支援事業 (総事業費36万円以下)	補助対象経費の <u>5/9以内</u>	<u>20万円</u>	

(2)補助限度額の読み替え

①活性化事業

区市町村が定める補助限度額の1/2が5,000万円未満の場合 →区市町村が定める補助限度額×1/2の額

②組織力強化事業

区市町村が定める補助限度額の3/5が5,000万円未満の場合 →区市町村が定める補助限度額×3/5の額

③組織力強化事業(商店街活性化条例を施行している場合) 区市町村が定める補助限度額の7/11が5,800万円未満の場合 →区市町村が定める補助限度額×7/11の額

④特別支援事業

区市町村が定める補助限度額の5/8が20万円未満の場合
→区市町村が定める補助限度額×5/8の額

(3)区市町村が商店街等に交付する補助金の額

①活性化事業

東京都が交付する補助金 +

東京都が交付する補助金 と同額

②組織力強化事業

東京都が交付する補助金

+

東京都が交付する補助金 ×2/3 ③組織力強化事業(商店街活性化条例を施行している場合)

東京都が交付する補助金

+

東京都が交付する補助金 ×4/7

④特別支援事業(総事業費36万円以下)

東京都が交付する補助金

<u>+</u>

東京都が交付する補助金 ×3/5

V 補助金交付申請事務(要綱第6条、第7条、第12条、第13条、第25条)

1 事務フロー



2 スケジュール

実 施 区 分	実 施 期 日
補助金交付申請日	4月 1日
(補助金交付申請期限)	(4月 <u>19</u> 日)
補助金交付決定日	4月 1日
実績報告書提出	交付決定後毎月末日

- (1) 区市町村は、活性化事業の補助金交付申請を行う場合は、あらかじめ間接補助事業の内容について審査会等による審査を行い、事業効果等の検証を行う。また、イベント事業の補助金交付申請を行う場合は、より効果的に実施されるよう、活性化事業と同様の措置をとることが望ましいが、補助金交付申請書に事業実施後の具体的な数値目標(来街者数、参加団体数等)を記載することにより代替する。
- (2) 実績報告書の提出期日は、原則として補助金交付決定後、毎月末日とする。
- (3) 補助金の追加交付申請は、年度当初の申請状況及び交付決定後の執行状況を踏まえ実施する。

3 補助金交付申請書の提出

区市町村は、<u>4月19日</u>までに補助金交付申請書に下記書類等を添えて都に提出する。なお、区市町村は、補助金交付申請を行う全ての事業に関する補助金交付要綱等を提出するものとする。

- (1) 区市町村が行う商店街振興事業の補助金交付要綱等
- (2) 商店街振興プラン(前年度と変更のある区市町村のみ)
- (3) 商店街活性化条例(組織力強化支援事業を申請する場合)

4 補助金の交付決定

都は、補助金交付申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、適正と認めるときは交付申請日に遡及して補助金の交付決定を行い、区市町村に通知する。

- (1)「内容の審査」は、以下の観点から行う。
 - ①申請書に記載された商店街振興事業の内容が当該区市町村の策定した「商店街振興プラン」に照らし適正であるか。
 - ②「商店街等が行う事業」の内容、期待される効果、実施方法、資金計画等 が適正であるか。
 - ③区市町村が補助要綱等に定める商店街等に交付する補助金の額が、要綱第 5条第2項に規定する区市町村が商店街等に交付する補助金の額を満た す仕組みとなっているか。
 - ④補助金の算定に誤りはないか。
 - (2)「現地調査等」は、「商店街等が行う事業(特に活性化事業)」の現状又は 実態の把握を目的として、必要に応じ都職員が現地に出向いて調査を行う。
 - (3)都の交付決定額は、算定額と交付申請額を比較し、いずれか低い額とする。

5 実績報告書の提出

区市町村は、商店街等が行う事業の完了後、商店街等に補助金を支払ったとき又は補助金の交付決定の日の属する会計年度が終了したときは、以下の書類を添えて都に提出する。

- (1)区市町村が商店街等に補助金(確定額)を支払ったことが確認できる書類 (「支出命令書の写し」又は「支出決定原議の写し」等)
- (2) 共催の場合は各商店街の負担額内訳及び都・区市町村補助金額が分かる「経費按分表」(様式自由)

- (3) イベント実施に伴い収益(売上等)があった場合は、代表者・会計の押印のある「売上等収益報告書」(単価・数量等内訳の確認できるもの)
- (4) 活性化事業の場合は、事業の成果がわかるもの ※原則として下記書類の写しの提出を求める(活性化事業の内容は多岐に 渡るため、個々の事業内容に応じ提出書類は増減する場合がある)
 - ①事業実施の経緯が分かるもの
 - 定期総会の資料や議事録
 - 業者選定委員会の議事録等

②契約関係書類

- 〇 仕様書
- 見積書(100万円以上であれば3社以上)
- 契約書又は請書(図面、位置図等含む)
- 工事完了届又は納品書
- 〇 検査書
- ○引渡書
- 行政機関の検査証
- 施工写真

③支払関係書類

- 請求書
- 金融機関の口座振込受付書控え
- 〇 領収書

④帳簿類

- 預金通帳
- 〇 現金出納簿
- 商店街の元帳
- 備品台帳
- 固定資産台帳

なお、上記報告書類の提出省略を商店街に対し認めている場合は、その旨を区市町村要綱・マニュアル等にて規定されているか確認を行う。

(5) その他必要な書類

審査上不明な点があれば下記のとおり必要な書類の添付を求める。

①領収書

②チラシ、ポスター、イベント当日の写真等、周知内容が分かるもの

- ③商品券等の換品が分かる書類
- ④経費の使途、内訳が分かるもの
- ⑤その他事業内容の確認に必要な書類

6 補助金の額の確定

都は、区市町村から実績報告を受けたときはその内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る「商店街等が行う事業」の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、すみやかに交付すべき補助金の額を確定し、補助金の額の確定通知書により区市町村に通知する。

- (1)「内容の審査」は、以下の観点から行う。
 - ①報告書に記載された「商店街等が行う事業」の成果が交付決定の内容等 に適合しているか。
 - ②補助金の算定に誤りはないか。
 - ③区市町村が商店街等に交付した補助金の額が、要綱第5条第2項に定める区市町村が商店街等に交付する補助金の額を満たしているか。
- (2)「現地調査等」は、「商店街等が行う事業(特に活性化事業)」の成果や支出内容の把握を目的として、必要に応じ都職員が現地に出向き調査を行う。
- (3)都が交付する補助金の額は、算定額と交付決定額のいずれか低い額とする。
- (4) イベント事業実施に伴い「収益」があった場合の取扱いは以下のとおり。 ①補助対象経費から「収益」を差し引いた経費部分を補助対象とする。
 - ②「収益」があったことが明らかであり、その「収益」が確認できない場合は、その「収益」に係る経費を補助対象外とする。
 - ③「収益」のあった事業が営利目的であることが明らかな場合は、その「収益」に係る経費を補助対象外とする。
- (5) 実績報告後の補助金額の確定に当たっては、補助対象経費の増減に関わらず、補助金交付決定時と同様の算出方法を用いて得た額又は補助金交付決定額のいずれか低い額とする

①交付決定時の算出方法が補助対象経費×1/3の場合

補助対象経費	都	補	助	金	区市等補助金	商	店	街
1, 200, 000	400,000			400,000		400,000		

【実績報告時】

パターン1 (補助対象経費が100万円以下となった場合)

補助対象経費	都	補	助	金	区市等補助金	商	店	街
900,000		300, 000			300,000		300,000	

パターン2 (補助対象経費が増えた場合)

補助対象経費	都	浦 耳	助 🔞	金	区市等補助金	商	店	街
1, 500, 000	4	00, 0	00		400, 000		700,000	

②交付決定時の算出方法が補助対象経費×1/2の場合

補助対象経費	都	補	助	金	区市等補助金	商	店	街
900, 000		450,	000		150, 000	300, 000		

【実績報告時】



パターン1 (補助対象経費が100万円を超えた場合)

補助対象経費	都	補	助	金	区市等補助金	商	店	街
1, 500, 000		450,	000		150, 000	900, 000		

パターン2 (補助対象経費が減った場合)

補助対象経費	都補	助	金	区市等補助金	商	店	街
750, 000	375,	000		125, 000	250, 000		

③要綱第5条第2項第2号による「東京都が補助事業者に交付する補助金の額に同額の3分の1以上の額を加えた額」においての端数処理

(要綱実施細目3(1)参照)

補助対象経費	都	補	助	金	区市等補助金	商	店	街
700, 000	700, 000 350, 000			116, 000		234, 000		

(千円未満は切り捨て)

④要綱第5条第2項第3号による「東京都が補助事業者に交付する補助金の額 に同額の3分の2以上の額を加えた額」においての端数処理

(要綱実施細目3(2)参照)

補助対象経費	都	補	助	金	区市等補助金	商	店	街
10, 000, 000	į.	5, 000), 000)	3, 333, 000	1, 667		00

(千円未満は切り捨て)

7 補助金の支払等

都は、交付すべき補助金の額を確定したのち、区市町村からの補助金請求書の提出を受け補助金を支払う。

なお、「概算払」は、契約により、工事若しくは製造その他について請負契約に 係る既済部分又は物件の買入契約に係る既納部分に対し、その完済前に代価の一 部を支払う必要があると認められる場合のみ実施できるものとする。

8 検査

都は、補助金の適正な執行のため、下記のとおり検査を行う。

(1) 現地検査等

<u>当該年度</u>の「商店街等が行う事業(特に活性化事業)」の成果や支出内容の把握を目的として、必要に応じ都職員が現地に出向き調査を行う。

(2)翌年度の検査

商店街等が行った事業の詳細を把握するため、補助事業完了の<u>翌年度</u>に、 区市町村に対する検査を行う。検査書類は以下のとおりとする。

- ①区市町村における補助金額の確定原議
- ②補助金額計算書
- ③商店街等から提出された実績報告書(事業費経費別明細を含む)
- ④商店街等から提出された領収書やチラシ、ポスター、イベント当日の写 真等、周知内容が分かるもの及び関係書類の写し

VI 質疑応答集

1 補助対象者

Q 1	区市町村事業で補助対象となる「商店街等」を限定しても構わないか。	P 29
Q 2	「商店街の連合会」に一部地域の連合会は含まれるか。	P 29
Q 3	業種別組合等は補助対象者となるか。	P 29
Q 4	大型寄合店は補助対象者となるか。	P 29

2 補助対象事業

Q 5	区市町村事業で商店街等が行う事業をイベント事業のみとして問題ないか。	P 29
Q 6	「連続する期間に行われる行事」とは、どのぐらいの期間を指すか。	P 29
Q 7	「連続する期間に行われる行事」とは、一定の連続する期間内の同一イベントで抽選会を2回に分けて行う場合も含まれるか。	P 29
Q 8	同一商店街が、活性化事業1回とイベント事業2回について交付申請できるか。	P 29
Q 9	1商店街あたりのイベント事業申請数について、「複数の商店街等による共催事業1回は、イベント事業の年間補助回数制限2回に含めない」とあるが、共催事業を1回でも行えば3事業まで申請できるということか。	P 29
Q10	「広告宣伝のみ」「装飾のみ」といった事業もイベント事業として補助対象となるか。また、「イルミネーション装飾のみ」の事業はどうか。	P 30

3 共催·実行委員会

Q11	「商店街等の主催又は共催」とあるが、共催の対象が町会等の商店街以外の団体も含まれるか。	P 30
	実行(又は運営)委員会を設置して、市民参加型の「夏まつり」を実施するが	
Q12	補助対象となるか。また、商店街等が実行委員会に拠出する分担金は補助対	P30
	象となるか。	

4 補助率·補助限度額

Q13	イベント事業は1商店街当たり1ヵ年度に2回までとしているが、補助率及び	P 30
	補助限度額はどうなるのか。	
0.14	区市町村が補助対象と認め、商店街等に支払った補助金であれば、その1	P 30
Q14	/2を都が区市町村へ補助すると考えていいか。	P 30
0.15	複数の商店街が共同して実施する事業(共催や実行委員会等)の場合、補	P 31
Q15	助率はどう算定するのか。	P 31

5 イベント事業

(1)事	業周知に要する経費	
Q16	4月上旬に行うイベント事業の場合、前年度の3月中に行った広告費は補助対象となるか。	P 31
Q17	チラシに補助事業と無関係な内容を掲載している場合は補助対象となるか。	P31
(2)会	場設営及び運営委託に要する経費	
Q18	悪天候等で設営できなかったテント等のレンタル代は補助対象となるか。	P31
(3)景	品購入費	
Q19	補助対象とする景品単価及び総額は、他の経費と同様に上限を設定しなくてもいいか。	P31
Q20	経常的な性格を有するポイントカードの満点カードを対象として引き換える 景品は補助対象となるか。	P31
Q21	景品は「不特定多数の者にあらかじめ周知」したものが補助対象とあるが、 周知していない場合は対象外となるのか。	P 32
<u>Q22</u>	配布実績の確認できない景品は対象外となるのか。	<u>P32</u>
Q23	景品について「もれなく」や「全員に」の形で個数周知を行った場合、補助対象として認められる余地はあるか。	P 32
Q24	ビンゴや抽選会等の景品となる商店街が発行する商品券等で、イベント当日 の模擬店でも使用できる場合は対象となるか。また、その商品券を模擬店で使 用した場合は、模擬店に係る費用はどうなるのか。	P 32
Q25	商品券を換金した場合、必要な確認書類は何か。	P 32
(4)記	念品購入費	
Q26	記念品は「不特定多数の者にあらかじめ周知」したものが補助対象とあるが、周知していない場合は対象外となるのか。	P 33
Q27	記念品について「もれなく」や「全員に」の形で個数周知を行った場合、補助対象として認められる余地はあるか。	P 33
Q28	模擬店用に購入した物品が余ったので来場者に無料配布したが、記念品と して補助対象に含めていいか。	P 33
Q29	経常的な性格を有するポイントカードの満点カードを対象として引き換える 記念品は補助対象となるか。	P 33
(5)出	演料	
Q30	出演料を払った出演者に対する飲食の提供等は補助対象となるのか。	P33

(6)7	の他諸経費	
Q31	事前準備に係る倉庫等の賃借料は補助対象となるか。	P 33
Q32	補助対象となる保険の種類、期間はどこまでか。	P 33
Q33	補助事業以外にも使用できる汎用性の高い物品や文房具は補助対象となるか。	P 34
Q34	行政機関に対する謝礼は補助対象となるか。	P 34
Q35	個店の従業員に渡す謝礼や弁当は補助対象となるか。また、「実施主体である商店街関係者及びその同居する親族(同一生計)」がアルバイトを行った場合は対象となるか。	P 34
Q36	イベント協力者に現金ではなく物品で謝礼を渡した場合、証拠書類が謝礼 品を購入したことが確認できる領収書のみでも補助対象となるか。	P34
Q37	自家発電用や暖房用の燃料などは補助対象となるか。	P 34
Q38	イベント来場者の怪我や病気に備えて医薬品を購入した場合、補助対象となるか。	P 34
Q39	姉妹都市の商店街の人がイベントに高原野菜を運んで参加してくれている が、ガソリン代は補助対象となるか。	P 34
Q40	神社等の祭礼に合わせてイベントを実施する場合、玉串料は補助対象となるか。	P 35
Q41	視察等で相手先に渡す手土産は補助対象となるか。	P 35
Q42	イベント実施の際、近隣住民等に対する迷惑料は補助対象となるか。	P 35
Q43	契約書等に貼付する収入印紙は補助対象となるか。	P 35
Q44	中古品を購入した場合、補助対象となるか。	P 35
Q45	備品等の修理代は補助対象となるか。	P 35
Q46	イベント用にレンタカーを借りた場合、料金は補助対象となるか。	P 35
Q47	警備委託等の経常経費は補助対象となるか。	P 35
Q48	イベント用の山車を準備する段階で、制作過程をギャラリーとして一般に公開した場合、その期間の会場賃借料は補助対象となるか。	P 35
Q49	イベント来場者のための駐車場賃借料は補助対象となるか。	P 36

6 活性化事業

(1)施設整備		
Q50	法定耐用年数内に街路灯のポール塗装等の改修を行った場合、その改修 事業は補助対象となるか。	P 36
Q51	法定耐用年数経過後に改修等を実施した場合、次の改修までの年数制限 はどのくらいか。	P36
Q52	街路灯の電球のみを購入、交換する事業は補助対象となるか。	P36
<u>Q53</u>	自動点滅器、安定器、変圧器等(電球以外の物品)の交換」、「改修と同時に 行う清掃」は補助対象となるか。	P36
<u>Q54</u>	街路灯の移設を行いたいが、移設費用は補助対象となるか。	P36
Q.55	既に商店街が駐車場用地として借り上げている場合、賃借料は補助対象となるか。また、既に駐車場である施設を商店街が借り上げた場合はどうか。	P 37
Q56	施設整備における備品等の「リース」は補助対象となるのか。	P37
<u>Q57</u>	ファサード整備を複数年に分けて補助事業として実施することはできるか。	<u>P37</u>
(2)ホ	ームページ	
Q58	ホームページを委託せず商店街自ら作成する場合の経費はどの程度まで補助対象となるか。	P37
Q59	パソコンの周辺機器はどこまでが補助対象となるのか。	P37
Q60	ホームページ作成委託のみの場合は補助対象とならないか。	P37
(3)空	き店舗	
Q61	賃借料補助を1ヵ年度と限定しても、補助対象となるか。	P 38
Q62	空き店舗を取得して新たな経営者に賃貸したいが、取得に係る経費は補助 対象となるか。	P 38
Q63	前年度 3 月に賃貸借契約を締結した空き店舗事業であっても、交付決定日 以降の経費であれば補助対象となるか。	P38
(4)活	性化計画・活性化委員会	
Q64	活性化事業に例示として「活性化計画策定」「活性化委員会開催」とあるが具体的には何か。	P38
Q65	各種調査に係る旅費の範囲はどこまでか。	P 38
Q 66	宿泊を伴う視察は補助対象となるか。	P 38

7 収益事業

Q67	模擬店等(収益事業)に係る経費は補助対象となるか。	P 38
Q 68	収益事業の「収益」の取扱いはどうするか。	P 38
Q69	サービス券やポイントカード等と引換えに商品等を提供する場合も収益となるのか。	P39
Q70	イベントでフリーマーケットを行う際の出店料は、模擬店の売上げと同様に 補助対象から差し引かなければならないか。	P39
Q71	模擬店の収益を全てチャリティとしてボランティア団体に寄付するが、模擬 店材料費は補助対象となるか。	P39
<u>Q72</u>	地域のイベントに協力する目的で協賛金を提供した企業等の名称をチラシ 等に掲載した場合、収益として差引く必要があるか。	<u>P39</u>
Q73	収益が発生した場合、書類の確認を行うのみでよいか。	P 39

8 内容変更等

Q74 商店街等が行う事業の内容変更等について。	P39	
--------------------------	-----	--

9 実績報告

Q75	要綱第12条に規定する「必要な書類等」とは何か。	P 40
Q76	「100万円以上の経費については複数業者から見積書を徴し」とされているが、複数業者とは何社か。また、出演料、賃借料についても複数業者からの見積書が必要か。	P40
Q77	「区市町村が商店街等に間接補助金を支払ったことを確認できる種類」とは具体的に何か。	P 40

10 検査

0.70	補助事業年度内に行う現地検査等は、具体的にどのような内容や方法の検	P40
Q78	査なのか。	P 40
0.70	補助事業完了後、翌年度に行う検査は、具体的にどのような内容や方法の	D 40
Q79	検査なのか。	P 40

11 その他

Q80	同一商店街がイベント事業を2回実施する場合、同一名称でもいいか。	P 40
Q81	複数の商店街等による共催事業の場合、各商店街ごとの負担割合等は交付申請書及び実績報告書のどこに記載するのか。	P41
Q82	商店街等名に変更が生じた場合、必要な手続きは何か。	P 41
Q83	代金支払い時にポイントカード等でポイントを取得して構わないか。	P 41

1 補助対象者

Q1 区市町村事業で補助対象となる「商店街等」を限定しても構わないか。

構いません。

Q2 「商店街の連合会」に一部地域の連合会は含まれるか。

「商店街の連合会」とは、商店街振興組合法又は中小企業協同組合法により設立された商店街の連合会、それ以外で区市町村単位に組織された商店街連合会です。したがって、その他の連合会は対象となりません。

Q3 業種別組合等は補助対象者となるか。

「新・元気を出せ!商店街事業」は業種別振興を目的としたものではないため、対象外となります。 要綱第3条及び同実施細目1を参照ください。

Q4 大型寄合店は補助対象者となるか。

補助対象者となる商店街については、基本的には区市町村の判断といたします。その際、東京都が実施する「新・元気を出せ!商店街事業」は商店街の振興を図る事業であることを十分に認識された上でご検討願います。

2 補助対象事業

Q5 区市町村事業で商店街等が行う事業をイベント事業のみとして問題ないか。

問題ありません。

Q6 「連続する期間に行われる行事」とは、どのぐらいの期間を指すか。

イベント事業の実施期間については、基本的には区市町村の判断といたします。 ただし、年間を通じて実施する等、長期間に渡る事業については、経常的な商店街事業と判断し、 補助対象外となる可能性があります。

Q7 「連続する期間に行われる行事」とは、一定の連続する期間内の同一イベントで抽選会を2回に 分けて行う場合も含まれるか。

含まれます。

Q8 同一商店街が、活性化事業1回とイベント事業2回について交付申請できるか。

申請できます。

Q9 1商店街あたりのイベント事業申請数について、「複数の商店街等による共催事業1回は、イベント事業の年間補助回数制限2回に含めない」とあるが、共催事業を1回でも行えば3事業まで申請できるということか。

イベント事業は、共催事業があれば1商店街あたり年間3事業まで申請ができます。

Q10 「広告宣伝のみ」「装飾のみ」といった事業もイベント事業として補助対象となるか。また、「イルミネーション装飾のみ」の事業はどうか。

販売促進のためにチラシ・ポスター等の作成のみを行う事業、フラッグの掲揚のみを実施する事業 は対象外となります。

ただし、イルミネーション装飾のみを実施する事業については、イベント性があることを鑑み、商店 街自らが企画運営に携わることを条件に補助対象とします。

3 共催·実行委員会

Q11 「商店街等の主催又は共催」とあるが、共催の対象が町会等の商店街以外の団体も含まれるか。

補助対象となる共催事業は、交付要綱第3条に規定する複数の商店街等のみが実施主体となる事業に限定します。

よって、実施主体に商店街等以外の団体(町会等)が含まれる場合は、対象外となります。

なお、共催の形ではなく、商店街等が実施主体として開催するイベント事業へ地域の団体等が参加する場合は、商店街等が負担する経費について対象となります。

Q12 実行(又は運営)委員会を設置して、市民参加型の「夏まつり」を実施するが補助対象となるか。また、商店街等が実行委員会に拠出する分担金は補助対象となるか。

実行委員会方式により実施する事業については、複数の商店街のみを実施主体として行うイベント 事業が補助対象であり、それ以外のものは対象とはなりません。

よって、実行委員会の構成員に商店街等以外の団体が含まれる場合は、対象外となります。

4 補助率·補助限度額

Q13 イベント事業は1商店街当たり1ヵ年度に2回までとしているが、補助率及び補助限度額はどうなるのか。

商店街等が行う事業の1事業当たりの補助率及び補助限度額がそれぞれのイベント事業毎に適用されます。

Q14 区市町村が補助対象と認め、商店街等に支払った補助金であれば、その1/2を都が区市町村へ補助すると考えていいか。

区市町村が補助対象と認め、商店街等に支払った補助金額の1/2(100万円以下については3/4)を単純に区市町村へ補助するのではなく、区市町村から提出された実績報告書について審査を行った上で、都は補助金の額を確定します。

なお、区市町村が行う審査等にて疑義があるときは、速やかに都の担当者と協議してください。

Q15 複数の商店街が共同して実施する事業(共催や実行委員会等)の場合、補助率はどう算定するのか。

複数の商店街が共同して実施する事業の補助率については、個々の商店街における補助対象経費に応じ、1商店街ごとに補助率を算定します。

なお、個々の商店街に適用される補助率の算出方法は、単独商店街が実施する事業と同じです。

5 イベント事業

(1)事業周知に要する経費

Q16 4月上旬に行うイベント事業の場合、前年度の3月中に行った広告費は補助対象となるか。

交付決定日以前に行われた行為に係る経費は対象外となります。

Q17 チラシに補助事業と無関係な内容を掲載している場合は補助対象となるか。

当該イベントの周知に要する経費が対象なので、対象外となります。

(2)会場設営及び運営委託に要する経費

Q18 悪天候等で設営できなかったテント等のレンタル代は補助対象となるか。

使用実績のない経費は対象外となります。

(3)景品購入費

Q19 補助対象とする景品単価及び総額は、他の経費と同様に上限を設定しなくてもいいか。

補助金は税金その他貴重な財源でまかなわれており、法令遵守や公正な執行が求められます。 「不当景品類及び不当表示防止法」等の関係法令適用範囲内で、区市町村において規定してください。

Q20 経常的な性格を有するポイントカードの満点カードを対象として引き換える景品は補助対象となるか。

補助金は税金等を財源としていることから、補助効果の公平性に鑑みて、元々のポイントカード利用者が優位な扱いとなる、経常的なポイント事業に係る経費は対象外としています。

ただし、下記3点全てを満たすことを条件として、ポイントカード等の満点カードを活用した場合は、 景品購入費に限り補助対象とします。

- ①商店街としてポイントカード事業が実施されており、会計報告が適正になされていること。
- ②ポイントカード等を所有しない者も含め、誰もが参加できる抽選会を実施していること。 (ポイントカード等の所有者以外に対する抽選会参加資格の付与条件が、「現金の支払い」のみの 場合は、「誰もが参加できる」とは認められません)
- ③満点カード等での参加者について、当該カード等回収金額を対象経費から差引くこと。 (回収金額を「収益」として取り扱ってください)

Q21 景品は「不特定多数の者にあらかじめ周知」したものが補助対象とあるが、周知していない場合は対象外となるのか。

都では要綱第4条別表2にて、景品購入費にかかる対象経費は上記のとおり規定しているため、原 則として事前に個数を周知した部分のみが景品購入費として補助対象となります。

周知事実は間接補助事業者である商店街自身の証明行為(チラシ、ポスター、イベント当日の写真等、周知内容が分かるもの)による確認としています。

そのため、補助事業以外での使用を目的とした景品等の購入経費の計上を防止するため、事前に個数を周知していない景品に係る経費は対象外とします。

なお、事前周知個数を超えた配布については、周知個数までが補助対象となります。(記念品についても同様の取扱いとなります。)

Q22 配布実績の確認できない景品は対象外となるのか。

都では要綱第4条別表2にて、「使用実績のないもの」を補助対象外経費と規定しているため、配布 実績の確認できない景品購入費は対象外となります。

配布実績については、等級及び当選者数等が明記されたもの(受払簿の具備等)による確認が考えられますが、具体的には区市町村において規定してください。

Q23 景品について「もれなく」や「全員に」の形で個数周知を行った場合、補助対象として認められる余地はあるか。

景品は特定行為の優劣等により提供するもの(抽選会やじゃんけん大会、競技等により貰える商品)であり、射幸心を煽り参加者を募るために、おのずと景品の等級に差をつけざるを得ません。

よって、景品購入費に限り、下記要件を全て満たす場合のみ「もれなく」や「全員に」の個数周知でも補助対象とします。

- ①「もれなく」や「全員に」の個数周知が景品の末等に限られていること。
- ②他の等級全ての個数周知が適正に行われていること
- ③くじの総数から、末等を含めた景品配布総数が把握できること

Q24 ビンゴや抽選会等の景品となる商店街が発行する商品券等で、イベント当日の模擬店でも使用できる場合は対象となるか。また、その商品券を模擬店で使用した場合は、模擬店に係る費用はどうなるのか。

対象になりますが、換金されていない商店街が発行する商品券は対象外です。

また、景品である商品券を使用できる模擬店に係る経費は、模擬店経費と商品券として換金された経費が重なることがないよう商店街に指導してください。

Q25 商品券を換金した場合、必要な確認書類は何か。

換金を確認するため、次のいずれかの書類で確認してください(必要に応じ収入印紙貼付のこと)。

- (1)商品券を換金した際に、個店が発行する領収書
- ②基準日時点に個店毎に署名、捺印、換金した商品券の枚数等を記載した一覧表

(4)記念品購入費

Q26 記念品は「不特定多数の者にあらかじめ周知」したものが補助対象とあるが、周知していない場合は対象外となるのか。

景品購入費同様、事前に個数周知していない場合は対象外となります(Q21参照)。

Q27 記念品について「もれなく」や「全員に」の形で個数周知を行った場合、補助対象として認められる余地はあるか。

景品と異なり、無料配布等の記念品については等級に差をつける必要がありません。 よって、記念品購入費では「もれなく」や「全員に」の形の個数周知では補助対象となりません。

Q28 模擬店用に購入した物品が余ったので来場者に無料配布したが、記念品として補助対象に含めていいか。

記念品は、不特定多数の者にあらかじめ個数周知しているものが対象となります。余った物品を無料配布しても、記念品とは見なせませんので対象外となります。

Q29 経常的な性格を有するポイントカードの満点カードを対象として引き換える記念品は補助対象となるか。

記念品は対象外となります。(Q20参照)

(5)出演料

Q30 出演料を払った出演者に対する飲食の提供等は補助対象となるのか。

出演料とは別に支払われる交通費、飲食、手土産等は「補助事業に直接必要のない経費」に該当する可能性があります。対象とする場合は、適用範囲を明確に規定してください。

なお、役員や来賓等に係る儀礼的経費は、公金(補助金)をもって補助することが適正ではないので補助対象外となります。

(6)その他諸経費

Q31 事前準備に係る倉庫等の賃借料は補助対象となるか。

区市町村において、適用範囲(内容、期間等)が明確に規定されている場合は補助対象となります。区市町村の適正な判断をお願いします。

Q32 補助対象となる保険の種類、期間はどこまでか。

補助対象とする保険の種類、期間等は、区市町村において規定してください。

なお、イベント中止の際に保険金が給付される保険は、もっぱら商店街の内部に対するものであり、補助事業に直接必要な経費とは考えられないため対象外となります。

Q33 補助事業以外にも使用できる汎用性の高い物品や文房具は補助対象となるか。

物品等は「使用実績のないもの」「補助事業に直接必要のない経費」でなければ補助対象となります。何をどの程度対象とするかは、区市町村の適正な判断をお願いします。

なお、本来必要ではない物、購入過多がないかなど、経費内容には十分注意してください。

Q34 行政機関に対する謝礼は補助対象となるか。

兼業兼職の許可を得ずに、職員が報酬又は報償を得ることはできませんが、商店街事業への従事で兼業兼職許可が下りることはありません。

また、行政機関は謝礼を歳入できないため、行政機関が謝礼を受領することはありません。

以上の点から、行政機関に対する謝礼は対象外となります。

ただし、行政機関そのものではなく、「行政機関の有志」や「行政機関のサークル」に対する謝礼は相手方も受領できるため、補助対象となり得ます。

Q35 個店の従業員に渡す謝礼や弁当は補助対象となるか。また、「実施主体である商店街関係者 及びその同居する親族(同一生計)」がアルバイトを行った場合は対象となるか。

謝礼の対象となる行為が、従業員の休日においてなされたアルバイトであれば補助対象と考えます。ただし、従業員の休日であっても店主による従事命令である場合は対象外となります。

なお、「実施主体である商店街関係者及びその同居する親族(同一生計)」のアルバイトについては、対象外となります。

Q36 イベント協力者に現金ではなく物品で謝礼を渡した場合、証拠書類が謝礼品を購入したことが確認できる領収書のみでも補助対象となるか。

領収書と併せ、受領書等により謝礼対象者の物品受領が明確な場合は対象となります。

Q37 自家発電用や暖房用の燃料などは補助対象となるか。

「使用実績のないもの」、「補助事業に直接必要のない経費」でなければ補助対象となります。燃料 購入代全てを対象とするものではありませんので、使用用途及び使用量が適正であるかどうかは、区 市町村の適正な判断をお願いします。

Q38 イベント来場者の怪我や病気に備えて医薬品を購入した場合、補助対象となるか。

未使用の医薬品については、「使用実績がないもの」に当たるので対象外です。

Q39 姉妹都市の商店街の人がイベントに高原野菜を運んで参加してくれているが、ガソリン代は補助対象となるか。

使途が明確でない経費は対象外となります。ただし、宅配便代又は姉妹都市の人に対する謝礼で あれば補助対象となります。

Q40 神社等の祭礼に合わせてイベントを実施する場合、玉串料は補助対象となるか。

憲法第89条(公金支出の禁止条項)に該当の可能性があるため、補助対象外となります。

Q41 視察等で相手先に渡す手土産は補助対象となるか。

視察等で相手方に渡す手土産は儀礼的な経費と解され補助対象外となります。 役員や来賓等の特定の者に係る経費を対象外としているのも、これら経費は儀礼的なものであり、 公金(補助金)をもって補助することが適正ではないとの判断によるものです。

Q42 イベント実施の際、近隣住民等に対する迷惑料は補助対象となるか。

迷惑料は儀礼的な経費であり、かつ「補助事業に直接必要のない経費」なので対象外となります。

Q43 契約書等に貼付する収入印紙は補助対象となるか。

収入印紙は、印紙税法に基づく税金のため対象外となります。

Q44 中古品を購入した場合、補助対象となるか。

中古品を購入しても差し支えありません。ただし、耐用年数等を考慮のうえ購入してください。

Q45 備品等の修理代は補助対象となるか。

備品等の修理代は、額の大小に関わらず自己財産に対する経常的経費と考えられるため対象外となります。

Q46 イベント用にレンタカーを借りた場合、料金は補助対象となるか。

補助対象となります。満タン返しのガソリン代を含め、使用用途等の適用範囲については、区市町村の適正な判断をお願いします。

Q47 警備委託等の経常経費は補助対象となるか。

経常的な事業に係る経費は対象外となります。ただし、イベント事業において、その実施期間に限り警備等を委託する場合は補助対象となります。

Q48 イベント用の山車を準備する段階で、制作過程をギャラリーとして一般に公開した場合、その期間の会場賃借料は補助対象となるか。

イベント事業の事前準備ではなく、制作過程自体がイベント性を有しているのではあれば補助対象 となります。対象とする期間等の適用範囲は、区市町村において規定してください。

Q49 イベント来場者のための駐車場賃借料は補助対象となるか。

イベント当日の来街者用であることが明らかな駐車場又は駐車スペースの賃借料は補助対象となります。

ただし、時間貸駐車場等の来街者負担分を商店街が立替えるような場合は、駐車目的がイベント来場であるとは明確にできないため対象外となります。

6 活性化事業

(1)施設整備

Q50 法定耐用年数内に街路灯のポール塗装等の改修を行った場合、補助対象となるか。

法定耐用年数内の既存施設に係る改修は対象外となります。

なお、法定耐用年数の経過に関わらず、既存施設の修繕や保守については経常的経費と判断されるため対象外です。

また、アーケードの再塗装については街路灯のポール塗装に合わせた基準とし、設置後10年を経 過したものが補助対象となります。

Q51 法定耐用年数経過後に改修等を実施した場合、次の改修までの年数制限はどのくらいか。

法定耐用年数経過後に改修を行い、同一箇所を再度改修するまでの期間については、各区市町村において適正期間を設けてください。

なお、改修は補助金交付の目的に鑑み、改修実施後<u>少なくとも</u>5年間は<u>再改修・撤去等</u>の予定がない施設を対象としています。

Q52 街路灯の電球のみを購入·交換する事業は補助対象となるか。

電球の購入・交換については、下記事業と同時に実施する場合に限定し補助対象とします。

- ①街路灯の新設.
- ②既存街路灯の建替え(根巻き、ポール塗装等の「改修」は不可)
- ③既存街路灯の灯具付替え

Q53 自動点滅器、安定器、変圧器等(電球以外の物品)の交換」、「改修と同時に行う清掃」は補助対象となるか。

補助対象となり得ますが、具体的には区市町村において規定してください。

Q54 街路灯の移設を行いたいが、移設費用は補助対象となるか。

移設のみでは補助対象となりません。

Q55 既に商店街が駐車場用地として借り上げている場合、賃借料は補助対象となるか。また、既に 駐車場である施設を商店街が借り上げた場合はどうか。

既に借りている駐車場の賃借料については、内容が経常的な性格を有すると判断されるため対象 外となります。

また、既にある民間駐車場を借り上げる場合については、「商店街活性化のための新たな付加価値を追加する事業」であれば補助対象と考えますが、単に借り上げるだけのものは対象外となります。

Q56 施設整備における備品等の「リース」は補助対象となるのか。

「リース」は、比較的長期の賃借であり、複数年度にわたる契約となるのが通常です。そのため、単年度補助である都の補助制度の対象とはなりません。

ただし、イベント事業に使用する備品等を「レンタル」する場合は短期契約であり、購入より賃借とした方が経済的にも有効であることから補助対象となります。

Q57 ファサード整備を複数年に分けて実施することはできるか。

複数年連続して同一内容・同一主体が行う事業への補助はできません。(マニュアルP.6 参照) ただし、あらかじめ初年度の申請時に事業計画(実施期間や事業の全体計画等)が明確に示されている場合は、補助対象となり得ます。

(2)ホームページ

Q58 ホームページを委託せず商店街自ら作成する場合の経費はどの程度まで補助対象となるか。

ホームページ作成に直接必要となる経費が補助対象となります。対象範囲は、区市町村において 規定してください。

Q59 パソコンの周辺機器はどこまでが補助対象となるのか。

補助事業に直接必要な経費であれば補助対象となります。ホームページ制作であれば、パソコン、プリンタ、スキャナ、デジカメ及びその接続機器が対象と考えられます。

また、ポイントカード事業等のデータ管理のためのパソコン購入であれば、デジカメやスキャナは対象外と考えられます。具体的な適用範囲は、区市町村において規定してください。

Q60 ホームページ作成委託のみの場合は補助対象とならないか。

ホームページの作成委託は補助対象となります。事業に係る全ての業務を委託する事業は対象外 事業としていますが、ホームページ作成委託の場合、委託料以外の経費が生じない場合もあることか ら、事業の性格に鑑みて個別に判断します。

なお、ホームページの開設にあたっては、マニュアルP. 11の留意点を参照の上、適正な処理を行ってください。

(3)空き店舗

Q61 賃借料補助を1ヵ年度と限定しても、補助対象となるか。

補助対象となります。ただし、補助期間終了後も事業継続計画のある事業に限定します。

Q62 空き店舗を取得して新たな経営者に賃貸したいが、取得に係る経費は補助対象となるか。

空き店舗を含め、店舗の取得又は建替えに係る経費は対象外となります。

Q63 前年度3月に賃貸借契約を締結した空き店舗事業であっても、交付決定日以降の経費であれば補助対象となるか。

交付決定日以前に契約締結した場合は対象外となります。

(4)活性化計画·活性化委員会

Q64 活性化事業に例示として「活性化計画策定」「活性化委員会開催」とあるが具体的には何か。

商店街が活性化を図るため、自ら策定する活性化計画の策定や、そのための活性化委員会を行う 場合を考えています。

ただし、経常的に行う活性化委員会は補助対象とはなりません。

また、区市町村全体の商店街活性化計画策定や、活性化のための委員会等については想定しておりませんが、商工会等が中心となり同様の事業を行う場合、その内容が経常的な性格を有していなければ補助対象となると考えています。

具体的には区市町村において規定してください。

Q65 各種調査に係る旅費の範囲はどこまでか。

事業執行上必要不可欠な視察等となります。なお、外部委員及び商店街関係者に対する旅費の 適用範囲は区市町村において規定してください。

Q66 視察にかかる旅費は補助対象となるか。また、宿泊を伴う場合はどうか。

補助対象とするかは区市町村において規定してください。その場合、自治体職員による公費での 視察の場合と同等に考えることが適当だと考えます。

なお、日帰りではなく、宿泊を伴う視察を補助対象とする場合は、その根拠を明確にしてください。

10 収益事業

Q67 模擬店等(収益事業)に係る経費は補助対象となるか。

収益事業に係る経費は、イベント事業実施に直接必要な経費であれば補助対象となります。

Q68 収益事業の「収益」の取扱いはどうするか。

総事業費のうち補助対象となる経費から収益を控除した残りの部分が補助対象経費となります。そのため、商店街に対して「収益」があった場合は、その内容がわかる書類(Q73参照)を必ず実績報告書に添付するよう指導してください。

Q69 サービス券やポイントカード等と引換えに商品等を提供する場合も収益となるのか。

商品等の対価として支払われた現金相当額のみと考えてください。

Q70 イベントでフリーマーケットを行う際の出店料は、模擬店等の収益と同様に補助対象から差し 引かなければならないか。

フリーマーケット会場の賃借料や整備費等を補助対象に含めている場合は、出店料を補助対象から差し引いてください。

Q71 模擬店の収益を全てチャリティとしてボランティア団体に寄付するが、模擬店材料費は補助対象となるか。

補助対象となります。ただし、寄付した金額を含め収益は、他の模擬店等と同様に補助対象経費から控除します。

Q72 地域のイベントに協力する目的で協賛金を提供した企業等の名称をチラシ等に掲載した場合、収益として差引く必要があるか。

協賛金という名目で資金提供を受けた場合であっても、それが広告収入の性質を有すると認められる場合は収益となります。この場合、補助対象となるチラシ等経費から協賛金額を差引いた残りの金額が補助対象となります。なお、この判断については、チラシ等に資金提供者の名称が記載されている事実をもって直ちに広告収入とみなし、資金提供者が広告宣伝効果を意図しているか否かは問いません。

Q73 収益が発生した場合、書類の確認を行うのみでよいか。

収益が発生した場合は、必ず商店街の代表者及び会計担当者が内容を確認し、署名(<u>記名</u>)押印した書類を都に提出してください。

11 内容変更等

Q74 商店街等が行う事業の内容変更等について

区市町村は、商店街等が行う事業の名称、実施期間等の内容を著しく変更しようとする場合又は中 止しようとする場合に都の承認が必要となります。

具体的には、事業名称や実施期間(概ね1ヶ月を超える期間変更)のほか、経費区分、工法、材料、数量等の変更が考えられます。

なお、大幅な事業計画の変更等、内容の著しい変更を伴い、交付決定の内容そのものを変更しなければならない変更に対して承認を出すことはありません。

また、額が増額した場合は交付決定額が確定額となります。

12 実績報告

Q75 要綱第12条に規定する「必要な書類等」とは何か。

実績報告書に添付する必要な書類とは、区市町村が商店街等への間接補助金(確定額)支払が 完了したことを確認できる書類、業者選定を行った場合にその経過がわかる書類、事業の成果がわ かるもの等です。

ただし、必要に応じ、領収書等の提出を求めます。(マニュアルP. 19参照)

Q76 「100万円以上の経費については複数業者から見積書を徴し」とされているが、複数業者とは何社か。また、出演料、賃借料についても複数業者からの見積書が必要か。

マニュアルP. 8のとおり、100万円以上の経費については、原則3社以上の業者から見積書を徴してください。

なお、「商慣行上、複数業者から見積書を徴する必要がない」、また「その他特別な理由が明確に ある」と解される経費については、区市町村の判断とします。

Q77 「区市町村が商店街等に間接補助金を支払ったことを確認できる種類」とは具体的に何か。

支出決定原議又は支出命令書等の写しです。

13 検査

Q78 補助事業年度内に行う現地検査等は、具体的にどのような内容や方法の検査なのか。

商店街等が行う事業(特に活性化事業)の成果や支出内容の把握を目的として、必要に応じ都職員が商店街等、現地に赴き、調査を行います。

Q79 補助事業完了後、翌年度に行う検査は具体的にどのような内容や方法の検査なのか。

補助事業に要した経費明細等から事業の詳細を確認するとともに、補助金額の算定内容等について検査を行います。具体的には、次の書類等により経費内容を確認し、都及び区市町村規程との整合性、事業効果の検証等を行います。

- ①補助金額の確定原議(補助金計算書を含む)
- ②商店街等からの実績報告書(事業費経費別明細を含む)
- ③領収書、チラシ、ポスター、イベント当日の写真等、周知内容が分かるものや業者選定議事録等、 商店街等から提出された証拠書類

検査は、補助事業全てを対象として実施します。また、規定に抵触する補助金の支出、受領が判明 した場合は、交付決定の一部取消し及び補助金の返還命令を行います。

14 その他

Q80 同一商店街がイベント事業を2回実施する場合、同一名称でもいいか。

同一名称でイベントを行う場合の表記方法については任意としますが、事業名に①、②等を付け、 必ず区別するようしてください。

Q81 複数の商店街等による共催事業の場合、各商店街ごとの負担割合等は交付申請書及び実績報告書のどこに記載するのか。

別紙として添付してください(様式不問)。

Q82 商店街等名に変更が生じた場合、必要な手続きは何か。

商店街等名に変更が生じた場合は、東京都まで届け出てください(様式不問)。

Q83 代金支払い時にポイントカード等でポイントを取得して構わないか。

補助対象経費でポイントを取得する行為は、補助金を利用した反射的利益の享受に当たります。 原則として、代金支払い時にはポイントカード等を利用しないようご指導ください。

なお、ポイントを取得した場合は、取得したポイント分を補助対象経費から差し引きます。

-	148	-

杉並区新・元気を出せ商店街事業費補助金交付要綱

平成24年6月29日 杉並第17998号

改正 平成25年3月15日杉並第62573号

(目的)

第1条 この要綱は、商店街等が行うイベント事業及び活性化事業に対し、必要な補助金を交付する ことにより、広く区内商店街の振興を図り、もって中小商業の経営の安定と発展及び地域経済の活 性化に寄与することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1) 商店街等
 - ア 商店街
 - イ 商店街の連合会
 - ウ 社会福祉法人及び特定非営利活動法人
 - (2) 商店街
 - ア 商店街振興組合法 (昭和37年法律第141号) により設立された商店街振興組合
 - イ 中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)により設立された事業協同組合
 - ウ 次に掲げる事項に照らし、商店街と認められるもの。
 - (ア) 当該区域で、中小小売商業又はサービス業に属する事業者の相当数が近接して、その事業を営み、かつ、組織的な活動を行っていること。
 - (イ) 社会通念上消費者により、まとまった買物の場として認識されていること。
 - (ウ) 当該区域内に人又は車両が常時通行できる道路を包含していること。
 - (3) 商店街の連合会
 - ア 商店街振興組合法(昭和37年法律第141号)により設立された連合会
 - イ 中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)により設立された連合会
 - ウ 杉並区商店会連合会
 - (4) 社会福祉法人とは、社会福祉法 (昭和26年法律第45号) により設立された社会福祉法人をいう。
 - (5) 特定非営利活動法人とは、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)により認証された 特定非営利活動法人であって、同法第2条第1項による特定非営利活動のうち、商店街の街区内 で行う次に掲げる活動を行う法人をいう。
 - ア 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
 - イ 社会教育の推進を図る活動
 - ウ まちづくりの推進を図る活動
 - エ 文化又は芸術の振興を図る活動
 - オ 環境の保全を図る活動
 - カ 災害救助活動
 - キ 地域安全活動
 - ク 子供の健全育成を図る活動
 - ケ 情報化社会の発展を図る活動
 - コ 経済活動の活性化を図る活動
 - サ 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
 - シ 消費者の保護を図る活動
 - ス 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
 - (6) 補助事業者とは、この要綱の規定に基づき、イベント事業又は活性化事業を行う商店街等を

いう。

- (7) 商店街等が行う事業とは、別表1に例示するイベント事業、活性化事業及びこれらと同趣旨 の事業で商店街等が自ら企画し実施するものをいう。ただし、次に掲げる事業を除く。
 - ア 内容が経常的な性格を有する事業
 - イ 商品券等の特典又は割引を付加する事業
 - ウ 他の補助金を一部財源とする事業
 - エ 事業に係る全ての業務を委託する事業
- (8) 「イベント事業」とは、次に掲げる事業をいう。
 - ア 商店街の主催又は共催による当該商店街の街区内において連続する期間に行われる行事に係る事業
 - イ 商店街の連合会の主催又は共催による、連続する期間に行われる行事に係る事業
 - ウ 商店街若しくは商店街の連合会がア又はイの事業に参加する事業
 - エ その他、杉並区長(以下「区長」という。)が特に認める事業
- (9) 「活性化事業」とは、商店街施設整備、販売促進等の商店街活性化を図るための事業で、イベント事業ではないものをいう。ただし、区長が必要と認めるイベント事業については、この限りではない。

社会福祉法人及び特定非営利活動法人が商店街振興に資する事業を行う場合は、商店街との連名による申請を行う事業に限る。

- (10) 「商店街組織力強化支援事業」(以下「組織力強化事業」という。)とは、活性化事業のうち、商店街の連合会や商工会議所等が商店街と協働して行う、商店街への加入及び協力促進を図るための事業をいう。
- (11) 「地域連携型モデル商店街事業」(以下「地域連携事業」という。)とは、活性化事業のうち、商店街又は商店街の連合会が地域住民や地域団体等と連携して、環境、福祉、観光などの地域ニーズに対応したまちづくり・地域おこしに取り組むことにより、商店街の地域での役割を高め、商店街の活性化を図る事業をいう。
- (12) 「特別支援事業」とは、イベント事業及び活性化事業のうち、商店街が防災や環境など当該 商店街に相応しいテーマを掲げて小規模な事業を実施する場合、特別に支援する事業をいう。 (補助金の交付対象)
- 第3条 補助金は、商店街等が行う事業に必要な別表2に掲げる経費(以下「補助対象経費」という。) であって、補助事業者が商店街等に補助する経費のうち、区長が特に必要かつ適当と認めるものに ついて、予算の範囲内において、補助事業者に交付するものとする。

(補助金の額)

- 第4条 区が補助事業者に交付する商店街等が行う事業の1事業当たりの補助金の額は、次に掲げる額とする。
 - (1) イベント事業については、補助対象経費の3分の2以内の額又は補助限度額300万円のいずれ か低い額とする。
 - (2) 前号にかかわらず、補助対象経費が100万円以下のイベント事業については、補助対象経費の6分の5以内の額とする。
 - (3) 活性化事業については、補助対象経費の3分の2以内の額又は補助限度額5,000万円のいずれ か低い額とする。ただし、LEDなどの環境負荷を軽減する街路灯の新規設置又は建替えを行う 場合は、補助対象経費の6分の5以内の額、街路灯を撤去する場合(建替えを除く)は、工事に 係る経費の3分の1以内の額とする。
 - (4) 地域連携事業については、補助対象経費の5分の4以内の額又は補助限度額1億円のいずれ か低い額とする。
 - (5) 組織力強化事業については、補助対象経費の12分の11以内の額又は補助限度額5,800万円のいずれか低い額とする。
 - (6) イベント事業又は活性化事業を合わせて行う場合の補助金の額は、第1号から第3号の額の それぞれの範囲内で合計した額とする。
 - (7) 複数の商店街等が共同又は協力をしてイベント事業又は活性化事業を行う場合の補助金の額は、第1号から第3号の額のそれぞれの範囲内で合計した額とする。

(8) 特別支援事業については、補助対象経費の9分の8以内の額又は補助限度額20万円のいずれ か低い額とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助事業者は、区長が定める期日までに、杉並区新・元気を出せ商店街事業費補助金交付申請書(第1号様式)に、必要な書類を添えて、区長あてに提出するものとする。

(補助金の交付決定)

- 第6条 区長は、前条の補助金交付申請書の提出を受けたときは、その内容を確認し、必要に応じて 現地調査等を行い、適正と認めるときは補助金の交付決定を行い、杉並区新・元気を出せ商店街事 業補助金交付決定通知書(第2号様式)により補助事業者に通知するものとする。
- 2 区長は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。
- 3 補助金の交付決定の額は、第4条に規定する商店街等が行う事業ごとに算出する額(1,000円未満の端数は切り捨て)又はその補助金交付申請額のいずれか低い額とする。

(事業の内容変更等)

- 第7条 補助事業者は、補助事業の名称、実施期間等の内容を著しく変更しようとする場合又は中止をしようとする場合は、あらかじめ杉並区新・元気を出せ商店街事業変更等承認申請書(第3号様式)に必要な書類を添えて、区長あてに提出し、その承認を受けるものとする。
- 2 区長は、前条の規定による申請があったときは、内容を確認し、適当と認めたときは、杉並区新・元気を出せ商店街事業変更等承認書(第4号様式)により、補助事業者に通知するものとする。 (実績報告)
- 第8条 補助事業者は、補助事業が完了したとき、又は補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したときは、必要な書類等を添えて、速やかに杉並区新・元気を出せ商店街事業実績報告書(第5号様式)による実績報告書を区長あてに提出するものとする。

(補助金の額の確定)

- 第9条 区長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その内容を確認し、必要に応じて現地 調査等を行い、その報告に係る商店街等が行う事業の成果が、補助金の交付決定の内容及びこれに 付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、杉並区新・元気を出せ商 店街事業補助金確定通知書(第6号様式)により補助事業者に通知するものとする。
- 2 前項の規定により交付すべき補助金の額は、商店街等が行う事業ごとの第4条の規定により算出 する額(1,000円未満の端数は切り捨て)又は第6条第3項に規定する額のいずれか低い額とする。 (補助金の支払等)
- 第10条 区長は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定したのち、補助金を支払うものとする。ただし、補助金の交付決定後に事業の円滑な遂行のため区長が特に必要があると認める経費については、概算払をすることができる。
- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、補助金交付請求書兼口 座振替依頼書(第7号様式)を区長あてに提出するものとする。
- 3 補助事業者は、補助金の概算払を受けたときは、前条の規定による補助金の額の確定通知書受領後、杉並区新・元気を出せ商店街事業費補助金精算書(第8号様式)を区長に提出し、速やかに補助金を精算するものとする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

- 第11条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額が確定した場合には、速やかに杉並区新・元気を出せ商店街事業費補助金に係る消費税及び地方消費税額の確定に伴う報告書(第9号様式)により報告するものとする。
- 2 前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税の全部又は一部の返還を命じるものとする。

(交付決定の取消し)

- 第12条 区長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合、補助金の交付決定の全部又は一部を変更することができる。
 - (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
 - (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
 - (3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令又は補助金の交付決定に基づく命

令に違反したとき。

(補助金の返還)

- 第13条 区長は、前条の規定による補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取 消に係る部分に関し、既に補助事業者に補助金が支払われているときは、期限を定めてその返還を 求めることができる。
- 2 区長は、第9条の規定により補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既に その額を超える補助金が支払われているときは、期限を定めてその返還を求めることができる。 (補助金の経理等)
- 第14条 補助事業者は、補助事業に係る経理について収支の事実を明らかにした証拠書類を整理し、 かつ、これらの書類を商店街等が行う事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存する ものとする。

(補助金に付すべき条件)

- 第15条 区長は、補助事業者に補助金を交付するときは、次に掲げる条件を付さなければならない。
 - (1) 補助対象経費により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、台帳を設け、その管理状況を明らかにすること。
 - (2) 取得財産等については、商店街等が行う事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付目的に従って、その効率的運営を図ること。
 - (3) 取得財産等を他の用途に使用し、他の者に貸し付け、若しくは譲り渡し、他の物件と交換し、 又は債務の担保に供しようとする場合は、区の承認を受けること。
 - (4) 取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれる場合は、交付した補助 金の全部又は一部に相当する金額を区に納付すること。
 - (5) 補助事業の完了後、区から要求のあったときは、事業内容等について常に公開できるよう書類を整備すること。この場合において、公開期限は補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間とすること。

(取得財産等の管理及び処分)

- 第16条 補助事業者は、区長が別に定める期日までに前条第3号の規定により申請をしようとする場合は、取得財産等のうち、取得価格又は効用の増加した価格が50万円以上のものについては、あらかじめ、杉並区新・元気を出せ商店街事業費補助金に係る取得財産等処分承認申請書(第10号様式)を区長あてに提出し、その承認を受けるものとする。
- 2 区長は、前項の承認をした補助事業者に対し、前条第4号の規定により補助事業者が納付を受け た収入の全部又は一部の納付を求めることができる。

(検査)

第17条 補助事業者は、区長が区職員をして商店街等が行う事業の運営及び経理等の状況その他必要な事項について報告又は検査を求めた場合には、これに応じるものとする。

(非常災害の場合の措置)

第18条 非常災害等による被害を受け、補助事業の遂行が困難となった場合の補助事業者の措置については、区長が指示するところによる。

(区の事務処理)

- 第19条 区長は、補助金に係る事務処理に当たり、次に掲げる事項に留意しなければならない。
 - (1) 補助金の交付を行う場合は、あらかじめ補助事業の内容について審査会等による審査を行い、 事業効果等の検証を行うこと。ただし、イベント事業及び地域連携事業については、この限りで ない
 - (2) 補助事業者が行う事業の完了後に行う審査業務において、適正な処理を行うよう努めること。
 - (3) 商店街等に対し、杉並区の補助金を財源とする補助事業であることを明示し、周知を図ること。
 - (4) 商店街等に対し、商店街等の団体との共催による事業を奨励するよう努めること。 (委任)
- 第20条 補助金の交付に関するその他必要な事項は、産業振興センター所長が別にこれを定める。 附 則
- 1 この要綱は、平成24年4月1日から適用する。

- 2 商店街等が行う事業は、当該年度の4月1日から翌年の3月31日までの期間に実施完了した事業であること。
- 3 旧杉並区元気を出せ商店街事業費補助金交付要綱(平成11年3月1日杉生経発第1283号)は、平成24年3月31日をもって廃止する。

附 則 (平成25年3月15日杉並第62573号)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

別表1 (第2条第7号関係)

- 1 イベント事業
 - (1) 文化、歴史など地域資源を活かしたイベント
 - ①季節のイベント(七夕、盆踊り、クリスマス等) ②スポーツイベント ③スタンプラリー、ウォークラリー ④各種フェスティバル、コンクール(コンサート、音楽祭、ストリートアート、シャッターアートコンクール等) ⑤地産地消イベント ⑥観光物産展 ⑦朝市、夜市
 - (2) 資源リサイクル、環境対策に関連したイベント
 - ①エコキャンペーン (アルミ缶・ペットボトル等回収、エコバッグ配布、ごみゼロイベント等) ②クリーンキャンペーン (地域清掃イベント等) ③フリーマーケット ④リサイクル用品フェア
 - (3) 地域福祉、健康に関連したイベント
 - ①高齢者用品フェア ②高齢者等を招待してのイベント ③健康フェスティバル
 - (4) 防犯防災や生活安全に関連したイベント
 - ①防犯・防災フェア ②防災・避難体験訓練イベント ③交通安全キャンペーン
 - *イベント事業は、商店街等からの提案により内容を定める事業であり、各区分に掲げる細区分の 事項は例示である。
 - *イベント事業は、1商店街当たり1ヵ年度に2回までとする。ただし、複数の商店街等による共催事業1回は、当該回数に含まないものとする。
 - *販売促進のために、チラシ、ポスター等の作成のみを行う事業は対象外とする。
- 2 活性化事業
 - (1) 施設を整備する事業
 - ①街路灯整備、改修、撤去 ②カラー舗装 ③アーケード改修、撤去 ④アーチ整備、改修、撤去 ⑤モニュメント設置 ⑥放送用スピーカー設置 ⑦商店街会館建設、改修 ⑧商店街事務所設置、改修 ⑨統一看板設置 ⑩ポケットパーク整備 ⑪ファサード整備 ⑫来街者用トイレ設置 ⑬駐車場・駐輪場整備 ⑭基本設計、実施設計
 - (2) IT機能の強化を図るための事業
 - ①ホームページ作成 ②ポイントカード導入 ③デビットカード導入 ④IC多機能カード導入 ⑤Eコマース導入 ⑥POSシステム導入 ⑦携帯電話による情報発信 ⑧顧客情報システム導入 ⑨IT拠点整備
 - (3) 顧客利便機能の強化を図るための事業
 - ①お客様向け巡回バスの導入 ②タウンモビリティー導入 ③宅配事業 ④案内板設置
 - (4) コミュニティ機能の強化を図るための事業
 - ①空き店舗等を活用した事業(交流施設、保育施設、高齢者向け施設等) ②安全パトロール事業 ③エコマネーの導入、調査 ④エコ・リサイクル事業(ごみゼロ運動、リサイクル機器設置等)
 - (5) 組織力、経営力の強化を図るための事業
 - ①活性化計画策定 ②活性化委員会開催 ③来街者調査 ④購買動向調査 ⑤消費者懇談会 ⑥普及宣伝 ⑦専門家派遣 ⑧人材育成 ⑨振興組合化等支援 ⑩テナントミックス ⑪地域ブランド・商品開発 ⑫空き店舗等を活用した事業(創業支援施設、チャレンジショップ等)

- *活性化事業は、商店街等からの提案により内容を定める事業であり、各区分に掲げる細区分の事項は例示である。
- *「中心市街地活性化協議会の構成員たる特定会社及び公益法人」、「社会福祉法人」及び「特定 非営利活動法人」が実施する場合は、その事業を実施する商店街と連名での申請を行う場合に限 る。

別表2 (第3条関係)

1 イベント事業の補助対象経費

経費区分・内容	備考
事前周知に要する経費	
ポスター、チラシ等の制作費	
広告の新聞折り込み経費	1
新聞、雑誌等への広告掲載料	1
案内看板等の制作費	1
抽選会券、福引券等の印刷経費	1
金券、商品券の印刷経費	-
コピー代 (ポスター、チラシ作成用のみ)	会員への連絡用のものは対象外
商店街HPへ掲載した専用ページの作成委託料	ホームページ開設経費は対象外
会場設営及び運営委託に要する経費	
舞台設営、電気、装飾、照明、音響設備工事等に係	
る工事費	
会場賃借料	
イベントの企画、運営の委託に要する経費	
街路灯等の装飾イルミネーションの取付撤去委託	イベント実施期間外に係る費用は対
料	象外
会場警備、廃棄物処理等を委託する経費	
金魚すくい、輪投げ等のゲームを行うための経費	売上を伴う場合は、売上を補助対象経
模擬店設営費	費より差し引く。
景品購入費	
抽選会や福引の景品の購入に要する経費	・等級、本数、景品名、当選者数が確
	認できるものを具備
ビンゴ大会やクイズ大会等のゲーム景品・副賞	・不特定多数の者にあらかじめ周知し
	た個数以下の部分
商店会が発行する商品券で換品された部分の経費	※商店会発行商品券は、換品した各店
※景品単価1万円以下(消費税込)の部分	の領収書または受払簿を提出
総額で90万円以下の部分(送料は含めない)	
記念品購入費	1
イベント来場者・参加者に配布する記念品、無料配	
布物	た個数以下の部分
イベント来場者・参加者に無料で提供する模擬店の	,
材料費	
出演料	
大道芸やコンサート出演者への出演者に対する出	1件あたり1日100万円以下の部分
演科	
その他諸経費	时用光体4 000円以子の物外 体入人
イベント事業のために雇い入れた短期雇用者の賃	時間単価1,000円以下の部分。賃金台
金ノジント東サーの切り、乳供・梅口笠の担併に払け	帳提出
イベント事業への協力、設備、物品等の提供に対す	」※必引 冥惧音をもりりこと。

る個人又は団体への謝礼 (1団体又は1個人に対	現金での謝礼は対象外。
し、合計5,000円以内のもの)	
賠償責任保険、傷害保険料等	準備及び撤去期間を含む。
道路使用許可手数料	
事業系一般ごみ手数料又はごみ処理券購入費	
イベントで使用した共有物のクリーニング代	
撮影代	総額1万円以下の部分
事業実施に直接必要な備品購入費	レンタル可能な物は購入不可。耐用年
(イベント以外で使用できる汎用性が特に高いも	数を考慮し、安価で購入できるものを
のを除く)	除く。
事業実施に直接必要な消耗品費	使用量が確認できない場合は対象外
事業実施に直接必要な駐車場、倉庫等の賃借料	物品等の保管目的は除く。
模擬店材料費(有料で提供する場合)	現金販売のみ。(縁日券等、現金と縁
※売上げは、補助対象経費より差し引く。	日券、無料配布物との併用も不可)
·	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·

- ※ 100万円以上の経費(1イベントで1業者から合計して100万円以上の場合も含む)については、 3社以上の業者からの見積書を徴し、適正な価格の業者を選定すること。 (実績報告時に見積書 提出)
- 2 イベント事業の補助対象外とする経費

経費区分・内容	備考
役員や来賓等の特定の者に係る経費	
飲食費・交通費	
記念品に係る経費	
案内状送付に係る経費	
行政機関に対する謝礼	
ボランティアに係る経費	
実施主体である商店街関係者及びその親族に対して支出	- 出する経費
アルバイト賃金	
謝礼	商店従業員の休業日での手伝いは対 象
飲食費	
分担金以外の共催団体に対して支出する経費	
景品購入費	
景品単価が1万円を超える景品購入費(超えた部	
分)	
総額で90万円を超える景品購入費(超えた部分)	
現金、宝くじ	
事前周知した個数を超える景品購入費	
配布されていない景品購入費	
換品されていない商店会が発行する商品券購入費	
記念品購入費	
酒類の購入費	
イベント来場者一人一人に配布していないものの	
購入費	
不特定多数の者にあらかじめ周知していないもの	
の購入費	
事前周知した個数を超える記念品購入費	
謝礼について	

1	F	
	現金での謝礼	特定の個人に対するもの以外は対象
	1団体、または1個人に対し、合計5,000円を超え	外。
	る謝礼	
使用	実績のないもの	
補助	事業に直接必要のないもの	
	会議費	
	インターネットホームページの開設経費	イベント周知用ページの作成委託費
		を除く。
	周知用ポスターやチラシでイベントに直接関係の	
	ない部分	
	パソコンの周辺機器等の購入費	
	汎用性が特に高い備品購入費	
	補助対象経費以外の消耗品購入費	
	医薬品	
	イベント期間外の賠償責任保険料、損害保険料等	
	イベント中止の際に保険金が給付される保険の保	
	険料	
	総額1万円を超える撮影費(超えた部分)	
	時間単価1,000円を超える部分の短期雇用者の賃金	
	広告宣伝費以外に係るコピー代	
	収入印紙代	

<<その他>>

- 1 年度をまたがって実施するイベントの経費
- 2 下記の条件を満たさない領収書の経費
 - ・ 領収書のあて先が「商店会」であること。
 - ・ 領収書に、日付・金額・購入品目・単価・個数(規模)・発行元名・発行元印があること。
 - ・ 領収書に単価・個数 (規模) の記載がない場合は、請求書、内訳書、納品書の提示ができること。
 - ・ 領収書が当該年度内に発行されているもの。
- 3 活性化事業の補助対象経費

区分・内容	摘要
施設整備に要する経費	
施設の設置、改修及び撤去に係る工	
事費	
建物、施設、施設案内板等の固定的	
施設の購入費又は設置費	
工事実施に係る設計、施工管理等を	
委託する経費	
レイアウト、デザイン等を委託する	
経費	
	事業開始日から起算して3年を経過した日の属する
駐車場・駐輪場用地借上げのための	月の前月末日までを限度とする。(ただし、地域連携
土地賃借料	事業については事業開始日の属する年度の3月31日
	までを限度とする。) 月額30万円を限度とする。
機器、設備、物品等の購入費及び賃	
借料	
IT機能の強化に要する経費	

ホームページの作成等を専門会社	±
に委託する経費	──ホームページ開設事業は50万円を限度とする。
ホームページの作成等に伴うパン	/ 一
コン等購入費	
各種カード端末機等の購入費	
顧客利便機能の強化に要する経費	
宅配用等の車両購入費	
案内板等の固定的施設の購入費と	ζ
は設置費	
商店街マップの作成に伴うデザー	<u> </u>
ン費又は印刷費	「商店街マップ事業は20万円を限度とする。
コミュニティ機能の強化に要する経	.
空き店舗の改装費	
中 () 中 () () () ()	
空き店舗活用事業に係る建物賃付	
料	事業については事業開始日の属する年度の3月31日
17	までを限度とする。)月額30万円を限度とする。
機器、設備、物品等の購入費及び	
	`貝
借料	
組織力、経営力強化に要する経費	
専門家、委員、研修会等の講師等	(2)
対する謝金、講演料	
各種調査に係る謝金	
会場賃借料	
テキスト、参考図書、資料等の購	[入]
費	
テキスト、報告書等の原稿料、印	1刷
製本費	
研修会、後援会等への参加費	
フラッグ、商店街カード等の購入	費
ポスター、チラシ等の制作費	
広告の新聞折り込み経費	
新聞、雑誌等への広告掲載料	
イベントに係る経費	イベント事業の補助対象経費のとおり
上記経費に係る事業に付随する経費	THE PART HEROTONICAL PROPERTY OF THE PARTY O
事業に要する送料、運送料、自動	1亩
世上料 (世上料)	, -
事業に要する臨時に雇い入れた知	<u> </u>
期雇用者の賃金	
	.
事業実施に直接必要な備品購入引	
事業実施に直接必要な消耗品費	
振込手数料	

- *各区分に掲げる細区分の事項は例示である。
- *100万円以上の経費については、複数業者からの見積書を徴し、適正な価格の業者を選定すること。
- 4 活性化事業の補助対象外となる経費

区分・内容	摘要
法定耐用年数に満たない既存施設に係る	

機能維持を目的とした修繕、保守等に係る	
経費	
既存施設の消耗品の交換に係る経費	
土地の取得、賃借、造成、補償に係る経費	駐車場及び駐輪場整備に係る土地賃借料は除く。
別途定める経費単価を超える経費	短期雇用者の時間給、専門家等に対する謝金、街路
	灯1基当たりの設置単価等、パソコン及び周辺機器
	の購入単価等
使用実績がないもの	
補助事業に直接必要のない経費	
イベントに係る経費	イベント事業の補助対象外とする経費のとおり

様式 略

杉並区新・元気を出せ商店街事業費補助金交付要綱実施細目

平成24年6月29日 杉並第18054号

改正 平成25年3月15日杉並第62815号

- 1 杉並区新・元気を出せ商店街事業費補助金交付要綱(平成24年6月29日杉並第17998号。以下「要綱」という。)第2条関係
 - (1) 第2条(2)イに規定する「事業協同組合」については、同条(2)ウに該当するものとする。
 - (2) 第2条(7)の規定に係る別表1に例示する「2活性化事業」の取扱いについては、次に掲げるとおりとする。
 - ア 「改修」とは、既存施設の機能を高め、又は耐久性を増すための改修とし、経常的経費や法 定耐用年数に満たない施設に係る改修は対象としない。
 - イ 「撤去」とは、別表に基づく法定耐用年数が経過している施設を対象とし、老朽化等により 危険度が著しく高い場合に限り、撤去のみを行う事業を対象とする。
 - ウ 「空き店舗等を活用した事業」とは、空き店舗の取得又は建替に係る事業は対象としない。
 - (3) 第2条(7)アに規定する「内容が経常的な性格を有する事業」とは、継続的又は定期的に発生する保守料及び使用料等に係る事業、法定耐用年数に満たない既存施設に係る機能維持を目的とする修理又は保守に係る事業等をいう。
- 2 要綱第3条関係
 - (1) 第3条に規定する「区長が特に必要かつ適当と認めるもの」とは、使途、単価、規模等が明らかであることが確認できる経費をいう。
 - (2) イベント事業実施に伴う売上げがあった場合は、補助対象経費の合計額から売上げを差し引いた経費のうち(1)に掲げる経費を交付対象とする。ただし、売上げが確認できない場合は売上げに係る経費を(1)に掲げる経費から除くものとする。
- 3 要綱第5条関係
 - (1) 第5条に規定する「区長が定める期日」については、毎年度ごとに別に定める。
 - (2) 第5条に規定する補助金交付申請書に添付する「必要な書類」とは、事業の内容及び経理内容がわかる書類をいう。
- 4 要綱第8条関係
 - 第8条に規定する「必要な書類等」とは、次に掲げるものをいう。
 - ア 経費の名目、単価、規模及び日付が明らかである領収書の写し。ただし、領収書に単価、規模等の記載がない場合は、請求書、内訳書、納品書、契約書及び引渡書等
 - イ 領収書のみでは、経費の支出目的、使途及び実態等が確認できないものについては、成果物、 ポスター、チラシ、写真等
 - ウ ア、イにおいて確認できない場合、預金通帳、現金出納簿、備品台帳、口座振替依頼書、固 定資産台帳等の帳簿類より確認できる経費
 - エ 業者選定を行った場合にその経過がわかる書類
- 5 要綱第9条関係

第9条第2項に規定する「第4条の規定により算出する額」は、補助金交付決定時と同様の算出 方法を用いて得た額をいう。

6 要綱第10条関係

第10条第1項に規定する「区長が特に必要があると認める経費」とは、契約により、工事若しくは製造その他について請負契約に係る既済部分又は物件の買入契約に係る既納部分に対し、その完済前に代価の一部を支払う必要があると認められる場合をいう。

7 要綱第16条関係

(1) 第16条第1項に規定する「区長が別に定める期日」とは、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年3月31日大蔵省令第15号)別表第一」による耐用年数の経過した日とする。

(2) 第16条第1項の規定により、取得財産等処分承認申請書の提出があった場合は、「補助金等 交付財産の財産処分承認基準(平成23年6月1日23財主財第38号)」による承認基準に準じて取り扱うものとする。

附則

この規定は、平成24年4月1日から適用する。

附 則 (平成25年3月15日杉並第62815号)

この規定は、平成25年4月1日から施行する。

別表(1関係)

耐用年数表 (抜粋)

構造又は用途(細目)	耐用年数
アーケード又は日よけ設備 (主として金属製のもの)	15年
舗装道路及び舗装路面(コンクリート敷、ブロック敷、れんが敷又は石敷のもの)	15年
金属造のもの(街路灯、ガードレール)	10年
事務機器及び通信機器 (電子計算機〈パーソナルコンピュータ(サーバー用のものを除く)〉)	4年
ソフトウェア (その他のもの)	5年

<u>イベント事業補助金のてびき</u>

1 申請を希望する場合

期限厳守でね!

【提出書類】

- □ 杉並区新・元気を出せ!商店街事業費補助金交付申請書【第1号様式】
- □ 事業計画書【別紙1】
- □ 事業費経費別明細(補助対象経費一覧表)【別紙2】
- □ 収入明細【別紙3】
- ※ 複数事業を申請される場合、上記の書類をコピーして事業ごとにご記入ください。

【提出期限】 平成25年3月1日(金)まで

※「平成25年度 商店街支援事業利用希望調査書」と同時にご提出ください。

【提出先】 杉並区商店会連合会(インテグラルタワー2階) 〒167-0043 杉並区上荻1-2-1 電話3220-1221

2 補助対象となるイベント事業について

対象となる	① 商店街が単独で行うイベントに係る事業
イベント	② 複数の商店街が共同で行うイベントに係る事業(共催事業)
コハフト	③ 商店街の連合会、商工会議所が行うイベントに係る事業
尹未	④ 商店街又は商店街等の団体が上記①~③の行事に参加する事業
要件	① 当該商店街の 街区内 で行うこと。
 	
	1商店会1ヵ年度につき3回まで
対象回数	※但し、単独事業は2回まで
	例)単独1回・共催2回 共催のみ3回でも可
対象経費	当該年度内に支出された、イベントの開催期間の準備、開催、撤去等
	に係る <u>直接必要な経費</u> (※補助対象経費一覧参照)

- 3 補助スキームと補助限度額 (※ただし、補助決定額の範囲内とする。)
 - (1)補助対象経費が100万円を超える場合 …補助率 2/3・補助限度額 300万円

東京都 1/3	杉並区 1/3	商店街 1/3
---------	---------	---------

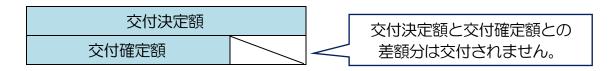
(2)補助対象経費が100万円以下の場合 …補助率5/6

|--|

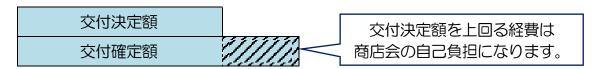
4 補助金の交付額について 注意!

- ・補助対象経費 100 万円超で交付決定した事業は、事業実績で 100 万円以下になっても補助率は 2/3 のままで交付額を確定します。ご注意ください。
- ・補助金の<u>交付確定額</u>は、実績報告の内容を審査し、交付申請時の対象経費と実績報告時の 対象経費の少ない方の額に、交付申請時の算定基準(5/6 or 2/3)を適用し、算出します。

◇交付申請時の経費〉実績報告時の経費の場合

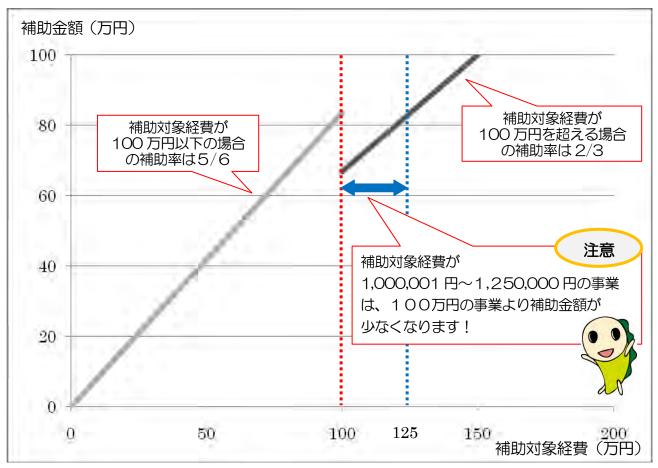


◇交付申請時の経費く実績報告時の経費の場合





事業費により適用補助率が変わることにより、一定幅の事業費において、補助額の逆転現象が生じます。

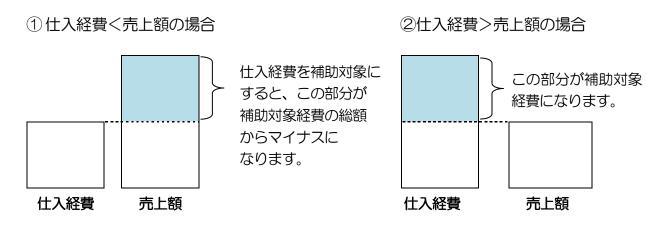


- 例) 総事業費99万円で申請した場合:補助率5/6を適用、補助限度額は825,000円 総事業費101万円で申請した場合:補助率2/3を適用、補助限度額は673,000円
 - ⇒補助限度額(交付決定額)に約 15 万円の差が発生します!事業計画を作成する際は、 この点に留意し経費見積りの積算を行ってください。

5 売上げの取扱について

イベント事業において、模擬店やフリーマーケットなどを実施し、売上げが発生する場合、 売上げの取扱は以下のとおりとなります。

収益事業に係る経費を補助対象経費に組み入れるかどうかは、各商店会で判断してください。



※売上げをチャリティとして寄付する場合も、売上げに該当します。

6 補助対象経費について ※詳細は対象経費一覧をご覧ください。

(1) 事前周知について

チラシ・ポスター等作成の際は、以下の点にご注意ください。

正式なイベント名を記載※1

意思の題し

平成 25 年 12 月 1 日~12 月 24日

お楽しみ抽選会 12月24日開催!

期間中、商店会加盟店にて 1,000 円のお買い物につき 抽選券 1 枚を差し上げます! 各景品の**等級・品名・数量** (本数)を明記。明記されていない場合は対象外。 品物の種類が多く掲載できな

い場合は、別に一覧表を掲示。

特賞	商店会お買い物券(1万円分)	5本
1等	商店会お買い物券(5千円分)	10本
2等	50本	
3等	50本	
残念賞	ティッシュ	100本

抽選会にご来場の方先着200名様に

<u>ジュース</u>をプレゼント!

なみすけ商店会

無料配布品や記念品の 用意数を明記。明記され ていない場合や「もれな く」の周知は対象外。

正式な商店会名を記載※1

抽選会場等に掲示し、 掲示している様子を 写真に撮って提出※2

注意!

- ※1 「正式なイベント・商店街名」とは、申請書類に記載していただいたものです。
- ※2 各景品・記念品などの品名及び数量が記載されたもの(ポスター類※ポスターとは別に作成した景品の一覧表も含む)は、抽選会場等に掲示してあるところを**必ず** 写真に撮ってください。
- ※3 記念品などの無料配布を実施する場合、無料配布を行っている時の現場写真を 撮ってください。
- ※4 チラシ・ポスターについては、実績報告時に現物を提出していただくことになっています。捨てずに必ず保管してください。





景品表記の悪い例

特賞	商店会お買い	5本	
1等	商店会お買い	10本	
残念賞	生活用品等	もれなくプレゼント!	

「等」まとめた表記は×

※予定より来場者数が多く、周知した個数に買い足した場合。(景品・記念品共通)

事前周知していた分 ジュース 200 個 + 買い足した分 ジュース100個

🛶 買い足した分 100 個は対象外

- ※<u>景品の末等についても必ず個数を表記してください。但し、景品総数が記載されている場合は末等について「もれなく」の表記が可能です。</u>
 - ➡ 記念品を「来場者にもれなくプレゼント」の記載では対象外。必ず個数を明記!

※その他の事前周知費用

	経費	対象	備考
チラシやポスター	作成に必要な用紙	\triangle	作成数に比べ著しく多く購入している場合は×
を自分達で作成	インクやトナー	×	使った量が分からないため対象外。
する場合	文房具類	×	汎用性が高いため対象外。
商店街のマップや	印刷終費	^	イベントの周知に直接関係のないものは×
個店の広告など	CIJI們社員	\triangle	会場案内やイベントの配布物の取扱説明は対象。
ホームページ	委託費	^	イベント周知用のページ部分の作成費用が明確
ハームハージ	安託負		に把握できるときのみ対象。

(2) 景品購入費・記念品購入費

- ・商店会発行の商品券を景品・記念品にした場合。
 - <u>換金した部分</u>のみ対象。 各店の領収書、又は受領印が押印してある受払簿を提出。
 - ※領収書又、換金簿には、必ず内訳に $@\sim \hbox{Pl} \times \sim \hbox{枚}$ と、記載してください。



景品、記念品、謝礼の複数にまたがって商品券を発行する場合、色分けや 目印等を付けて区別できるようにし、別々に報告してください。 ・景品には上限額があります。 単価1万円以下(消費税を含む)、景品総額90万円以下 【注意】景品ペア旅行券(1人8千円)→景品単価は1万6千円 =6千円は対象外

(3) 会場設営及び運営委託に要する経費について

・イベント会場の賃借料…イベントの<u>準備から撤去までの期間</u>は対象 【注意】貸主が実施主体である商店会関係者、その同居する親族の場合は、 賃貸借契約書を取り交わし、実績報告書と共に提出。

(4) 出演料について

1件あたり1日100万円以下の部分が対象経費となります。

出演料は、食事代、交通費等を含んだ金額です。

つまり、出演料を支払った場合は、その他の経費(食事代、商店街で負担した駐車場代等)は、対象外となります。

(5) 謝礼について

※謝礼としてお弁当や飲み物等を提供する場合、必ず受取った個人または団体の **受領書**が必要です。受領書がない場合、対象外となります。

対象	対象外
_	・現金での謝礼は×
・出演料やアルバイト賃金、謝礼の代わりに弁当や 飲み物を提供した場合 ・特定の個人に対して配布するもの。	・出演料、アルバイト賃金、謝礼に <u>加えて</u> 提供する 飲食費等 ・打ち上げなどの宴会経費、飲食店での食事代 ・不特定の個人に対するもの
・1個人に対し、合計 5,000 円以内のもの。	・1個人に対し、合計 5,000 円を超える部分。
・各商店の従業員が休日の場合の謝礼	・行政機関、実施主体の商店会関係者、その親族

※受領書の例(受領書を作成、または謝礼台帳に印をもらうこと。)

 受領書

 A 商店会様

 OOイベントの警備として果物セットを受領しました。

 平成〇〇年〇月〇日

または

	イベン	小名 商	店街名		
相手先	住所	謝礼理由	品物	金額	
なみすけ	00	イベント警備	果物	3,000	
	•				-

謝礼台帳

別紙6

※団体の場合

「品物名(金額)×〇人分」

「団体名・代表者名 ⑩」も記載する

なみすけ 卵

6

(6) 備品購入費・消耗品費について

レンタル可能なものを購入した場合は対象外。

ただし、レンタルよりも安価で購入でき、かつ<u>イベント事業にのみに</u>使用されたと客観的 に判断できる備品は対象となります。(根拠書類の提出が必要となります。)

1 備品購入費と消耗品費の違い

購入品単価が1万円以下(消費税を含む)のもの ⇒消耗品費 購入品単価が1万円を超える(消費税を含む)もの ⇒備品購入費(備品台帳提出)

- 2 備品を修理した場合、修理代は経常的な経費になりますので対象外となります。
- 3 イベント来場者の怪我や病気に備えて購入された医薬品は、対象外となります。 ただし、インフルエンザやノロウィルスなど感染予防のため購入した消毒液は対象とします。

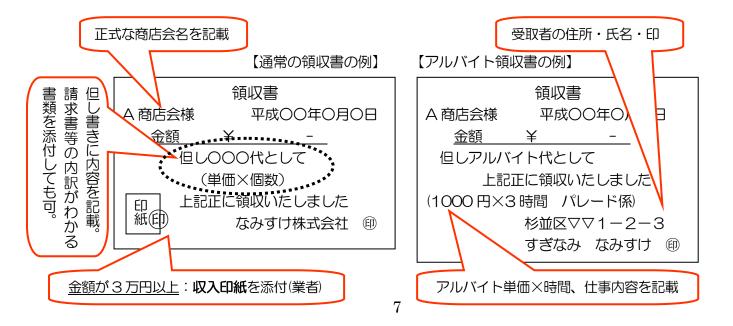
7 その他

1【実績報告作成時の注意点】

- ・交付決定があっても、イベントが実施されなければ補助金は交付できません。費用が生じていた場合でも、雨等で中止となった事業にかかる経費は、補助の対象とはなりません。
- ・実績報告書は、イベント終了後1カ月以内に提出をお願いいたします。
- ・銀行振込で料金を支払った場合も、領収書は必要となりますのでご注意ください。
- ・契約書や請求書、領収書(レシートも含む)の宛名が記載漏れであったり、正式な商店 街名でない場合、補助対象外となる可能性があります。

(例) 東京〇〇通り商店街振興組合(通称さんさんロード) の場合の宛名

- 1 東京○○通り商店街振興組合⇒○
- 2 ○○商店街⇒×(記載漏れ)
- 3 東京○○通り商店会振興組合⇒×(会→街)
- 4 さんさんロード⇒×(正式名称ではない)



・レシートに記載されている品名が「品番号」である場合があります。何の商品を購入したのか不明確なため、「品名・単価・個数」を記載した領収書を新たに発行してもらい、 提出するようにしてください。

>・クレジットカード・ポイントカード等で代金を支払い、ポイントを取得した場合、ポイントに相当する金額が対象外となります。ポイントを取得した場合は、ポイントに相当する金額を領収書に記入し、計算の根拠となる資料と併せて提出してください。<u>この金額が</u>不明確な場合は、購入経費自体が対象外となります。

2 【交付決定した事業が中止もしくは事業内容に変更が生じた場合の取扱い】

・事業が、中止又は変更となった場合は補助事業内容の変更等承認申請書を、事業実施前に必ず提出してください。

※ただし、①事業名を変更する、②事業の実施期間を1カ月以上早く(遅く)する、以外の場合は変更申請は不要です。

3 【産業振興センターからのお願い】

・補助対象経費の見積りについては、交付申請までの期間を利用し、できるだけ具体的に 計画したうえで、積算をお願いいたします。

(例年通り同じ金額を出さず、前年度の実績を参考に計画してください。)

イベント事業補助金のてびき

1 実績報告提出書類

期限厳守でね!

【提出書類】

- □ 杉並区新・元気を出せ商店街事業実績報告書【第5号様式】
- □ 事業内容書【別紙1】
- □ 事業費経費別明細【別紙2】
- □ 収入明細【別紙3】
- □ 景品台帳【別紙4】 賃金台帳【別紙5】 謝礼台帳【別紙6】
- 備品台帳【別紙7】 売上台帳【別紙8】
- □ 別紙2に係る領収書(写)

(写真は、イベント内容を確認できるものを提出してください。特に経費に関わるもの は必ず、撮影してください。)

- □ ポスターやチラシ等の成果物
 - (成果物については、捨てずに保管し実績報告時に現物を提出)
- □ 補助金交付請求書兼□座振替依頼書【第7号様式】
- □ 委任状(通帳の名義が会長以外の名義になっている場合のみ必要です。)
- □ イベント事業に係る出納簿等(写)
- ※ 事業を複数申請されている場合、上記の書類をコピーして事業ごとにご記入ください。

【提出期限】

イベント事業終了日から1カ月以内

【提出先】

杉並区商店会連合会

〒167-0043 杉並区上荻1-2-1 インテグラルタワー2 階電話 3220-1221

【その他】

- 各提出書類の記載については、記入例を参考にしてください。
- 書式の電子データを希望される場合は、メールにて送付させていただきます。下記のメールアドレスまでご連絡ください。

【問い合わせ先】

杉並区産業振興センター産業観光係

TEL: 5347-9138 FAX: 3392-7052

Mail: sangyo-k@city.suginami.lg.jp

2 補助対象経費について ※詳細は対象経費一覧をご覧ください。

(1) 事前周知について

チラシ・ポスター等作成の際は、以下の点にご注意ください。

正式なイベント名を記載※1

意思の過じ

平成 25 年 12 月 1 日~12 月 24日

お楽しみ抽選会 12月24日開催!

期間中、商店会加盟店にて 1,000 円のお買い物につき 抽選券 1 枚を差し上げます! 各景品の**等級・品名・数量** (本数) を明記。明記されてい

ない場合は対象外。 品物の種類が多く掲載できな

い場合は、別に一覧表を掲示。

特賞	商店会お買い物券(1万円分)	5本		
付貝	何心云の貝(1例分(17月7)	5年		
1等	1等 商店会お買い物券(5千円分)			
2等	商店会お買い物券(1千円分)	50本		
3等 お米 (5kg)		50本		
残念賞	100本			

抽選会にご来場の方先着200名様に

<u>ジュース</u>をプレゼント!

なみすけ商店会

無料配布品や記念品の 用意数を明記。明記され ていない場合や「もれな く」の周知は対象外。

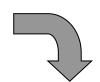
正式な商店会名を記載※1

抽選会場等に掲示し、 掲示している様子を 写真に撮って提出※2

知は 刈家外。

注意!

- ※1 「正式なイベント・商店街名」とは、申請書類に記載していただいたものです。
- ※2 各景品・記念品などの品名及び数量が記載されたもの(ポスター類※ポスターとは別に作成した景品の一覧表も含む)は、抽選会場等に掲示してあるところを必ず写真に撮ってください。
- ※3 記念品などの無料配布を実施する場合、無料配布を行っている時の現場写真を 撮ってください。
- ※4 チラシ・ポスターについては、実績報告時に現物を提出していただくことになっています。捨てずに必ず保管してください。





景品表記の悪い例

特賞	商店会お買い	5本	
1等	商店会お買い	10本	
		\$	
残念賞	生活用品等	もれなくプレゼント!	

「等」まとめた表記は×

※予定より来場者数が多く、周知した個数に買い足した場合。(景品・記念品共通)

事前周知していた分 ジュース 200 個 - 買い足した分 ジュース100個

■ 買い足した分 100 個は対象外

※<u>景品の末等についても必ず個数を表記してください。但し、景品総数が記載されている場合は末等について「もれなく」の表記が可能です。</u>

➡ 記念品を「来場者にもれなくプレゼント」の記載では対象外。必ず個数を明記!

※その他の事前周知費用

	経費	対象	備考
チラシやポスター	作成に必要な用紙	\triangle	作成数に比べ著しく多く購入している場合は×
を自分達で作成	インクやトナー	×	使った量が分からないため対象外。
する場合	文房具類	×	汎用性が高いため対象外。
商店街のマップや	印刷終費	^	イベントの周知に直接関係のないものは×
個店の広告など		Δ	会場案内やイベントの配布物の取扱説明は対象。
ホームページ	委託費	^	イベント周知用のページ部分の作成費用が明確
ハームハージ	女託負	\triangle	に把握できるときのみ対象。

(2) 景品購入費・記念品購入費

- 商店会発行の商品券を景品・記念品にした場合。
 - <u>換金した部分</u>のみ対象。 各店の領収書、又は受領印が押印してある受払簿を提出。

※領収書又、換金簿には、必ず内訳に $@\sim ext{円} imes\sim ext{枚}$ と、記載してください。



景品、記念品、謝礼の複数にまたがって商品券を発行する場合、色分けや 目印等を付けて区別できるようにし、別々に報告してください。 景品には上限額があります。

単価1万円以下(消費税を含む)、景品総額90万円以下 【注意】景品ペア旅行券(1人8千円)→景品単価は1万6千円 =6千円は対象外

(3) 会場設営及び運営委託に要する経費について

・イベント会場の賃借料…イベントの<u>準備から撤去までの期間</u>は対象 【注意】貸主が実施主体である商店会関係者、その同居する親族の場合は、 賃貸借契約書を取り交わし、実績報告書と共に提出。

(4) 出演料について

1件あたり1日100万円以下の部分が対象経費となります。

出演料は、食事代、交通費等を含んだ金額です。

つまり、出演料を支払った場合は、その他の経費(食事代、商店街で負担した駐車場代等)は、対象外となります。

(5) 謝礼について

※謝礼としてお弁当や飲み物等を提供する場合、必ず受取った個人または団体の **受領書**が必要です。受領書がない場合、対象外となります。

対象	対象外
_	・現金での謝礼は×
・出演料やアルバイト賃金、謝礼の代わりに弁当や飲み物を提供した場合・特定の個人に対して配布するもの。	・出演料、アルバイト賃金、謝礼に加えて提供する 飲食費等・打ち上げなどの宴会経費、飲食店での食事代・不特定の個人に対するもの
• 1個人に対し、合計 5,000 円以内のもの。	1個人に対し、合計 5,000 円を超える部分。
・各商店の従業員が休日の場合の謝礼	• 行政機関、実施主体の商店会関係者、その親族

※受領書の例(受領書を作成、または謝礼台帳に印をもらうこと。)

 受領書

 A 商店会様

 OOイベントの警備として果物セット

平成〇〇年〇月〇日 なみすけ ⑩ または

	イベン	ノト名 商	店街名		
相手先	住所	謝礼理由	品物	金額	
なみすけ	00	イベント警備	果物	3,000	

謝礼台帳

別紙6

※団体の場合

を受領しました。

「品物名(金額)×〇人分」

「団体名・代表者名 ⑩」も記載する

(6) 備品購入費・消耗品費について

レンタル可能なものを購入した場合は対象外。

ただし、レンタルよりも安価で購入でき、かつ<u>イベント事業にのみに</u>使用されたと客観的 に判断できる備品は対象となります。(根拠書類の提出が必要となります。)

1 備品購入費と消耗品費の違い

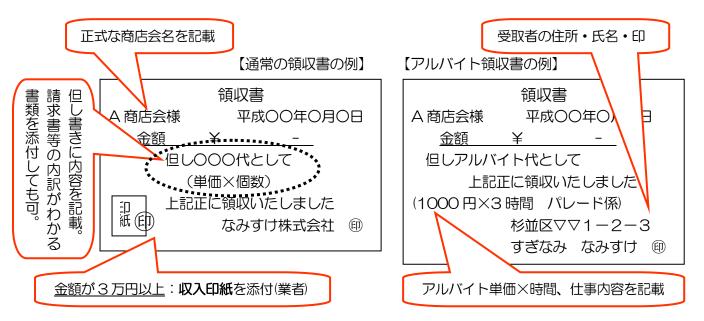
購入品単価が1万円以下(消費税を含む)のもの ⇒消耗品費 購入品単価が1万円を超える(消費税を含む)もの ⇒備品購入費(備品台帳提出)

- 2 備品を修理した場合、修理代は経常的な経費になりますので対象外となります。
- 3 イベント来場者の怪我や病気に備えて購入された医薬品は、対象外となります。 ただし、インフルエンザやノロウィルスなど感染予防のため購入した消毒液は対象とします。

3 その他

1 【実績報告作成時の注意点】

- ・交付決定があっても、イベントが実施されなければ補助金は交付できません。費用が生 じていた場合でも、雨等で中止となった事業にかかる経費は、補助の対象とはなりません。
- 実績報告書は、イベント終了後1カ月以内に提出をお願いいたします。
- 銀行振込で料金を支払った場合も、領収書は必要となりますのでご注意ください。
- ・契約書や請求書、領収書(レシートも含む)の宛名が記載漏れであったり、正式な商店 街名でない場合、補助対象外となる可能性があります。
 - (例) 東京〇〇通り商店街振興組合(通称さんさんロード) の場合の宛名
 - 1 東京○○通り商店街振興組合⇒○
 - 2 ○○商店街⇒×(記載漏れ)
 - 3 東京○○通り商店会振興組合⇒×(会→街)
 - 4 さんさんロード⇒×(正式名称ではない)



- ・レシートに記載されている品名が「品番号」である場合があります。何の商品を購入したのか不明確なため、「品名・単価・個数」を記載した領収書を新たに発行してもらい、 提出するようにしてください。
- ・クレジットカード・ポイントカード等で代金を支払い、ポイントを取得した場合、ポイントに相当する金額が対象外となります。ポイントを取得した場合は、ポイントに相当する金額を領収書に記入し、計算の根拠となる資料と併せて提出してください。<u>この金額が</u>不明確な場合は、購入経費自体が対象外となります。
- ・課税文書(領収書等)には、印紙税法に則り金額に応じた印紙を貼りつけてください。
 ※不明な点があれば最寄りの税務署へお尋ねください。

3 【産業振興センターからのお願い】

- ・実績報告書、請求書に押印する印鑑は全て統一してください。
- →申請書・実績報告書・請求書に押印する印鑑は全て同じとなります。
- 補助金交付請求書兼口座振替依頼書は正確にご記入ください。
- →□座名義人を記載する欄での間違いが多く見られます。
 - 例)〇〇通り商店街 (フリガナ 〇〇ド<u>オ</u>リショウテンガイ) (フリガナ 〇〇ドウリショウテンガイ)
 - 1字の間違いだけでも振込不能となってしまいますのでご注意願います。

平成26年度 杉並区新・元気を出せ! 商店街事業~イベント編~ 【会計マニュアル】



杉並区産業振興センター産業観光係

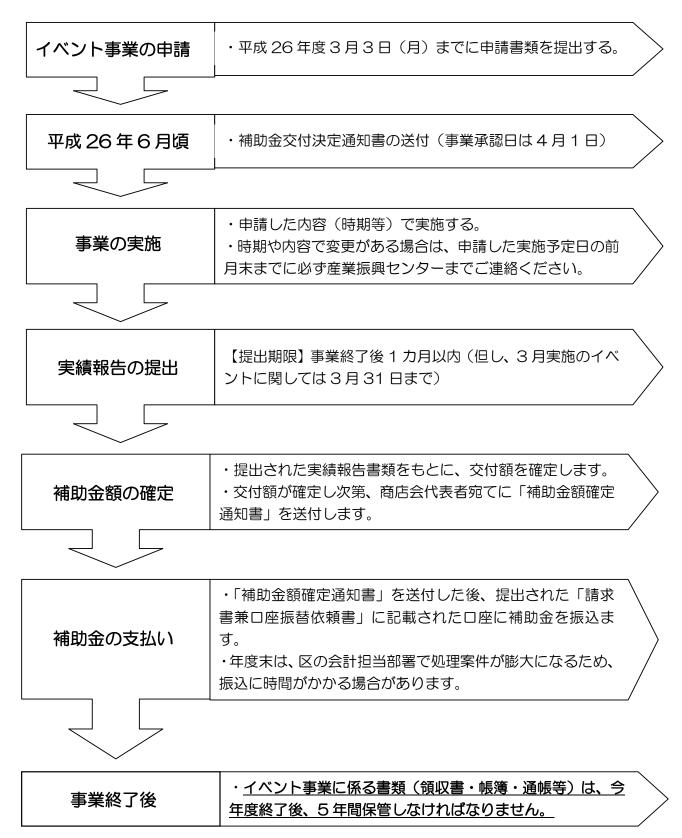
電 話 03-5347-9138

FAX 03-3392-7052

目次

1.	平成 26 年度イベント事業全体の流れ・・・・・P.2
2.	補助対象となるイベント事業について・・・・・P.3
	(1)補助スキームと補助限度額(2)補助金の交付額について(3)補助額の逆転現象
3.	補助対象経費について・・・・・・・・P.5~9
	(1)事前周知に係る費用(2)会場設営及び運営委託に要する経費(3)景品購入費(4)記念品購入費(5)出演料(6)その他諸経費
4.	平成 26 年度 イベント事業注意事項・・・・・P.10~12
	(1) ポスター、チラシの記載例(2) 領収書見本
5.	事業申請について・事業変更又は中止について・・P.13~17
	(1)申請に必要な書類(2)提出期限(3)提出先書類作成時の注意事項※記入例①~④
6.	事業実績報告について・・・・・・・・P.18~28
	(1)実績報告に必要な書類 ※記入例⑤~⑪
【参	 考】提出写真の撮影例・・・・・・・・・・P 29~31

1. 平成 26 年度イベント事業全体の流れ



2. 補助対象となるイベント事業について

	① 商店街が単独で行うイベントに係る事業
対象となる	② 複数の商店街が共同で行うイベントに係る事業(共催事業)
イベント事業	③ 商店街の連合会、商工会議所が行うイベントに係る事業
	④ 商店街又は商店街等の団体が上記①~③の行事に参加する事業
	① 当該商店街の街区内で行うこと。
要件	② 連続する期間に行うこと。
	1商店会1ヵ年度につき3回まで
対象回数	※但し、単独事業は2回まで
	例)単独1回・共催2回 (共催のみの3回でも可)
动 各级群	当該年度内に支出された、イベントの開催期間の準備、開催、撤去
対象経費	等に係る <u>直接必要な経費</u>

(1)補助スキームと補助限度額 (※ただし、補助決定額の範囲内とする。)

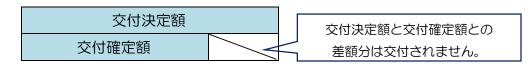
①補助対象経費が100万円を超える場合 …補助率 2/3・補助限度額 300万円

東京都 1/3	杉並区 1/3	商店街 1/3
---------	---------	---------

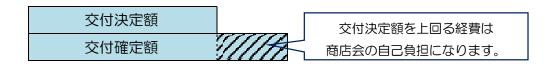
②補助対象経費が100万円以下の場合 …補助率 5/6

(2)補助金の交付額について 注意!

- ・補助対象経費 100 万円超で交付決定した事業は、事業実績で 100 万円以下になっても補助率は 2/3 のままで交付額を確定します。ご注意ください。
- ・補助金の<u>交付確定額</u>は、実績報告の内容を審査し、交付申請時の対象経費と実績報告時の 対象経費の少ない方の額に、交付申請時の算定基準(5/6 or2/3)を適用し、算出します。
 - ◇交付申請時の経費>実績報告時の経費の場合

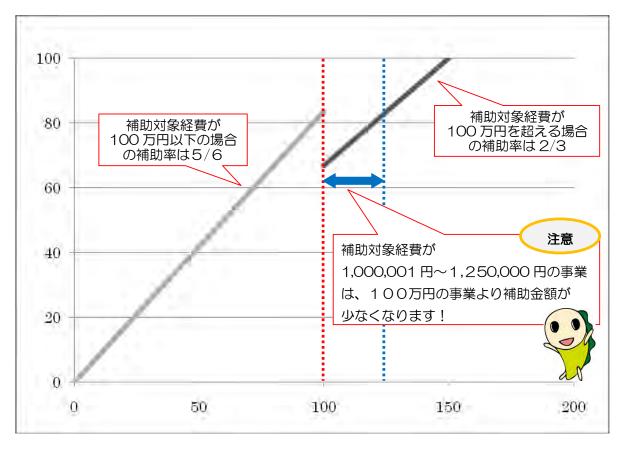


◇交付申請時の経費く実績報告時の経費の場合



(3)補助額の逆転現象

事業費により適用補助率が変わります。一定幅の事業費において、下記表のような補助額の逆転 現象が生じます。下記表を参考にし、事業計画を行ってください。



(4) 収益(売上等)の取扱いについて

①イベント事業において、模擬店やフリーマーケット等を実施し、収益(売上や出店料、抽選券売上等)が発生する場合、収益分について補助対象経費から差し引かれますのでご注意ください。 また、売上をチャリティとして寄付する場合であっても売上に該当します。

※収益事業に係る経費を補助対象経費に組み入れるかどうかは、各商店会で判断してください。

②パンフレット、ポスター、チラシ等に関する広告掲載収入についても上記のように収益に該当します。 したがって、補助対象経費から差し引かれますのでご注意ください。

3. 補助対象経費について

(1) 事前周知に係る費用

_				
	区分	対象となるもの	領収書の他に提出するもの	対象外となるもの
	ポスター、チラシ、立て看板、抽	・申請したイベント名・正式な商店会名・実施日の記	口現物、成果物	・左記、提出書類がない場合
	選券、福引券等の製作・印刷経費	載があること	作成したポスター、チラシ、	・正式なイベント名、商店会名が記載されてな
		・抽選会・ゲーム等の景品、記念品等の無料配布物が	抽選券等	い場合
	※ポスター、チラシ作成の際は作	ある場合は、各景品の等級・品名・数量(本数)を明	口写真	・当該イベント以外の内容が記載されている場
	成例を参考にしてください。	記すること	ポスター、看板等を掲示した	40
		・抽選会等実施する場合は、参加条件(換金期限の記	様子が分かるもの	
		載を含む)を記載すること		
•	広告の新聞折り込み経費	・上記チラシを新聞等に折り込んでいる場合の折り込		
		み料、ポスティング経費等		
-	新聞、雑誌等への広告掲載料	・新聞、雑誌、TV等への広告掲載料	口成果物 (掲載されたもの)	・イベント各の入っていないもの
180				・イベントと関係のない内容が掲載されたもの
-	案内看板、フラッグ、横断幕等の	・申請したイベント名・正式な商店会名・実施日の記	口写真	・正式なイベント名、商店会名が記載されてな
	製作費	載があること	フラッグや横断幕が設置さ	い場合
		・加えて、フラッグや横断幕等については当該イベン	れているところが確認できる	・当該イベント限定であることが確認できない
		ト限定であることが分かるように記載すること	\$ <i>0</i>	50000000000000000000000000000000000000
•	ポスター・チラシ作成に要するコ	・ポスター・チラシ作成の場合のみ	ロコピーした内容が分かるも	・インクやトナー代、文房具類
	よ よ り れ	・用紙代	6	・用紙代(作成数に比べ著しく多く購入してい
				る場合(は対象外)
				・内部資料(会議資料等)に係るコピー代
				・会員がポスター等の原稿を作成した経費や、
				会員の所有しているコピー機等でのコピー・印
				刷をした場合の経費
	HPへの専用ページ作成経費	・商店街HPへ掲載した専用ページの作成委託料	ロHP掲載部分のコピー等	・HP開設経費
				・イベントと関係ない内容が掲載されたもの

(2) 会場設営及び運営委託に要する経費

		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
区分		対象となるもの	領収書の他に提出するもの	対象外となるもの
舞台設営、電気、装飾、照	照明、音	・イベント会場の設営に係る経費(イベントに伴う分	口見積書、契約書	・提出書類に不備がある場合
響設備工事等に係る工事費	<u>#</u> m/	のみであること)	工事・委託共に 100 万円以	・経常的なものが含まれている場合
(街路灯等の装飾イルミネーショ	オーショ	・イベント実施期間内に係る経費	上の場合、提出すること。見積	・イベント実施期間外に係る費用
ンの取付撤去委託料を含む)	(£)		書については3社分必要。	
イベントの企画、運営の委託に要	委託に要	・イベントの一部についての企画、運営の委託である	口業者選定議事録	・イベントの企画、運営を全て委託した場合
する経費		CI C	100 万円以上の場合、3 社	
			見積りを徴し、業者を選定した	
			経緯が分かるものを提出	
会場警備、廃棄物処理等を委託す	を委託す	・警備会社等もしくは廃棄物処理業者への委託経費		
3経費			ロマニフェスト伝票	
			廃棄物処理の場合	
181 会場賃借料		・貸主が業として貸している場合の賃借料	口契約書	・準備~撤去までの間以外の会場賃借料
_		・イベントの準備から撤去までの間のもの		・左記、提出書類がない場合
		・貸主が実施主体である商店会関係者、その同居する		・駐車場を借用した際、代替場所として使用し
		親族の場合は、賃貸借契約書を取り交わしていること		たコインパーキング代
模擬店(焼きそば等)、金魚すくい、	₹ 3 <01.	・模擬店、ゲーム類を行うための会場設置に係る経費	口売上台帳(代表者及び会計担	・収益があるのが明らかで、売上台帳が提出さ
輪投げ等のゲームを行うための経	にめの終	・収益がある場合、計上されているか。(売上やフリ	当者の署名・印鑑があること)	れなかった場合
費(模擬店の材料費等の経費は区	経費は区	-マーケットでの出店料等)		
(2)				

(3) 景品購入費

, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,			
区分	対象となるもの	領収書の他に提出するもの	対象外となるもの
抽選会や福引の景品の購入に要す	・抽選会等の景品及び商品券(不特定多数の者に予め、	□景品台帳	・景品の内容、本数が事前周知されていない場
る経費、ビンゴ大会やクイズ大会	景品内容・本数が周知されているもの)⇒ポスターや	等級、それぞれの本数及び当	⟨□
等のゲーム景品・副賞	チラシ等に記載があること	選者数が確認できるもの	・景品単価が1万円を超える部分(税込)
	・景品単価1万円以下(消費税込)の部分	口現物、成果物	・景品総額が 90 万円を超える部分(税込)
	・総額で90万円以下の部分(送料は含めない)	ポスター、チラシ	・現金、宝くじ、大型店、百貨店(会員の場合
	・予め周知した個数以下の部分	□写真	は対象)の商品券等
	・商店会独自の商品券(換金分のみ)	購入した景品全ての写って	・配布されていない景品分及び換金されていな
		いるもの、配布している様子が	い商品券
		分かるもの、現場写真	・事前周知した個数を超える景品購入費
		口商店会商品券換金簿、又は換	・ポイントカード(特定の者のみが対象となる
		金時に個店が発行した領収書	ため)

-					
182	(4)記念品購入費				
-	区分	対象となるもの	領収書の他に提出するもの	対象外となるもの	
	イベント来場者・参加者に配布す	・不特定多数の者に予め、内容、本数を周知した記念	口現物、成果物	・記念品の内容、本数が事前周知されていない	
	る記念品、無料配布物	品や無料配布物等(ボスター、チラシ等による記載)	ポスター、チラシ	¹	
	イベント来場者・参加者に無料で		□写真	・来賓等特定の者に対する記念品	
	提供する模擬店の材料費		購入した景品全ての写って	・配布されていない記念品	
			いるもの、配布している様子が	・洒類の購入費	
			分かるもの、現場写真	・事前周知した個数を超える記念品購入費	

(2)出海紫

区分	対象となるもの	領収書の他に提出するもの	対象外となるもの
大道芸やコンサート出演者への出	・出演料(1 件当たり1日100万円以下)		・1 件当たり 100 万円以上の部分
演料に要する経費			・出演料の他に飲食等を提供する場合

(6) その他諸経費

区分	分	対象となるもの	領収書の他に提出するもの	対象外となるもの
+	イベント事業のために雇い入れた	・アルバイト賃金(時給 1,000 円以下の部分	・賃金台帳	・時給 1,000 円を超える部分
短真	短期雇用者の賃金	⇒領収書に作業者、作業内容、時間単価、作業時間が 記載されているもの		・商店会関係者のアルバイト料
7	イベント事業への協力、設備、物	・商店会関係者以外のイベント協力者への謝礼	・割礼台帳	・現金謝礼
00 #III.	\blacksquare	・1 団体又は、1 個人に対し合計 5,000 円以内のも	・受領書	・商店会関係者また、その親族への謝礼
2	への謝礼	0		・受領書のないもの
				・行政機関、近隣挨拶費に係る経費
				・合計 5,000 円を超える部分の謝礼
				・役員や来賓者等の特定の者に係る経費
				・打ち上げなどの宴会経費、飲食店での食事代
語信	賠償責任保険、損害保険料等	・イベント実施期間中(準備及び撤去期間を含む)の	・保険の中身が確認できるもの	・内部(スタッフ用)向けのもの
		保険料で来街者等の外部向けのもの	・保険期間が確認できるもの	・イベント中上保険
183		・賠償責任保険、損害保険		・イベント期間中でない保険料
· 三	道路使用許可手数料	・道路使用許可申請等	・道路使用許可申請書等	
# 1	事業系一般ごみ手数料又はごみ処	・イベント時に使用した一般ごみ等の処理に係る経費		
描	理券購入費	(処分量が適正なもの)		
郵決	郵送料	・案内状等の送付(広報用のみ)	・送付先リスト等	・特定の者(役員・町会長など来賓)への郵送
		・参加申し込みに対する回答や景品を後日発送する等の経費		に係る経費
7	イベントで使用した共有物のクリ	・はっぴ、紅白幕等のクリーニング代	・はっぴ、紅白幕等を使用して	・使用実績のないもの
<u>'j'</u>	ニング代		いることが分かる現場写真	
撮影	撮影代	・イベント実施状況確認のため提出する写真の撮影に	・撮影した写真	・総額1万円を超えるもの
		係る経費(総額1万円以下の部分)	※補助対象経費に係る写真が	
		・使い捨てカメラの購入費	漏れなく撮影されていること	
		・現像代		

(6) その他諸経費

区分	対象となるもの	領収書の他に提出するもの	対象外となるもの
振込手数料	・振込手数料	・振込依頼書等	・補助対象外経費に係る振込手数料
	・代引き手数料	・振込明細	
運搬費	・配達業者による運搬費、配達代		・個人による運搬に関する経費(交通費、ガソ
			リン代、手間賃等)
事業実施に直接必要な備品購入費	・リースより購入する方が安価な場合	・備品台帳	・当該事業以外に利用可能な場合
	・リースできない理由が明確であるか		・当該事業実施に直接必要のない備品
			・リースが可能な場合
			・備品の修理代
事業実施に直接必要な消耗品費	・使用量の確認できるもの		・汎用性の高いもの
			・文具類
			・使用実績のないもの
			・補助事業に直接必要のない経費
模擬店材料費(有料で提供する場	・売上台帳の提出があること	・売上台帳	・売上台帳の提出がない場合
⇔)			

※上記に記載のない経費については、事前にご相談ください。

※経費に係る領収書等については、必ず以下の項目をご確認ください

- ・事業者が業として行っているサービスの領収書であること。
- 但し書きの ・金額の内訳(単価・数量)や対象物品・サービスの使途などが不明なものは対象外となります。(~工事一式等の記載のみは不可) 代わりに、明細が確認できる他の書類(請求書、納品書等)を添付いただいても構いません。
- ・領収書等に年月日が記載されていること。(平成 26 年 4 月 1 日~平成 27 年 3 月 31 日以外の場合、補助対象外です。)
- 宛名が正式名称で記載されていること。(正式名称とは、申請時に書いていただいた商店会名となります。)
- 実行委員会制を採ってイベントを実施したい場合、実行委員会名簿(商店会で構成されたものに限る。商店会以外の団体が含まれている場合 は受理できません。)が提出された場合のみ、実行委員会宛の領収書を補助対象とします。
- ・複数商店会で事業実施(共催事業)した場合、領収書等の宛名が代表商店会名(申請商店会名)であること。

4. 平成26年度 イベント事業注意事項(必ず確認してください!)

① 4月に実施する事業について

⇒事業の承認日は、4月1日です。領収書の日付が4月1日以前のものだと対象外となります。 また、4月1日に実施する事業については、事前に行う周知費用が補助対象外となります。

② 景品及び記念品 (無料配布品) の事前周知について

⇒ポスター・チラシ等で事前周知のない景品及び記念品は補助対象外となります。景品等を用意する場合は必ず、**景品**の<u>内容</u>、等級別<u>当選本数</u>、記念品の<u>内容</u>、配布個数を正確に掲載し周知を実施してください。

③ 請求書、領収書等について

⇒必ず宛先は正式な商店会名(申請時記載した商店会名)とし、日付や但し書き欄に内容や数量が明記されているものをご提出ください。但し書き欄に記載がない場合、該当領収書の請求書・納品書等の内訳が分かる書類を別途添付してください。(その際も、宛名・日付等にご注意ください。)また、領収書等の課税文書には金額に応じて、印紙税がかかります。印紙の貼付漏れがある場合、補助対象外となりますのでご注意ください。

※印紙税についてご不明な点がある場合は最寄りの税務署にお問い合わせください。

④ 物品購入時のポイント加算について

⇒クレジットカード・ポイントカードを使用して、物品を購入しポイントを取得した場合、物品の 購入経費自体が補助対象外となります。

⑤ 事業者負担の振込手数料について

⇒振込手数料が事業者負担で、差し引き支払いの場合は、<u>請求書に「振込手数料は請求金額より差</u>し引いて入金ください」等の明記が必要です。

⑥ 経費一件当たりの金額が 100 万円を超える場合

⇒<u>見積りを3社分</u>揃え、<u>業者選定委員会の議事録</u>を作成し提出してください。また、100万円を超える経費の場合、必ず<u>契約</u>が必要となります。(実績報告時に契約書を提出していただきます。)

⑦ 事業の中止の取扱いについて

⇒交付決定があっても、イベントが申請した内容で実施できなければ補助金は交付できません。費用が生じていた場合でも、雨等で中止となった事業にかかる経費は、補助の対象となりません。

⑧ 事業の変更・中止する場合

⇒事業名の変更(1字でも)や実施期間の変更(1カ月以上の変更)、事業内容の大幅な変更、事業とのものを中止する場合は、事前に変更届けを提出する必要があります。

⑨ 書類に使用する印鑑について

⇒申請書・実績報告書等の書類に使用する印鑑は全て統一してください。(シャチハタは不可)

⑩ 補助金請求書について

⇒□座名義人記載欄に誤りが多く見受けられます。1字の間違いだけでも補助金の振込ができなくなってしまいますので、再度のご確認をお願いいたします。

⑪ 申請後、代表者(会長等)が変更となった場合

⇒変更届けの提出が必要となります。変更となった際は、産業振興センターまでご連絡ください。

(1) ポスター・チラシの記載例

正式なイベント名を記載

意思を意り踏し

平成 26年 12 月 1 日~12 月 24日

お楽しみ抽選会

12月24日開催!

期間中、商店会加盟店にて 1,000 円のお買い物につき 抽選券 1 枚を差し上げます!

特賞	商店会お買い物券(1万円分)	5本
1等	商店会お買い物券(5千円分)	10本
2等	商店会お買い物券(1千円分)	50本
3等	お米 (5kg)	50本
残念賞	ティッシュ	100本

抽選会にご来場の方**先着200名様**に **ジュース**をプレゼント!

なみすけ商店街振興組合

無料配布品や記念品の 用意数を明記。明記され ていない場合や「もれな く」の周知は対象外。

正式な商店会名を記載

抽選会等を実施する場合は、参 加条件を記載すること。

各景品の**等級・品名・数量** (本数)を明記。明記されてい ない場合は対象外。

品物の種類が多く掲載できない場合は、別に一覧表を掲示。

抽選会場等に掲示し、 掲示している様子を 写真に撮って提出



※景品表記の悪い例

特賞	商店会お買い物券(1万円分)	5本
1等	商店会お買い物券(5千円分)	10本
	\$	
残念賞	生活用品等 もれなくプレゼント!	

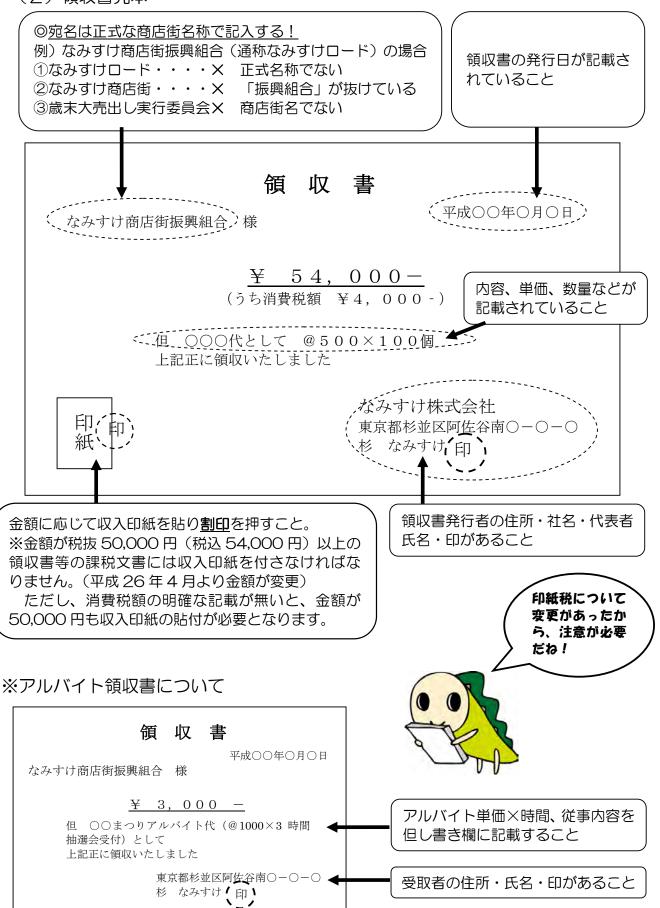
- 「等」などまとめた表記は×
- ・もれなくといった表記も×

【注意!】

- ・個数表記は必ず記載する。
- ・記念品についても個数表記をする。



(2)領収書見本



5. 事業申請について

(1) 申請に必要な書類

杉並区新・元気を出せ商店街事業費補助金交付申請書【第 1 号様式】
事業計画書【別紙1】
事業費経費別明細(補助対象経費一覧表)【別紙2】
収入明細【別紙3】
実行委員会名簿(実行委員会名で申請する場合のみ)【様式任意】
会則
役員名簿
過去2カ年分の決算書類

- ※複数事業を申請する場合、上記の書類をコピーして事業ごとにご記入ください。
- (2) 提出期限 **平成26年3月3日(月) 厳守**
- ※「平成26年度 商店街支援事業利用希望調査書」と同時にご提出ください。
- (3) 提 出 先 杉並区商店会連合会(インテグラルタワー2階) 〒167-0043 杉並区上荻1-2-1 電話03-3220-1221

○事業変更又は中止について

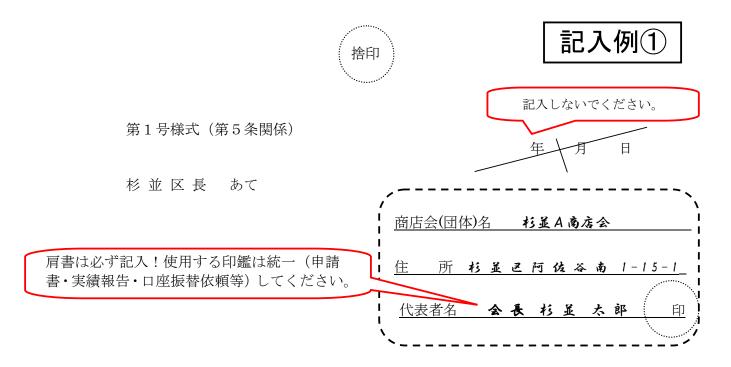
(1)提出書類

	杉並区新・元気を出せ商店街事業変更等承認申請書【第3号様式】	
--	--------------------------------	--

(2)変更届けを提出しなければならない場合

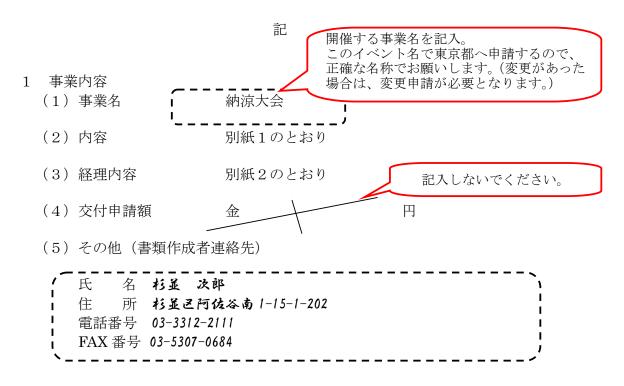
事業名の変更(1字でも)や実施期間の変更(1カ月以上の変更)、事業内容の大幅な変更、事業そのものを中止する場合。

(3) 提 出 先 杉並区産業振興センター(インテグラルタワー2階) 〒167-0043 杉並区上荻1-2-1 電話03-5347-9138



杉並区新・元気を出せ商店街事業費補助金交付申請書

標記の補助金に係る事業を下記のとおり行うので、杉並区新・元気を出せ商店街事業費補助金交付要綱第5条の規定に基づき、申請します。



なお、補助を受けるにあたり、区が行う必要な個人情報の収集に同意いたします。

商店街振興事業名

杉並区新・元気を出せ商店街事業

1 事業名

納涼大会

2 商店街名

杉並A商店会

イベント期間中に利用期限のある商店会独 自の商品券等を発行した場合は、換金期間 終了日を期日最終日として記入する。実績 報告の提出〆切はその日から1カ月以内とな ります。

3 実施期間(景品等交換期限を含む。)

平成 26 年 8 月 25 日 から 平成 26 年 9 月 30 日 まで

4 実施場所

杉並A商店会内

5 共催する商店街名又は団体名

杉並B商店会

何を実施するのか具体的に記載

6 事業の具体的な内容

今回で15回目を迎える事業であり、地域にも浸透してきており、楽しみにしている方も多く、当商店街のPRおよび顧客 サービスを目的として実施する。

<内容>

- ①ポスター、チラシ、パンフレット、立て看板を作成し、イベントを周知する。
- ②盆踊り大会を実施する。
- ③盆踊りの参加者先着100名様にかき氷を無料配布する。
- ④抽選会
- ・期間中買い物をされた方に500円につき1枚の抽選券を配布する。
- ・抽選券1枚につき1回抽選を行う。当選した等級に応じて景品を進呈する。
- 1等:テーマパークチケット、2等:区内共通商品券、3等:商店会商品券、4等:ポケットティッシュ
- ⑤バンド演奏を実施する。
- ⑥道路使用料を支払う。

景品については、何を用意する のか具体的に記載する。(予定で 構いません)

- ①収益事業の有無 (有)・無
 - ②収益事業が有の場合、具体的な内容と見込額
 - ・焼き鳥、フランクフルトの販売 @100×500個=50,000
 - •フリーマーケットの区画料 @1,000×20=20,000
- |8 期待される効果(具体的に)

参加者は年々増加しており、商店街のPRやイメージアップに大変効果がある。

チラシやポスター、ペナント等で抽選会の周知をすることにより、各店の売上が向上する。

また、抽選会の景品を商店街加盟店で利用できる商品券にする相乗効果により、商店街利用回数の増加が期待でき

各店舗の売上高10%アップ、イベント実施時の来街者数10%アップ(対前年同期比)をめざす。

(目標来街者数 3,000 人)

9 本申請についての連絡先等

① 担当者名 ____ 杉並 太郎

② 電話番号 03-3312-2111

③ FAX番号 03-5307-0684

④ メールアドレス sangyo-k@city.suginami.lg.jp

別紙2 事業費経費別明細(*イベント事業の場合

\(\frac{1}{2}\)

捨印

─ 記入例③

納涼大会 商店街名 杉並A商店街 イベント名 (単位:円) 数 量 備考 単 価 金 額 経費名称 補助対象経費 補助対象外経費 事前周知に要する経費(区分①) 883,000 チラシ印刷 100,000 10,000 10 100,000 33,000 0 新聞折込 10,000 3.3 33,000 ポスター印刷 100,000 100,000 100 1,000 立て看板 30 1,000 30,000 30,000 抽選券印刷 50,000 8.4 420,000 420,000 1,000 商品券印刷 200 200,000 200,000 0 会場設営及び運営委託に要する経費(区分②) 325,000 盆踊り櫓設営費 150,000 150,000 150,000 会場電源工事 140,000 140,000 140,000 机・椅子リース 10 2,000 20,000 20,000 廃棄物収集処理委託 15,000 15,000 15,000 景品購入費 (区分③) 235,000 景品費の単価上限は1 テーマパークチケット 30 150,000 150,000 5,000 万円です。 区内共通商品券 100 500 50,000 50,000 総額では90万円が上限 300 100 30,000 30,000 商店会商品券 となります。 ポケットティッシュ 500 10 5,000 5,000 記念品購入費(区分④) 35,000 0 氷(かき氷用) 20,000 20,000 20,000 シロップ (かき氷用) 10 500 100名分 5,000 5,000 10,000 10,000 10,000 カップ(かき氷用) 出演料(区分⑤) 20,000 0 バンド演奏 20,000 0 1 20,000 20,000 その他諸経費(区分⑥) 147, 100 0 30,000 模擬店材料 (焼き鳥) 300 30,000 100 0 模擬店材料 0 300 売上あり 100 30,000 30,000 (フランクフルト) パック 10,000 10,000 10,000 アルバイト (会場整理) 40 1,000 40,000 40,000 道路使用許可 2, 100 2, 100 2, 100 損害賠償保険 10,000 10,000 10,000 傷害保険 10,000 10,000 10,000 ブルーシート 10,000 フリーマーケット用 1,000 10,000 10 クリーニング代 10 500 5,000 5,000

計

合

1,645,100

1,645,100

^{*}記載欄不足の場合は、適宜行を挿入し記載すること。

^{*}間接補助事業毎に、本表複写の上記載すること。

記入例(4)	備考							
明細	収入額	¥825,100	¥820,000	(4) (負担する金額を記入。 (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)				¥1,645,100
収 入 明 細 商店街名:杉並A商店会	内容	负担金	鱼桂金	実際に商店				
イベント名:納涼大会	収入項目	杉並A商店会	杉並B商店会					پ

6. 事業実績報告について

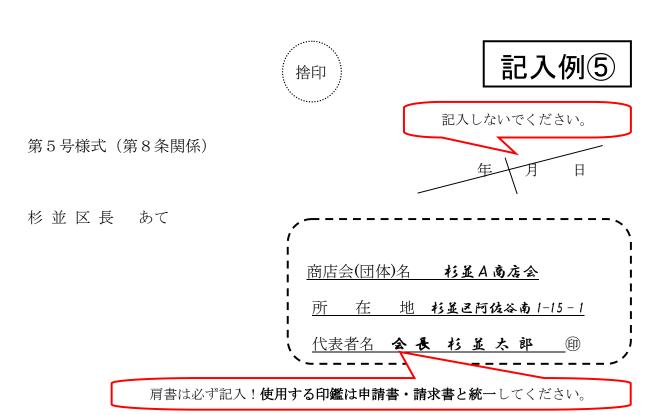
(1) 実績報告に必要な書類

「※」の印がついた書類については、該当する場合のみ提出する。

杉並区新・元気を出せ商店街事業実績報告書【第5号様式】
事業内容書【別紙1】 記入例⑤
事業費経費別明細【別紙2】 記入例⑥
収入明細【別紙3】
景品台帳【別紙4】※
賃金台帳【別紙5】※
謝礼台帳【別紙6】※
備品台帳【別紙7】※
売上台帳【別紙8】※
別紙2に係る領収書・請求書等
振込の際の振込受付書(100万円以上の契約の場合〈注1〉)
イベント事業に係る現金出納簿等
ポスターやチラシ等の成果物(現物)
写真(ポスター掲示等事業周知、景品、製作物など経費に関わるものは必ず撮影する。)
補助金交付請求書兼口座振替依頼書【第7号様式】
委任状(通帳の名義が会長以外の名義になっている場合のみ必要。)

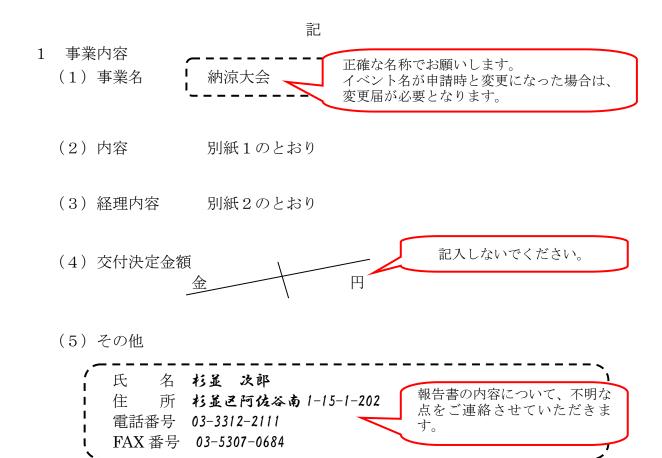
〈注1〉100万円以上の経費がかかるものについては、3社以上の見積書を徴すること。また、 契約も取り交わすこと。実績報告時、関係書類(仕様書、契約書、請求書、納品書等)を提出していただきます。

〈注 2〉複数事業を申請する場合、上記の書類をコピーして事業ごとにご記入ください。



杉並区新・元気を出せ商店街事業実績報告書

標記の補助金に係る事業が完了したので、杉並区新・元気を出せ商店街事業費補助金交付要綱第8条の規定に基づき、下記のとおり報告します。



別紙1	(イベ	ント事業	を の場	景合)						护	訂									Ē	5	入	1	列	6)
商店往	封振興	事業名				杉並	区新•	元気を	出せ商店	<u>····</u> 街事	業	<u>·i`</u>														
1 事	業名										•															
紗	h涼大:	숲 🛑	4	甲詞	清時	と事業	集名 7	が変更	になる場	合、	変.	更后	を	是出	1											
2 商	店街名	<u></u>										┰		曲	害]	た甘	主体	相見	引から	.14	, 日	DI.	F		-	
杉	≶並AĀ	商店会										ı	其						合、					7		
3 実	施期間	引(景品	等交	換期限	を含む	<u>t</u> s)						_		Z												
	平成	26	年	8	月	25	日	から	平成	2	26	年		9	月	3	0	日	まて							
4 実	施場所	F																								
杉	έ並ΑŘ	商店会園	勺							Гъ	丰 杂	÷ (1)	目石	⊢ 6/5	<i>+></i> 1±1	索」	1ァン	51.33	ては、	由	主言	1去) >	- ∄L	面门	١	
5 共	催した	商店街	名又	は団体	名											_			くださ			-1 1 (⊂	- p I	四し		
杉	∮並B雨	寄店会								L		_													╛	
6 事	業の具	具体的な	内容	Ξ						_																
① ② ③ ④ • • • • • • • • • • • • • • • • • •	くが増進期抽等盆模リングを開選中を商踊機の	マー1,00 設置し、 りの会 買い会 で で が で が で が で が で が で が で が で が で が	00枚、金田本のを選出が、高い、高い、高い、高い、高い、高い、高い、高い、高い、高い、高い、高い、高い、	り大会を 着100 れた方り た いた等級 500円 ブランク	と実施 こ500 く300 く300 11 区画	直した。 にかき)円にて が本(商 芸にま ト)を実	(8月) 水を約 できる (8月) かきる (8月) かき	25日) 無料配布 枚の抽過 進呈した の換金 影を盛り 1個10 地域の	選券を進 た。1等: 期限: 9月	呈した テー・ 30日 売した	こ。 マバ I)、 こ。(ー/ 4等 売_	ッチ? :ポ 上げる	ケット ケッ! あり)	、×3(トティ)本、 ッシ:	2等	:区			: En 3	券 5,	0000	円×	102	本、
2	収益	事業が	有の場	$\overline{}$			容と金	額を記	入	-																
		i、フラン マーケッ						00個=50 20,000),000																	
		恒後の努		/+- + / ±/.	. 1. 34	Fe de U	Laco	/ -> -0	1 	+- o 1	D (,	,,,,	0,	- 1. -	إماد ميار	ш 2	. d d.							
チまた	ラシャ た、抽 .。	マポスタ 3選会の	ーで 景品	抽選会として発	の周	知をした商品	たこと 吉街カ	により、 ロ盟店で	し、商店行 各店の売 利用でき り、商店	上がる商	15' 品券	% 序の]上l 換品	た。 i率i	‡90°	%をは	超え			-	回梦	数の	増力	口に動	繋が.	9
	(来往				5,0	000	人)																		
*	(申請	時の来行	封者数	数と概え	15割	以上の	つ増減	があるま	場合には	理由	を記	人														
		と比較し についっ				とした、	ことに	加え、允	全画の内容	容を	充実	させ	たた	こ め。												
6	\ 1 0 \	以少力			₩.¥+	十五四				6	信	‡ 1 . 37°				0.2	991	g. 0	111	T						
(l	ノ 担≘	当者名		/	沙业	太郎				2	毛	話番	7	-		03-	331	Z-Z	111							
3) FA	X番号		03-	-530	7-068	34			4	メー	ール	アド	レス	_		sa	ngyc	-k@c	ity.	sug	inan	ni.lg	.jp		
. 881	444	事業毎		111		L == +h																				

別紙2 事業費経費別明細 (*イベント事業の場合)

イベント名		納涼大会	2	商店街名	杉並A商店会						
						(単位:円)	海巾事				
経費名称	数量	単 価	金額	補助対象経費	補助対象外経費	用途を記載	領収書 NO				
事前周知に要する経費	(区分①))		683, 000	0						
チラシ印刷	10,000	10	100, 000	100, 000	0	イベント周知用チラシ	-				
新聞折込	10,000	3. 3	33, 000	33,000	0	1のチラシを新聞折込み	:				
ポスター印刷	100	1,000	100,000	100,000	0	イベント周知用ポスター	:				
立て看板	30	1,000	30, 000	30, 000	0	イベント周知用看板					
スクラッチカード印刷	50,000	8. 4	420, 000	420, 000	0	抽選会用					
会場設営及び運営委託に	要する経費	(区分②)		330, 000	0						
盆踊り櫓設営費	1	150, 000	150, 000	150, 000	0	盆踊り用櫓の設営委託					
会場電源工事	1	140,000	140, 000	140, 000	0	盆踊り用の夜間照明					
電気料	1	5,000	5, 000	5, 000	0	II					
机・椅子リース	10	2,000	20, 000	20, 000	0	会場受付用	1				
廃棄物収集処理委託	1	15,000	15, 000	15, 000	0	模擬店の廃棄物処理用	1				
景品購入費 (区分③)				355, 000	0						
テーマパークチケット	30	5,000	150, 000	150, 000	0	抽選会景品	1				
区内共通商品券	100	500	50,000	50, 000	0	II	1				
商品券換金	300	500	150, 000	150, 000	0	II	1				
ポケットティッシュ	500	10	5, 000	5, 000	0	II.	1				
記念品購入費 (区分④))			35, 000	0						
氷(かき氷用)	1	20,000	20, 000	20,000	0	先着100名分	1				
シロップ(かき氷用)	10	500	5, 000	5, 000	0	II	1				
カップ(かき氷用)	1	10,000	10, 000	10,000	0	II .	1				
出演料 (区分⑤)				40,000	0						
バンド演奏	1	20,000	20, 000	20, 000	0	※支払い先を記載	1				
 大道芸	1	20,000	20, 000	20, 000	0	※支払い先を記載	1				
その他諸経費(区分⑥))			147, 100	0						
模擬店材料 (焼き鳥)	300	100	30, 000	30,000	0	売上げあり(1本100円)	1				
模擬店材料 (フランクフルト)	300	100	30, 000	30,000	0	売上げあり(1本100円)	1				
パック	1	10,000	10, 000	10,000	0	模擬店用	1				
賃金 (会場整理)	40	1,000	40,000	40,000	0	8名分	19~26				
道路使用許可	1	2, 100	2, 100	2, 100	0	フリーマーケット実施用	2				
損害賠償保険	1	10,000	10,000	10, 000	0	8月25日分	2				
傷害保険	1	10,000	10,000	10,000	0	8月25日分	2				
ブルーシート	10	1,000	10,000	10,000	0	フリーマーケット実施用	3				
クリーニング代	10	500	5, 000	5,000	0	スタッフ半被クリーニンク゛	3				
	,		1, 590, 100	1, 590, 100	0						

	<i>収 入</i>	. 明細	記入例⑧
イベント名: 納涼大会	商店街名:杉並4	<i>商店会</i>	
収入項目	内容	収入額	備考
杉並A商店会	負担金	795,100	
杉並B商店会	負担金	795,000	
売上	模擬店	100,000	
승 計		1,690,100	

イベント名: 納涼大会		景 品 台 帳		記入例9
等級	本数	景品名	当選者数	備考
1等	10	テーマパークチケット	, ₇ -	
2等	30	区内共通商品券	25	
3等	100	商店会商品券	90	
4等	500	ポケットティッシュ	362	
事前周知	印した数を記載する		ント実施時、実際数を記載する。	祭に配布

	<i>ト名: 納涼大</i> 主体である商		賃 商店街名: A 及びその同居する親族に対して支出す	彡並A商店会	帳		į	記入例⑩
領収 書番 号	氏	名	住 所	時間単価	時間	日数	賃金額	従事内容
1	杉並 三郎		杉並区高円寺北〇-〇-〇	1,000	3	\ 1	3,000	抽選会受付
2	商店 なみこ		杉並区上荻〇-〇-〇	1,000	3	I I 1	3,000	抽選会受付
3	振興 太郎		杉並区西荻窪〇-〇-〇	1,000	3	. 1	3,000	抽選会受付
		6時間を超	の上限は1,000円まで。 望える就労の場合、労基法上休 となりますのでご注意ください。	憩時	<u>アル</u>			合、賃金台帳の他 - -
	合計				9	3	9,000	

イベント名:納涼大会	唐	<i>謝 礼 台 帳</i> 防店街名:杉並A商店会		記入例⑪
相手先	住 所	謝 礼 理 由	品物	金額 備考
杉並 太郎	杉並区阿佐谷南〇-〇-〇	抽選機貸出謝礼	/ ■ 菓子折り	5,000 FD
杉並 一郎	杉並区阿佐谷南〇-〇-〇	抽選場所貸出謝礼	ビール券	5,000 日
	また、5, 0	る謝礼は対象外です。 000円を超える謝礼も超えた部分 対象外となります。	, し いても 書がる	台帳に受領印を押していただ は構いません。他に謝礼受領 あれば、謝礼台帳に受領印を 必要はありません。

様						妥	எ	₹	<u> </u>			受	領書		本
として、 を受領しました。 平成 年 月 日 氏名: ⑩ 杉並A商店会 様 謝礼の対象が団体の場合、個数を記載すること。 納涼大会の会場整理謝礼として、果物セット(20セット)を受領しました。 平成 26 年 8 月 25 日 氏名: なみすけ ⑩ (団体の場合は団体名・代表者名・⑩)						_	(1)	< ■	•						
として、 を受領しました。 平成 年 月 日 氏名: ⑩ 杉並A商店会 様 謝礼の対象が団体の場合、個数を記載すること。 納涼大会の会場整理謝礼として、果物セット(20セット)を受領しました。 平成 26 年 8 月 25 日 氏名: なみすけ ⑩ (団体の場合は団体名・代表者名・⑩)															
として、 を受領しました。 平成 年 月 日 氏名: ⑩ 杉並A商店会 様 謝礼の対象が団体の場合、個数を記載すること。 納涼大会の会場整理謝礼として、果物セット(20セット)を受領しました。 平成 26 年 8 月 25 日 氏名: なみすけ ⑩ (団体の場合は団体名・代表者名・⑩)						1.1									
平成 年 月 日 大名: 野歌 書 (住所: お並A商店会 様 納涼大会の会場整理謝礼として、果物セット(20セット)を受領しました。 納涼大会の会場整理謝礼として、果物セット(20セット)を受領しました。 大名: なみすけ ⑩ 氏名: なみすけ ⑩ (団体の場合は団体名・代表者名・卿)		1	l			様									
平成 年 月 日 大名: 野歌 書 (住所: お並A商店会 様 納涼大会の会場整理謝礼として、果物セット(20セット)を受領しました。 納涼大会の会場整理謝礼として、果物セット(20セット)を受領しました。 大名: なみすけ ⑩ 氏名: なみすけ ⑩ (団体の場合は団体名・代表者名・卿)															
平成 年 月 日 大名: 野歌 書 (住所: お並A商店会 様 納涼大会の会場整理謝礼として、果物セット(20セット)を受領しました。 納涼大会の会場整理謝礼として、果物セット(20セット)を受領しました。 大名: なみすけ ⑩ 氏名: なみすけ ⑩ (団体の場合は団体名・代表者名・卿)															
平成 年 月 日 大名: 野歌 書 (住所: お並A商店会 様 納涼大会の会場整理謝礼として、果物セット(20セット)を受領しました。 納涼大会の会場整理謝礼として、果物セット(20セット)を受領しました。 大名: なみすけ ⑩ 氏名: なみすけ ⑩ (団体の場合は団体名・代表者名・卿)															
(住所: 受領書 記入例① お並A商店会 様 謝礼の対象が団体の場合、個数を記載すること。 納涼大会の会場整理謝礼として、果物セット(20セット)を受領しました。 平成26年8月25日 氏名: なみずけ® (団体の場合は団体名・代表者名・卿)								حال	て、			を	受領し	ました	0
(住所: 受領書 記入例① お並A商店会 様 謝礼の対象が団体の場合、個数を記載すること。 納涼大会の会場整理謝礼として、果物セット(20セット)を受領しました。 平成26年8月25日 氏名: なみずけ® (団体の場合は団体名・代表者名・卿)															
(住所: 受領書 記入例① お並A商店会 様 謝礼の対象が団体の場合、個数を記載すること。 納涼大会の会場整理謝礼として、果物セット(20セット)を受領しました。 平成26年8月25日 氏名: なみずけ® (団体の場合は団体名・代表者名・卿)															
(住所: 受領書 記入例① お並A商店会 様 謝礼の対象が団体の場合、個数を記載すること。 納涼大会の会場整理謝礼として、果物セット(20セット)を受領しました。 平成26年8月25日 氏名: なみずけ® (団体の場合は団体名・代表者名・卿)									亚市		年		В		Р
世 (団体の場合は団体名・代表者名・⑩)									L 14%		+		Л		Н
世 (団体の場合は団体名・代表者名・⑩)									пр						
受領書 記入例① 杉並A商店会 様 謝礼の対象が団体の場合、個数を記載すること。 納涼大会の会場整理謝礼として、果物セット(20セット)を受領しました。 平成 26 年 8 月 25 日 氏名: なみすけ ® (団体の場合は団体名・代表者名・即)									氏名:						(EII)
受領書 記入例① 杉並A商店会 様 謝礼の対象が団体の場合、個数を記載すること。 納涼大会の会場整理謝礼として、果物セット(20セット)を受領しました。 平成 26 年 8 月 25 日 氏名: なみすけ ® (団体の場合は団体名・代表者名・即)															
杉並A商店会 様 謝礼の対象が団体の場合、個数を記載すること。 納涼大会の会場整理謝礼として、果物セット(20セット)を受領しました。 平成 26 年 8 月 25 日 氏名: なみすけ 即 (団体の場合は団体名・代表者名・即)									住所:					ı	
杉並A商店会 様 謝礼の対象が団体の場合、個数を記載すること。 納涼大会の会場整理謝礼として、果物セット(20セット)を受領しました。 平成 26 年 8 月 25 日 氏名: なみすけ 即 (団体の場合は団体名・代表者名・即)						<u> </u>									
杉並A商店会 様 謝礼の対象が団体の場合、個数を記載すること。 納涼大会の会場整理謝礼として、果物セット(20セット)を受領しました。 平成 26 年 8 月 25 日 氏名: なみすけ 即 (団体の場合は団体名・代表者名・即)														<i>I</i> — 1 <i>C</i>	
記載すること。 納涼大会の会場整理謝礼として、果物セット(20セット)を受領しました。 平成 26 年 8 月 25 日 氏名: なみすけ ⑪ (団体の場合は団体名・代表者名・卿)						受	稅	₹	ŧ				己人	例(<u>12</u>)
記載すること。 納涼大会の会場整理謝礼として、果物セット(20セット)を受領しました。 平成 26 年 8 月 25 日 氏名: なみすけ ⑪ (団体の場合は団体名・代表者名・卿)															
記載すること。 納涼大会の会場整理謝礼として、果物セット(20セット)を受領しました。 平成 26 年 8 月 25 日 氏名: なみすけ ⑪ (団体の場合は団体名・代表者名・卿)															
記載すること。 納涼大会の会場整理謝礼として、果物セット(20セット)を受領しました。 平成 26 年 8 月 25 日 氏名: なみすけ ⑪ (団体の場合は団体名・代表者名・卿)		杉並A	· 商店会			様			ねのさ	対象か	(田休	の提名	今 個	数を	
平成 26 年 8 月 25 日 氏名: なみすけ 印 (団体の場合は団体名・代表者名・卵)		12 == 7.				130		_				<i>∪ </i>	□ , <u> ₽ </u>	<u> </u>	
平成 26 年 8 月 25 日 氏名: なみすけ 印 (団体の場合は団体名・代表者名・卵)															
平成 26 年 8 月 25 日 氏名: なみすけ 印 (団体の場合は団体名・代表者名・卵)									1/						
平成 26 年 8 月 25 日 氏名: なみすけ 印 (団体の場合は団体名・代表者名・卵)								<u>, </u>		.	_				
氏名: なみすけ 印 (団体の場合は団体名・代表者名・印)	納涼大会	その会場	易整理	謝礼とし	して、昇	₹物-	セッ	ካ(2 _	ロセット)を受行	頂しまし	た。			
氏名: なみすけ 印 (団体の場合は団体名・代表者名・印)															
氏名: なみすけ 印 (団体の場合は団体名・代表者名・印)															
(団体の場合は団体名・代表者名・⑪)									平成	26	年	8	月	25	日
(団体の場合は団体名・代表者名・⑪)															
(団体の場合は団体名・代表者名・⑪)									氏名:	な	みすけ	F			
											合は団		代表者	名•印)	

備品台帳

イベント名: 納涼大会 病

商店街名:杉並A商店会

記入例③

管理者: 会長	杉並 太郎 保管場所: 杉並A商店会	事務所(杉並区阿佐谷南)		7 / 1/ 1	
備品番号	品名称	取得年月日	廃棄年月日	·	備考
	規格	事由	事由	単位	金額
1	綿菓子機 (〇〇株式会社)	平成26年8月15日		数量1	式 40,000円

	, <u> </u>	上台帳	記入例14
イベント名: 納涼大会 売上項目	内 容	売上額	代表者及び会計担当者の署名及び押印
焼き鳥	@100×500本	50,000	
フランクフルト [@100×500本	50,000	
福引券売上	@20×2, 000枚	40,000	会長・会計担当の署
フリーマーケット出店料・	@1, 000×10店舗	10,000	タ・押印 を忘れずに!
合計	必ず <u>単価・数量</u> を言 すること。	_	会長 杉 なみずけ 印 会計 なみ 杉子 印

記入例15

第7号様式(第10条関係)*確定(精算)払の場合

補助金交付請求書兼口座振替依頼書

記入しないでください

請求金額

ただし、杉並区新・元気を出せ商店街事業補助金として、上記金額を請求します。 なお、標記金額を下記口座に振込んでください。

捨印を押してください 振 込 先 金 融 機 関 銀行) 杉並 金融機関名 信用金庫 阿佐谷 支店 信用組合 捨印 普通 2 当座 預金種目 0 1 2 3 4 5 6 口座番号 フリカ゛ナ スキ゛ナミショウテンカイ カイチョウ スキ・ナミ タロウ 口座名義人 杉显南店会 会長 杉显 太郎

年 月 日 記入しないでください

通帳の名義と必ず同一にしてください。(フリガナも) 1字でも違うと振込不能となります。

(EJI)

住 所 杉並已阿佐谷南1-15-1

商店会(団体)名 杉 丘 A 高店会

代表者名 会長 杉並 太郎

肩書は必ず記入!使 用する印鑑は統一(申 請書・実績報告等)し てください。 ※ 振込先口座の名義が理 事長・会長以外の名義になっている場合のみ必要で す。

記入例16

委 任 状

杉並区長あて

私は、

補助金交付請求書兼口座振替依頼書の口座 名義人と同内容で記載する。

住所 杉並区阿佐谷南○-○-○

を代理人と定め、下記の権限を委任します。

捨印

捨印を押してください

記

杉並区元気を出せ商店街事業補助金交付要綱第13条の補助金を受領すること。

第3号様式(第7条関係)

平成○○年○月○日

杉 並 区 長 あて

商店会(団体)名 杉並A商店会

所 在 地 杉並区阿佐谷南 1-15-1

代表者名 会長 杉並 太郎 ⑩

杉並区新・元気を出せ商店街事業変更等承認申請書

平成〇〇年〇月〇日付で交付決定の通知のあった標記事業の内容を下記のと おり変更(*中止)したいので、杉並区新・元気を出せ商店街事業費補助金交 付要綱第7条の規定に基づき、承認を申請します。

記

申請時の事業名を記載する。

- 2 変更(中止)の内容
 - ① 事業名を「納涼大会」から「第○回納涼大会」へと変更。
 - ② 開催期間「8月25日~9月30日」を「8月25日~10月30日」へと変更する。
- 3 変更(中止)の理由
- 「① 地域に根差したイベントとしてPRするため」
- ⅰ② 商品券の使用期限を延長し、より商店会を利用してもらうため
- 4 その他

理由は具体的に記載すること。

【参考】提出写真の撮影例

経費① 事前周知費用(ポスター・看板・フラッグ等)に係る写真

○ 正面から撮影



× 撮影角度が悪い、距離が遠すぎる等 内容が確認できない



○ フラッグ:文字の判別ができる



× フラッグ:文字が判別できない



経費③ 景品購入費に係る写真

○ 抽選会場や抽選の様子、景品一覧の掲示、購入(用意)した景品が全て写っている







× 抽選会場やその様子がよくわからない



←肝心の抽選機等が見えない



←景品写真が一部のみ

30

経費④ 記念品購入費

× 配布の様子がわからない



▶「このあたりで配布」と言われたが 写真では確認できない

○ 配布前(複数を袋詰めする時は、その前)に撮影



